

# 天草市こどもわくわく 応援プラン

第1期 天草市こども計画  
第3期 天草市子ども・子育て支援事業計画



令和7年3月  
熊本県 天草市



## はじめに

我が国では、急速な少子化の進行による労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的な社会・経済への影響が危惧されており、さらに児童虐待や不登校の件数が過去最多になるなど、こどもを取り巻く状況は深刻化しています。

このような危機的状況を踏まえ、国はこどもに関する取り組みや政策を我が国社会の真ん中に据えて強力に進めていくため、令和5年4月に「こども基本法」を施行し、こども家庭庁を発足するとともに、同年12月には「こども大綱」「こども未来戦略」を策定しました。



従来の「少子化対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」及び「子供の貧困対策に関する大綱」を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元化したこども大綱は、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、心身の状況、置かれている環境等に関わらず、将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会、いわゆる『こどもまんなか社会』の実現を目指しています。そして、その推進にあたっては、こどもや若者、子育て当事者等の意見を取り入れながら、次元の異なる少子化対策の実現に向けたこども未来戦略とあわせて取り組んでいくことが重要とされています。

今回策定した『天草市こどもわくわく応援プラン』は、こども基本法に基づく「こども計画」と子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」を一体的に作成したもので、本市におけるこどもや子育て家庭、地域や団体等の支援、公共施設の整備などに関する施策をまとめた総合的な分野別計画となります。

少子化や核家族化が進行している中、将来を担う『こどもたち』はかけがえのない存在であり、その成長と発展を支えることは、私たち大人の責任です。特に少子化が進む本市にとっては最も重要な課題です。本計画は、本市のこどもや若者が健やかに育ち、夢を持って未来を切り拓くための基盤を築き、地域全体でこども・若者を見守り、支援するための具体的な施策等を示したものです。今後この計画を通じて、地域の絆が深まり、笑顔が絶えない社会、故郷天草に生まれ育ったことへ誇りを持てる社会を目指してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり貴重なご意見やご助言をいただきました天草市次世代育成支援対策地域協議会委員の皆様をはじめ、ワークショップやWebアンケートにご協力いただきました幼保小中高校及び看護専門学校の児童・生徒並びに関係機関の皆様、様々な機会を通してご意見・ご協力をいただきましたすべての皆様に心から感謝を申し上げます。

令和7年3月

天草市長 馬場 昭治

## 【目 次】

第1章 計画の趣旨	1
1 計画策定の背景	2
2 計画の期間	3
3 計画の位置づけ	3
4 計画策定に向けた体制	4
(1) 天草市次世代育成支援対策地域協議会（市町村子ども・子育て会議）	4
(2) 子ども・子育て支援に関する基礎調査	4
(3) 天草市こども・若者会議	5
(4) パブリックコメント	5
5 天草市の特色	6
6 こども・若者・子育てを取り巻く現状	7
(1) 少子化の進行・若者の減少	7
(2) 共働き家庭の増加	10
(3) 貧困、虐待、障がい等の支援ニーズの増加・多様化	11
(4) 子育てに関する保護者からの意見	12
(5) こどもからの意見	14
(6) 第2期天草市子ども・子育て支援事業計画における取組と課題	15
第2章 計画の基本的な方向性	21
1 基本理念と目指すべきまちの姿	22
2 基本方針	23
(1) 安心してこどもを生き育てることができるまちを目指します	23
(2) こども・若者が心身ともに健やかに成長できるまちを目指します	23
(3) こども・若者が夢を持ち、自立した大人へ成長できるまちを目指します	24
(4) 地域ぐるみで子育てを応援し、笑顔があふれるまちを目指します	24
3 基本目標	25
第3章 施策の取組	28
1 施策の体系	29
2 基本施策	30
1-1 妊娠・出産にかかる健康支援と相談体制の充実	30
2-1 子育てや教育に関する経済的支援の充実	34
2-2 相談体制・情報提供の充実	37
3-1 児童虐待及びDV防止対策の充実	40
3-2 ひとり親家庭や貧困下にあるこども・家庭への支援	41
3-3 ヤングケアラーへの支援	42
3-4 療育体制の充実	43

4-1	こどもの権利に関する理解促進	45
5-1	こどもへの医療・健康支援	47
6-1	幼児期の教育・保育サービスの確保と充実	50
6-2	こどもが少ない地域の子育てや教育に関する支援	52
7-1	こどもの主体性を尊重した多様な活動の推進	53
8-1	若者の自立と社会参加のための支援	58
9-1	こどもの居場所の充実	60
9-2	地域の子育て支援の推進	61
9-3	家庭生活と子育ての両立の推進	62
10-1	子育て世代の移住・定住支援	63
10-2	結婚に関する支援	64
3	ライフステージごとの重点施策	65
第4章 各種需給計画 ～ニーズとサービス量の見込み～		67
1	子ども・子育て支援事業計画	68
	(1) 教育・保育提供区域の設定	68
	(2) 量の見込みの算出方法について	69
	(3) 教育・保育の量の見込みと確保方策	71
	(4) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	81
第5章 計画の推進		93
1	計画の推進体制	94
2	計画の点検及び評価	94
	(1) 計画全体の評価に係る成果指標（アウトカム指標）の設定	95
	(2) ライフステージごとの重点施策に係る活動指標（アウトプット指標）の設定	97
資料編		101
1	策定経過	102
2	子ども・子育て支援に関するアンケート調査の結果	104
3	こども意見聴取の結果	115
4	関係団体ヒアリング調査の結果	120
5	各種資料（統計データ等）	122

# 第1章

## 計画の趣旨

# 1 計画策定の背景

全国的な少子化の進行や核家族化、共働き家庭の増加など、こどもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、近年、様々な課題やニーズが表面化しています。共働きの増加に伴う保育ニーズの増加やワークライフバランスの問題、コロナ禍で加速してしまった地域とのつながりの希薄化や子育てに不安を抱える家庭の増加、障がいのあるこどもへの支援のニーズの多様化、予測困難な時代にあって将来に不安を抱く若者の増加など、課題は多岐に渡ります。また、こどもの貧困や虐待、ヤングケアラーの問題などが社会問題として認識されるなど、支援等の対応が急がれる課題もあります。

このような状況を受け、国では令和5年4月1日にこども家庭庁が設立され、同日に「こども基本法<sup>1</sup>」が施行されました。同法第10条において、市町村は国のこども大綱と都道府県こども計画を勘案して市町村こども計画を作成するよう努めることとされています。併せて、市町村こども計画には、子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく市町村子ども・若者計画、及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に規定する市町村計画を盛り込むことが求められています。

本市では、これまで、子ども・子育て支援法<sup>2</sup>に基づき平成27年3月に天草市子ども・子育て支援事業計画（計画期間：平成27年度～令和元年度）、令和2年3月に第2期天草市子ども・子育て支援事業計画（計画期間：令和2年度～令和6年度）を策定し、幼稚園や保育所（園）などの幼児教育・保育について、区域ごとに必要な量及び確保方策を設定し計画的整備を推進するとともに、地域における子育て支援策として一時預かり事業や延長保育事業、放課後児童健全育成事業（児童クラブ）などの様々な子育て支援事業について提供体制を整備してきました。第2期天草市子ども・子育て支援事業計画では、子育て支援に関する分野のほか、次世代育成支援行動計画の一部や母子保健に関する分野、並びにこどもの貧困対策に関する分野の計画も包含し、これらの施策を一体的に推進することで包括的な支援を行ってきたところです。

『天草市こどもわくわく応援プラン』は、こども基本法に基づく「市町村こども計画」とこれまでの「天草市子ども・子育て支援事業計画」を一体的に策定することで、これまで本市が推進してきた子ども・若者・子育てに関する様々な施策に全体として横串を刺して一元化し、それらを総合的・計画的に推進していくことを目指しています。策定にあたっては、国・県の動向を踏まえたほか、計画の対象となるこども自身や子育て当事者の意見にこれまで以上に耳を傾け、こどもにとってどのような施策が最善か等の検討を重ねました。今後は、本計画を基本にこどもや子育て家庭の視点に立ったこども施策を推進していきます。

<sup>1</sup> 令和5年4月1日施行。次代の社会を担うすべてのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を総合的に推進することを目的に、こども施策の基本理念や基本事項を定めた法律。

<sup>2</sup> 平成24年8月に制定。すべてのこどもの良質な成育環境を保障し、こども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、こども・子育て支援関連の制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、質の高い幼児教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援の充実を図るための法律。

## 2 計画の期間

この計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。

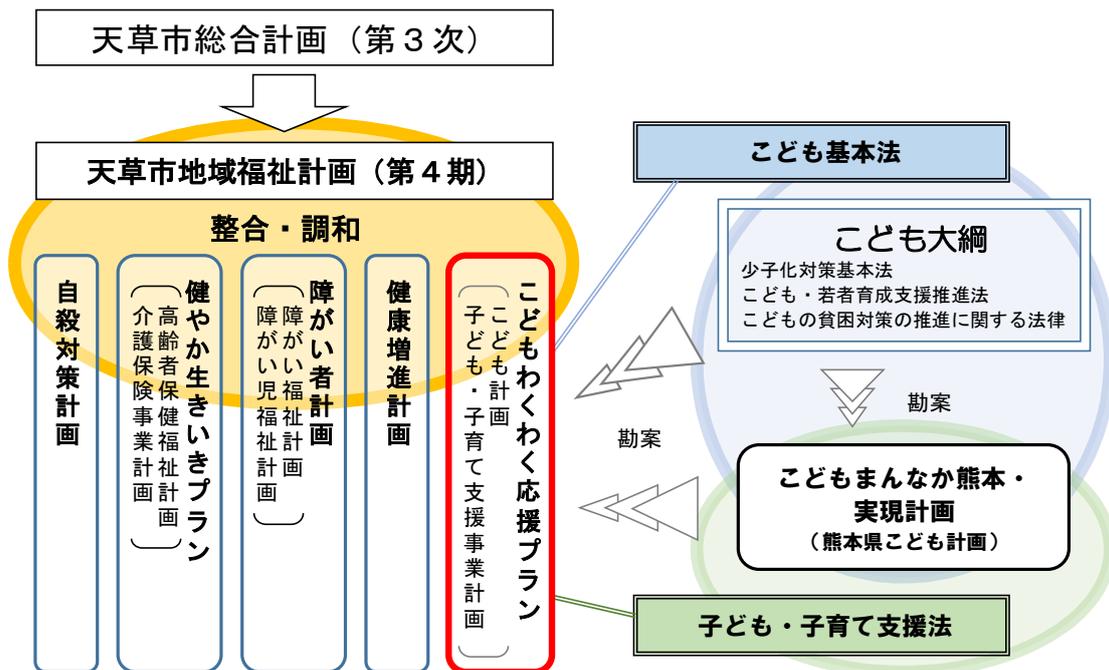
ただし、計画期間中であっても、関係法令の改正や社会情勢の変化、天草市総合計画の改定により、本計画の見直しが必要となった場合は、適宜、見直しを行うものとします。

年度	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
総合計画	第3次 天草市総合計画 (基本構想: R5~R11)						
	基本計画 (前期3年)			基本計画 (後期4年)			
子ども分野	第2期 天草市子ども・子育て支援事業計画 (R2~R6)		こどもわくわく応援プラン (R7~R11)				
			「第1期 天草市子ども計画」		「第3期 天草市子ども・子育て支援事業計画」		

## 3 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第10条第2項に基づく『市町村こども計画』と、子ども・子育て支援法第61条に基づく『市町村子ども・子育て支援事業計画』を一体のものとして策定します。

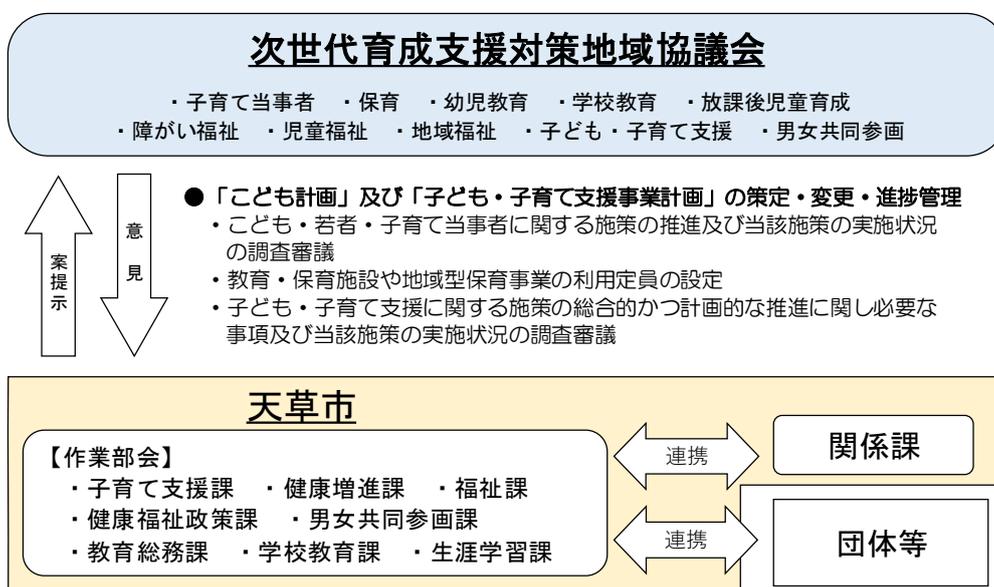
また、上位計画である「第3次天草市総合計画」及び保健・医療・福祉部門を統括する「天草市地域福祉計画」との整合を図るとともに、国の『こども大綱』並びに熊本県の『こどもまんなか熊本・実現計画』を勘案した、こども・子育て当事者の支援に関する総合的な分野別計画として位置づけます。



## 4 計画策定に向けた体制

### (1) 天草市次世代育成支援対策地域協議会（市町村子ども・子育て会議）

「子ども・子育て支援事業計画」の策定等にあたっては、子ども・子育て支援法により審議会その他の合議制の機関（市町村子ども・子育て会議）またはこどもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴くこととされています。本市においては、こどもの保護者及び子育て支援の当事者等で構成される「天草市次世代育成支援対策地域協議会」を合議制機関として位置づけました。また、施策の検討やとりまとめを行うため子育て分野に特に関係のある部署の担当で構成する作業部会を組織したほか、その他の各課担当者との連携体制を整えました。



### (2) 子ども・子育て支援に関する基礎調査

市内在住の未就学児及び就学児（小学校1～4年生）の保護者を対象に「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」を実施しました。本市の保育や子育て支援サービスの利用状況及び利用の意向、子育て世帯の生活実態、今後の要望、意見等を把握し、教育・保育ニーズや子育て支援事業の量の見込みの推計など、本計画策定の基礎資料としました（104～114 ページにアンケート結果の一部を掲載）。

調査時期	(発送日) 令和6年3月21日～ (回答期限) 令和6年4月15日	配布数	回収数	回収率
調査対象	天草市在住の未就学児の保護者	1,905	873	45.8%
	天草市在住の就学児（小学校1～4年生）の保護者	1,755	799	45.5%
調査方法	郵送による配布・回収	計 3,660	1,672	45.7%

また、日頃からこどもや子育てに関わっている関係団体や保育園・幼稚園を対象にヒアリング調査を実施して、関係団体や保育園・幼稚園からの視点によるこども・子育てに関する意見を聞いたほか、小学生から専門学校生を対象としたこどもアンケート調査を実施し、天草市を住みたいまちにするための意見を取りまとめ、本計画策定の基礎資料としました（こどもアンケートの結果の一部を 115～117 ページ、関係団体へのヒアリング結果を 120～121 ページに掲載）。

### （３）天草市こども・若者会議

本計画がこども・若者の声や意見を反映した計画となるよう、市内在住のこども・若者を対象に「天草市こども・若者会議」を開催しました。「みんなで考える 天草市の“いま”と“みらい”」をテーマに、自由に意見交換を行う参加体験型の会議（ワークショップ）を行いました。

本計画の理念や基本施策等は、こども達がワークショップで考えた本市のみらいのイメージを踏まえて検討したものです（118～119 ページに取りまとめた意見の一部を掲載）。

### （４）パブリックコメント

市民に対して本計画案の公表と説明を行い、意見を募集しました。これは行政運営の透明性を向上させ、市民との協働による施策の推進を目的として実施しました。

## 5 天草市の特色

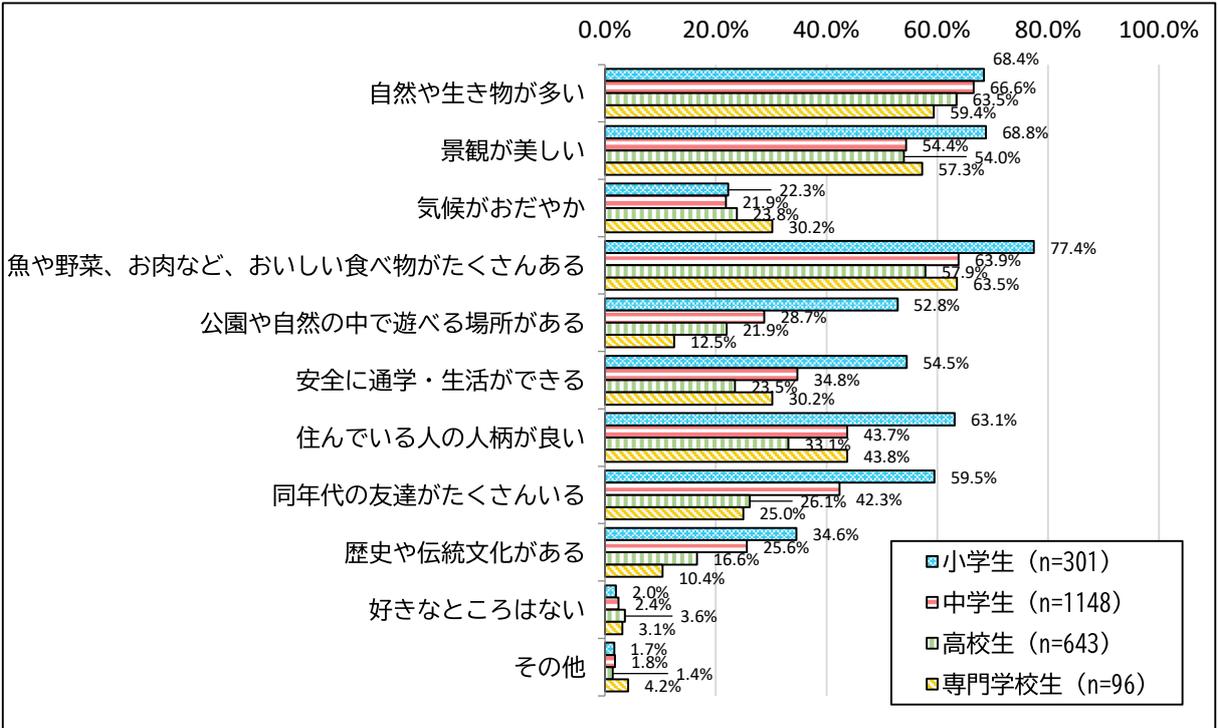
本市は、熊本県南西部に位置し、周囲を美しい海に囲まれた天草上島と天草下島及び御所浦島などで構成される自然豊かなまちです。雲仙天草国立公園に指定されている天草西海岸は、奇岩が織りなす景勝や海水浴場がいくつもあるほか、ダイビングやイルカウォッチング、夕暮れ時には真っ赤に染まった絶景の夕陽を楽しむことができます。

また、本市は歴史や文化にも富んでいます。市内には「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」として世界文化遺産に登録された崎津集落をはじめ、縄文時代の遺跡群や天草式製塩土器、棚底城跡や上田家文書などの文化財のほか、白亜紀の恐竜化石などを展示する御所浦恐竜の島博物館、世界一の産出量を誇る天草陶石を使った焼き物、温泉、全国のハイヤ系民謡の源流ともいわれる牛深ハイヤ節など、天草ならではの多様な歴史・文化を感じることができ、それを求めて多くの観光客も訪れています。

市内に大学等の学校がなく、多くの若者が高校卒業後に市外へ転出するため人口減少が進んでいますが、恵まれた自然や文化、歴史、人とのつながりの中で、天草を愛することもたちが育まれています。

こどもアンケート調査でも、市内の多くのこども・若者が「天草市の好きなおところ」として、自然の美しさや豊富な農水産物、住民の人柄の良さなどをあげています（図1）。天草市こども・若者会議（ワークショップ）でも同様の意見が多く、本市の特色といえます。

図1 天草市の好きなおところ



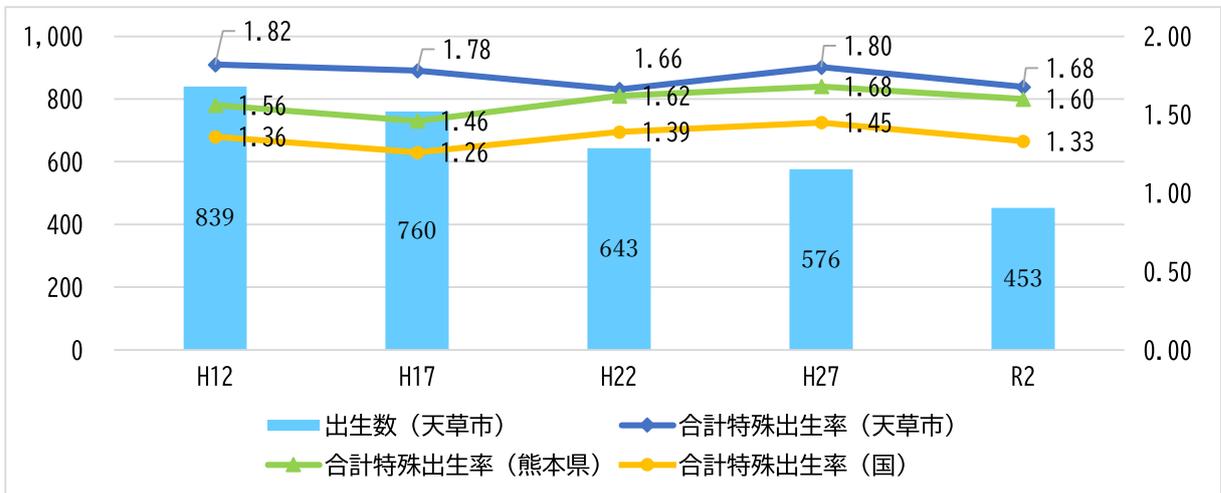
資料：こどもアンケート調査（令和6年9月）

# 6 こども・若者・子育てを取り巻く現状

## (1) 少子化の進行・若者の減少

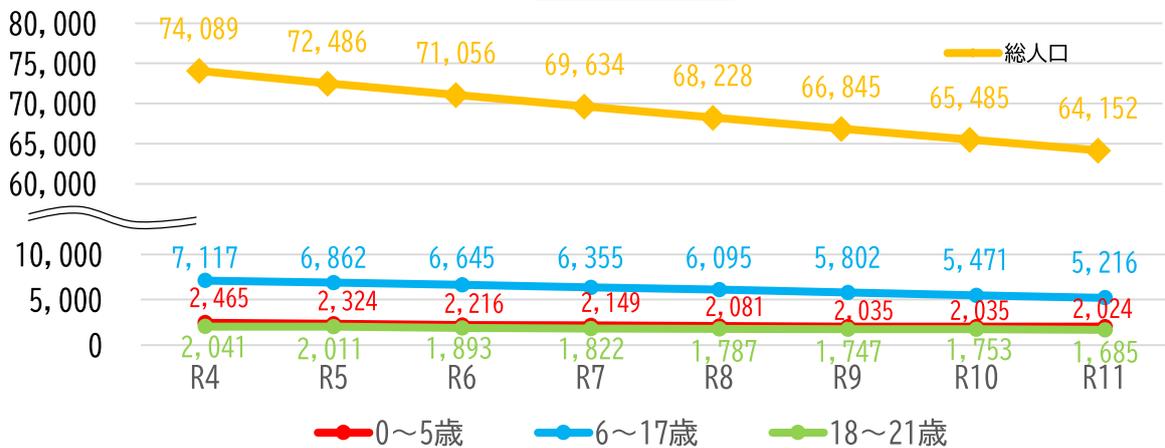
本市の合計特殊出生率・出生数の推移（図2）をみると、合計特殊出生率は全国及び熊本県よりも高い水準で推移していますが、出生数は減少傾向が続いています。その結果、21歳未満人口の将来推計（図3）はどの年代においても減少傾向となっています。こどもの数が減ると、社会保障制度を支える現役世代の負担増、経済・地域活動の担い手不足を招くほか、児童福祉施設や学校等の持続的な運営が困難になるなどの弊害も懸念されます。

図2 合計特殊出生率・出生数の推移



※合計特殊出生率…15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの  
 ※本市の最新（R2）の合計特殊出生率は、熊本県の人口動態統計結果の出生数及び10月1日（9月末日）現在の住民基本台帳における5歳年齢区分の女性人口をもとに算出しました。なお、H22、H27の数値が第2期計画に掲載された数値と異なっていますが、これは5カ年の平均で算出されていたH22、H27の合計特殊出生率を、単年で算出している国・県の数値と比較するために再算定したためです

図3 人口の将来推計

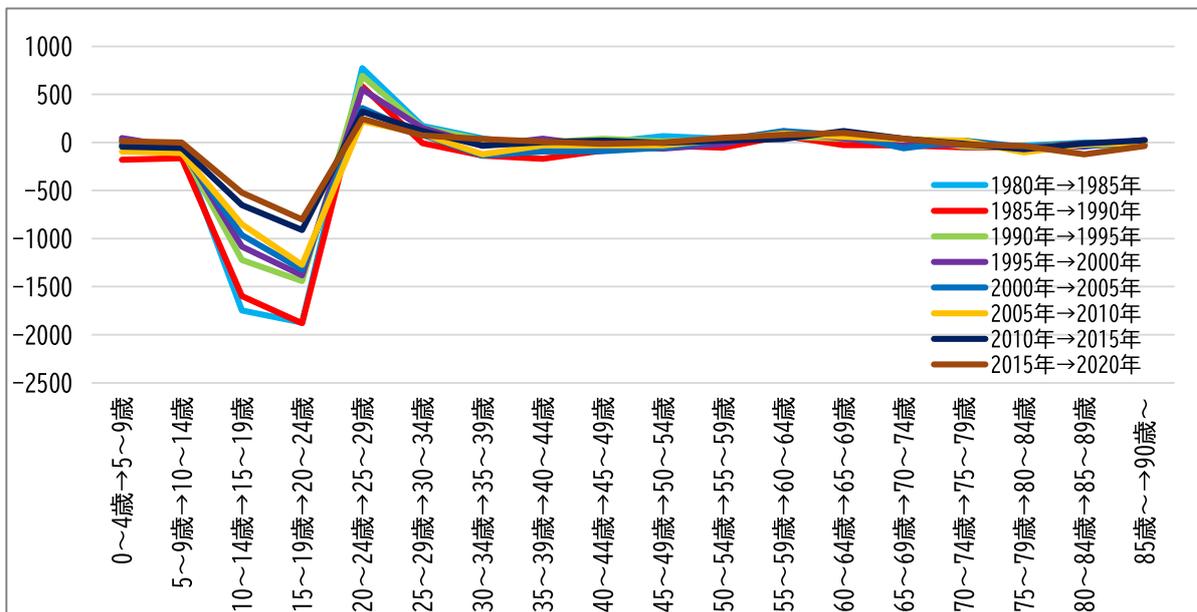


資料：住民基本台帳（R6以降はコーホート法を用いて算出した推計値）

また、若者の減少は進学や就職を機に市外に転出する若者が多いことも要因となっています。本市の1980(S55)年以降の5年ごとの年齢階級別の人口移動の推移(図4、図5)は、いずれの年も男女ともに「15～24歳」において大幅な転出超過になっています。一方、男女ともに「25～29歳」は転入超過、「55～69歳」においても一部転入超過となっています。これらの要因については、次のとおりと推測されます。

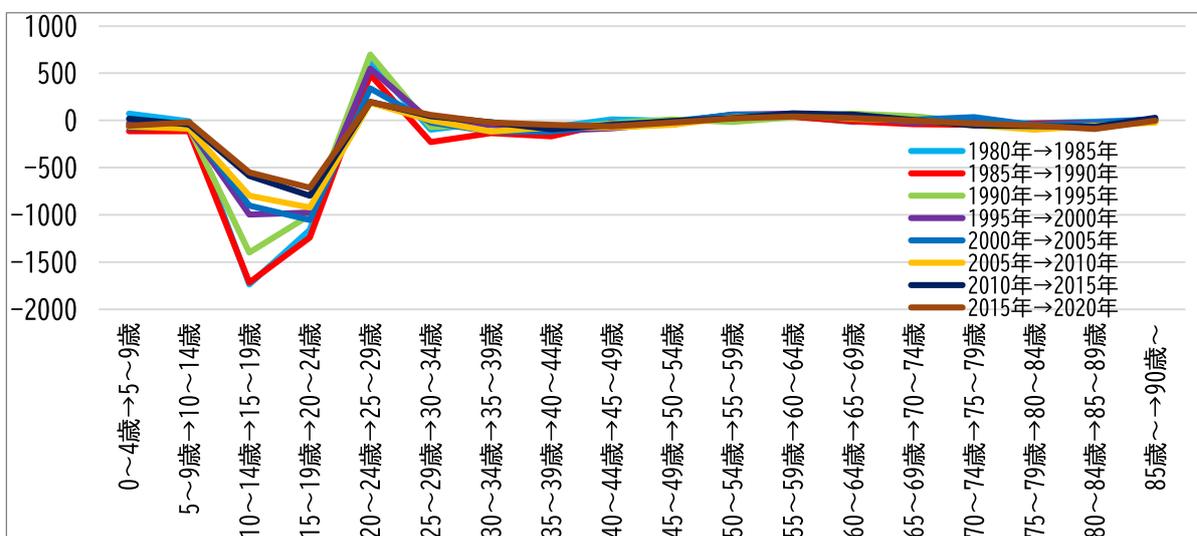
- 15～19歳、20～24歳での大幅な転出超過  
：高校や大学への進学及び高校卒業に伴い市外への就職による転出が影響
- 25～29歳、55～59歳、60～64歳、65～69歳での転入超過  
：就職及び定年退職後に田舎暮らしを希望する方などのUJターンが影響

図4 年齢階級別人口移動の推移(男性)



資料：国勢調査

図5 年齢階級別人口移動の推移(女性)

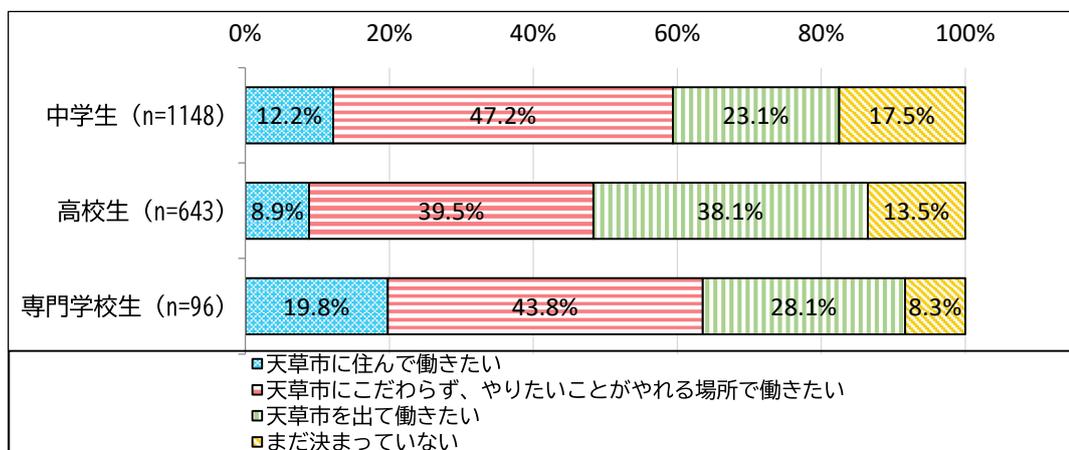


資料：国勢調査

中高生及び専門学校生を対象に令和6年9月に行ったアンケートの結果（図6、図7）によると、本市での就職を希望している若者の割合は中学生12.2%、高校生8.9%、専門学校生19.8%にとどまっており、本市を出て働きたい理由としては「都会の方が収入が高そうだから」「都会の方がやりたい仕事が見つかりそうだから」との回答の割合が高くなっています。

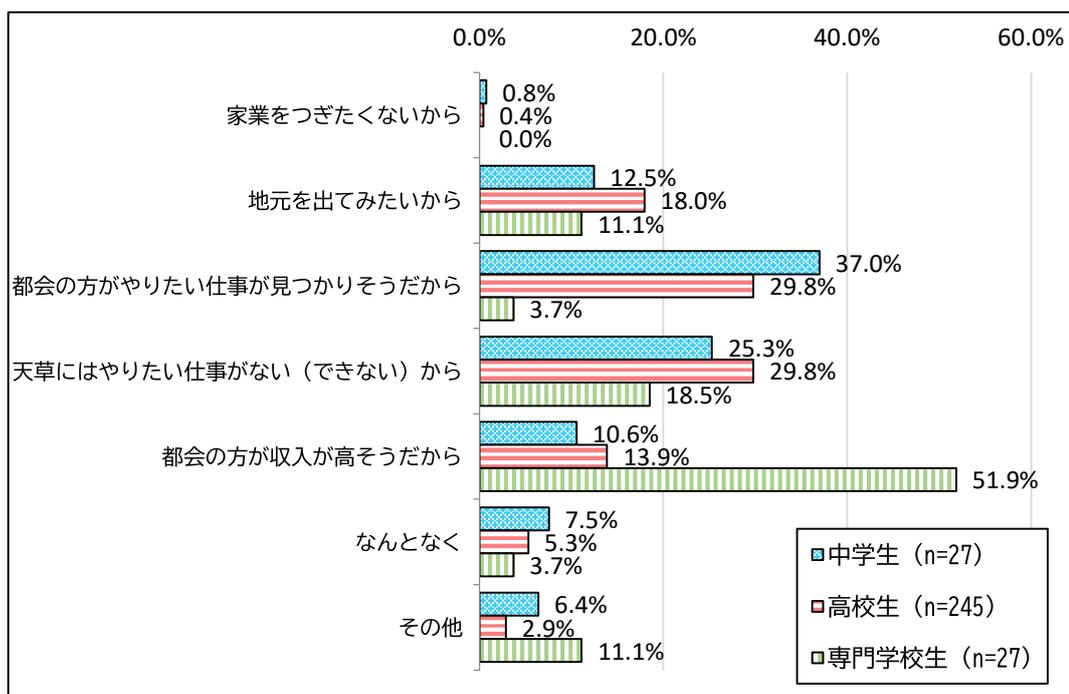
若者の流出を止めるためには、若者が魅力を感じる仕事や高収入につながる仕事を増やす必要があります。企業の誘致を進めるとともに、学生に対して魅力的な情報を積極的に提供するなどの取り組みを進めていかなければなりません。

図6 将来天草市で働きたいか



資料：こどもアンケート調査（令和6年9月）

図7 天草市を出て働きたい理由は何か

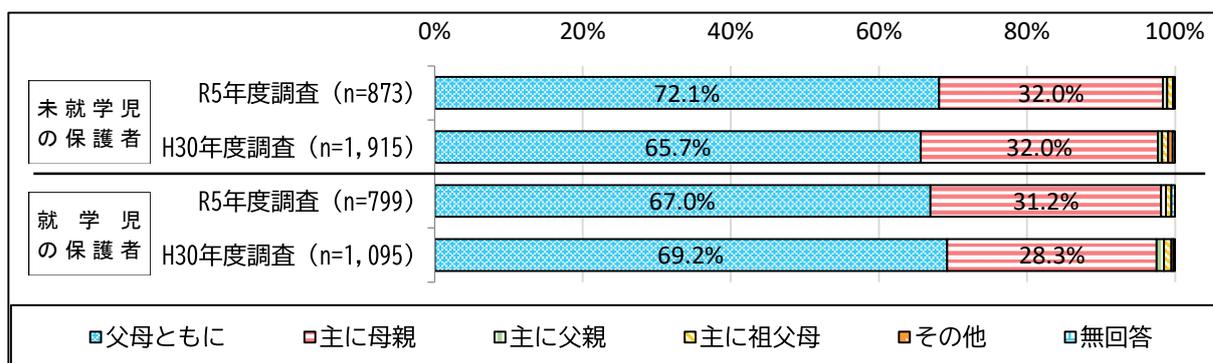


資料：こどもアンケート調査（令和6年9月）

## (2) 共働き家庭の増加

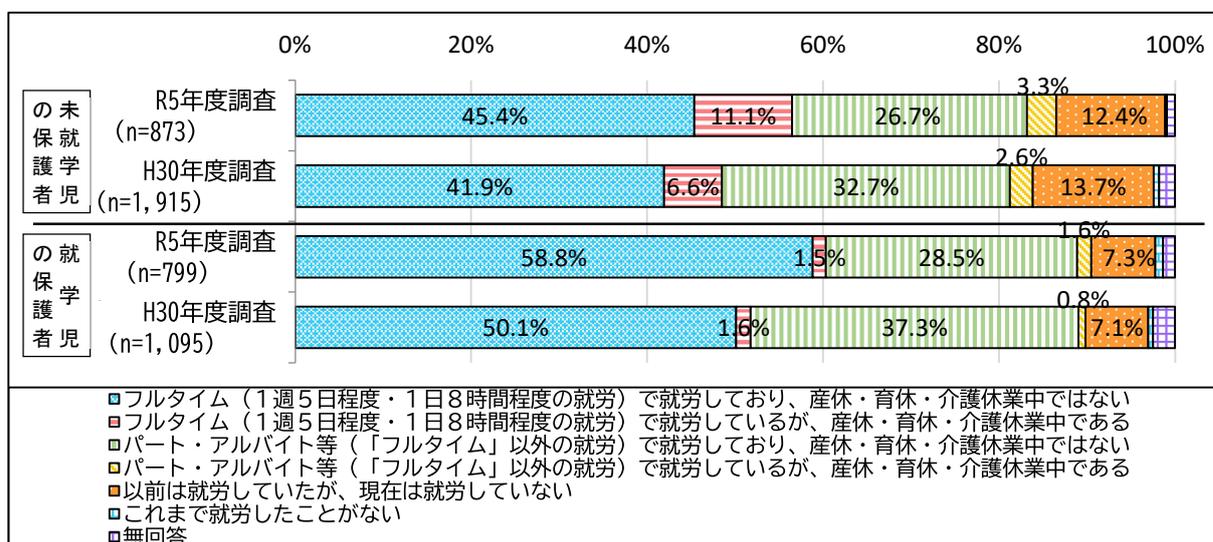
未就学児及び就学児（小学校1～4年生）の保護者を対象に令和6年3月から4月にかけて行ったアンケート調査の結果（図8）によると、主に子育てをしているのは「父母ともに」との回答が最多となっており、子育てへの父親の参画が進んでいます。また、父母の就労状況をみると共働き家庭の割合は微増となっていますが、フルタイムで働く母親の割合が大きく増加しています（図9）。子育てする父母ともに仕事に従事する時間が増えていることから、家庭生活との両立に対する支援の必要性が高まっていると考えられます。

図8 主に子育てしているのは



資料：子ども・子育て支援に関するアンケート調査（令和6年4月）

図9 保護者の就労状況（母親）



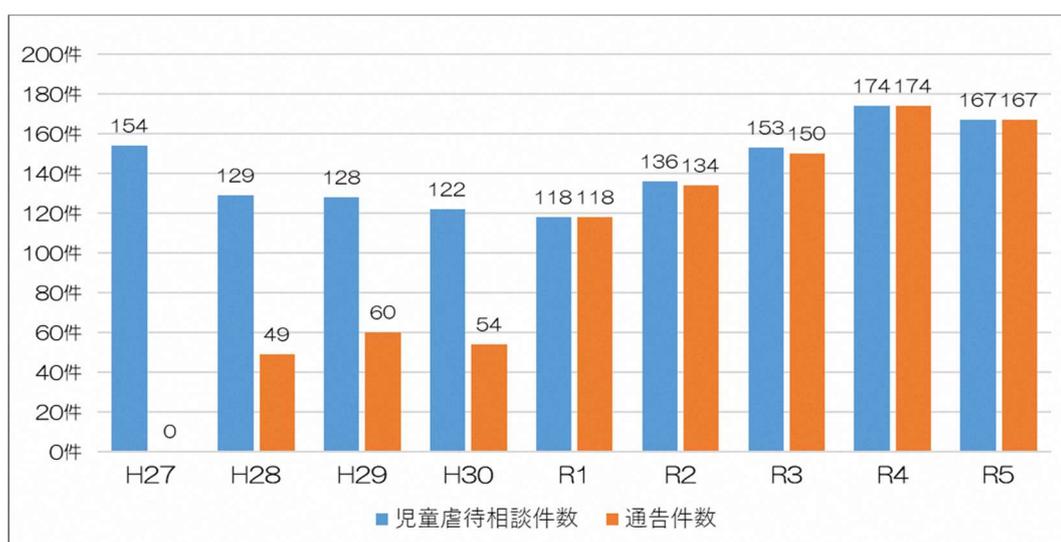
資料：子ども・子育て支援に関するアンケート調査（令和6年4月）

### (3) 貧困、虐待、障がい等の支援ニーズの増加・多様化

本市における児童虐待相談件数及び通告件数(図10)は、年々増加傾向にあります。また、障がいのあるこどもの状況としては、身体障がい者手帳所持者数(図11)は減少傾向ですが、療育手帳所持者数(図12)は増加傾向にあります。

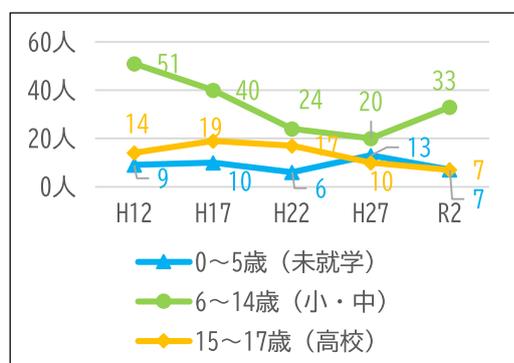
児童の貧困問題や虐待、障がい、ひきこもりなど、こどもや若者を取り巻く課題は様々ですが、各課題に対する社会的認知は広がっています。そのため、地域や関係機関との情報共有や連携を密にして、こどもや若者、その家庭が抱える課題を早期に把握し、課題が深刻な状況に陥らないように素早くきめ細かに支援することが求められています。

図10 児童虐待相談件数及び通告件数



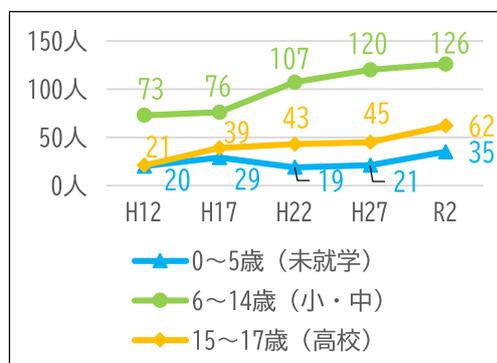
資料：ケース管理台帳

図11 身体障がい者手帳所持者数



資料：障がい者手帳交付台帳

図12 療育手帳所持者数



資料：障がい者手帳交付台帳

## (4) 子育てに関する保護者からの意見

未就学児及び就学児（小学校1～4年生）の保護者を対象に行ったアンケート調査で取りまとめた子育ての環境や支援に関する自由記述意見について、計量テキスト分析ソフトを用いて分析を行いました。その結果、未就学児と就学児で、それぞれ主に下記の頻出語が見られました。

未就学児：子育て、遊べる、公園、施設、場所、保育園、利用、保育

就学児：遊べる、公園、場所、子育て、学童、利用、学校、親、仕事

下図（図13）及び次頁（図14）は頻出語の共起ネットワーク<sup>3</sup>で、実線は強い関係性、破線は弱い関係性を示しています。共起ネットワークを参考に、以下に主な要望等をまとめています。

### 【未就学児】

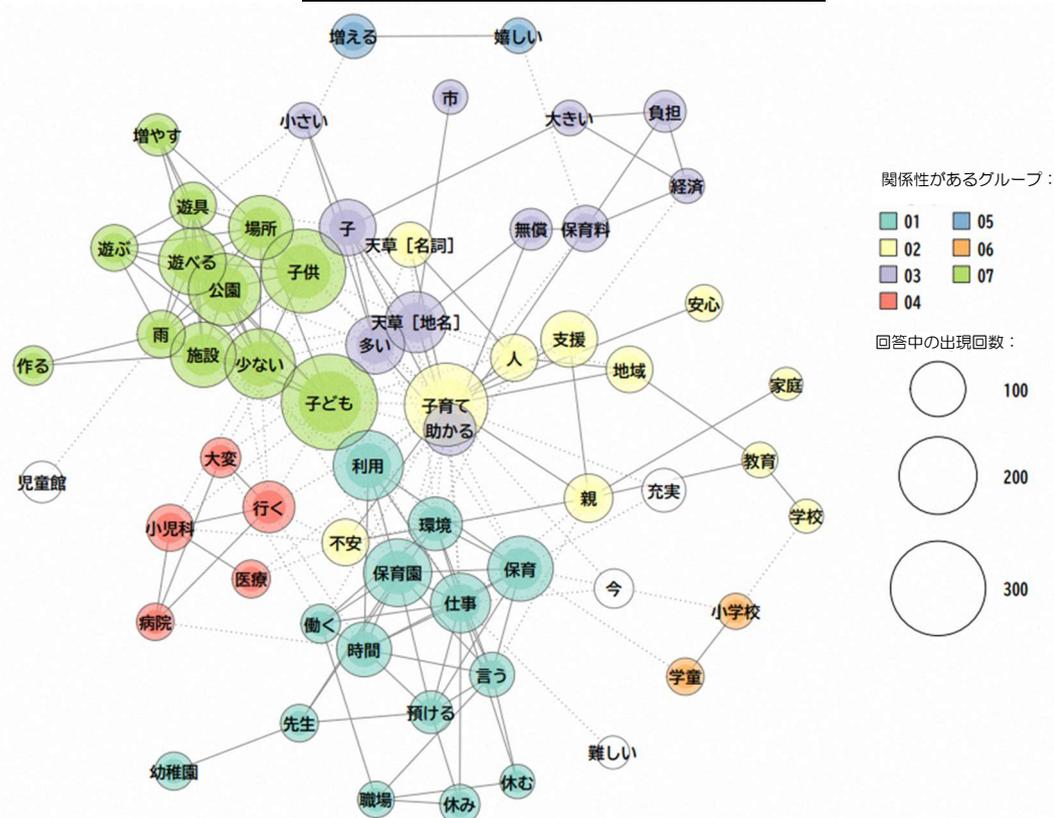
#### ○良い意見等

- ・ 保育料、医療費の無償化に助かっている
- ・ 子育てしやすい環境である

#### ○主な要望等

- ・ 小児科が不足しており不安
- ・ 経済的負担が大きく、支援が必要
- ・ 近くに遊具が多く安全に遊べる場所がない、雨の日に遊べる場所がほしい
- ・ 保育所にこどもを預けることができる時間、曜日不満
- ・ こどもが病気の時の預け先がほしい

図13 共起ネットワーク上位200（未就学児）



【就学児】

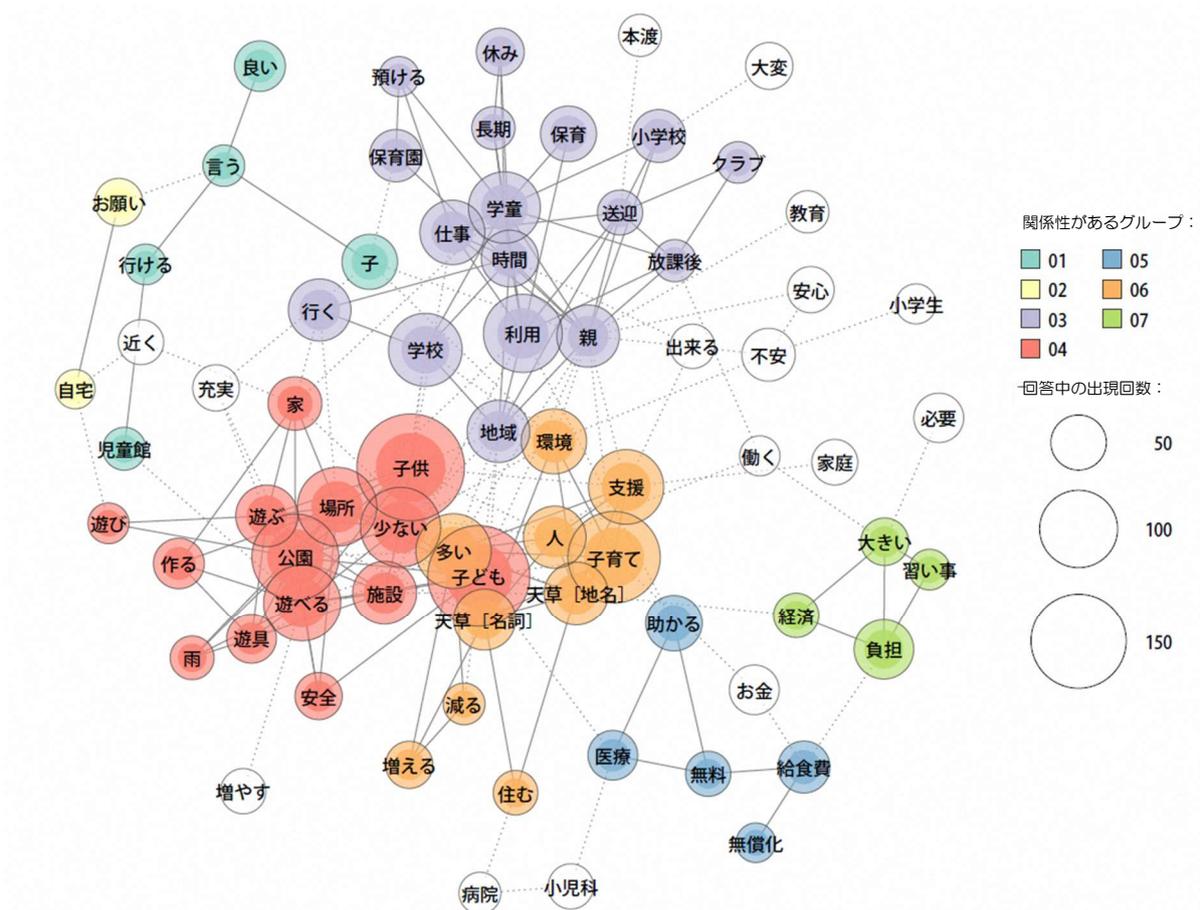
○良い意見等

- ・医療費の無償化に助かっている
- ・子育てしやすい環境である

○主な要望等

- ・小児科が不足しており不安
- ・給食費を無償にしてほしい
- ・経済的負担が大きく、支援が必要
- ・学童施設を増やしてほしい
- ・近くに遊具が多く安全に遊べる場所がない、雨の日に遊べる場所がほしい

図 14 共起ネットワーク上位 200 (就学児)

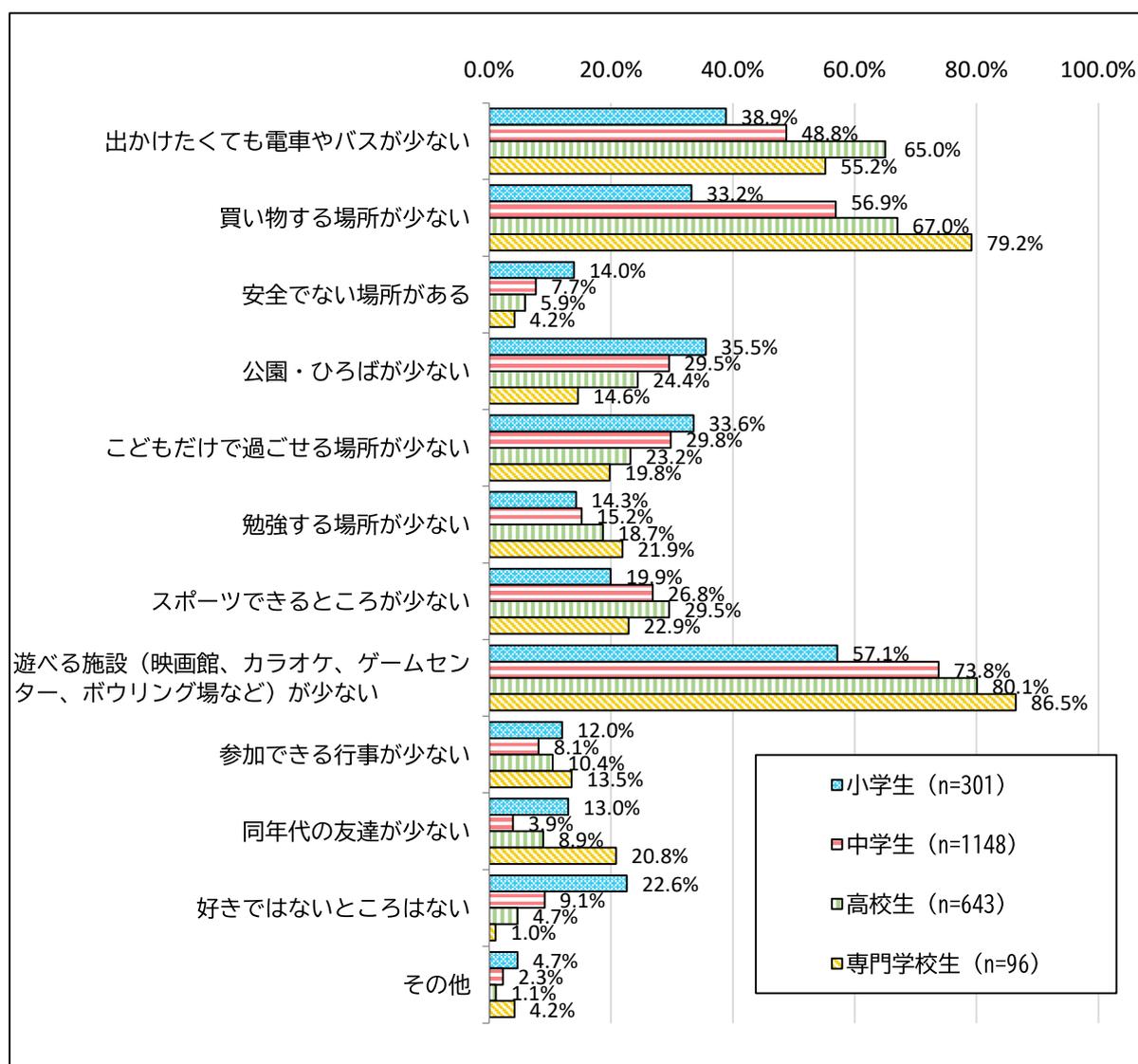


<sup>3</sup> 共起ネットワークとは、単語がどれくらいの頻度でテキスト内に出現していて、どのような単語同士と一緒に使用されているかについて図で表したものです。単語同士の関連性や出現パターンの類似性を可視化することで、ニーズや課題の把握に利用することができます。

## (5) こどもからの意見

市内の小学生、中学生、高校生及び専門学校生を対象に行ったアンケート調査では、こどもや若者が「たのしいまち」であると感じられるような娯楽やスポット、及び電車・バスなどのアクセス手段を求める声が多く見られました（図 15）。

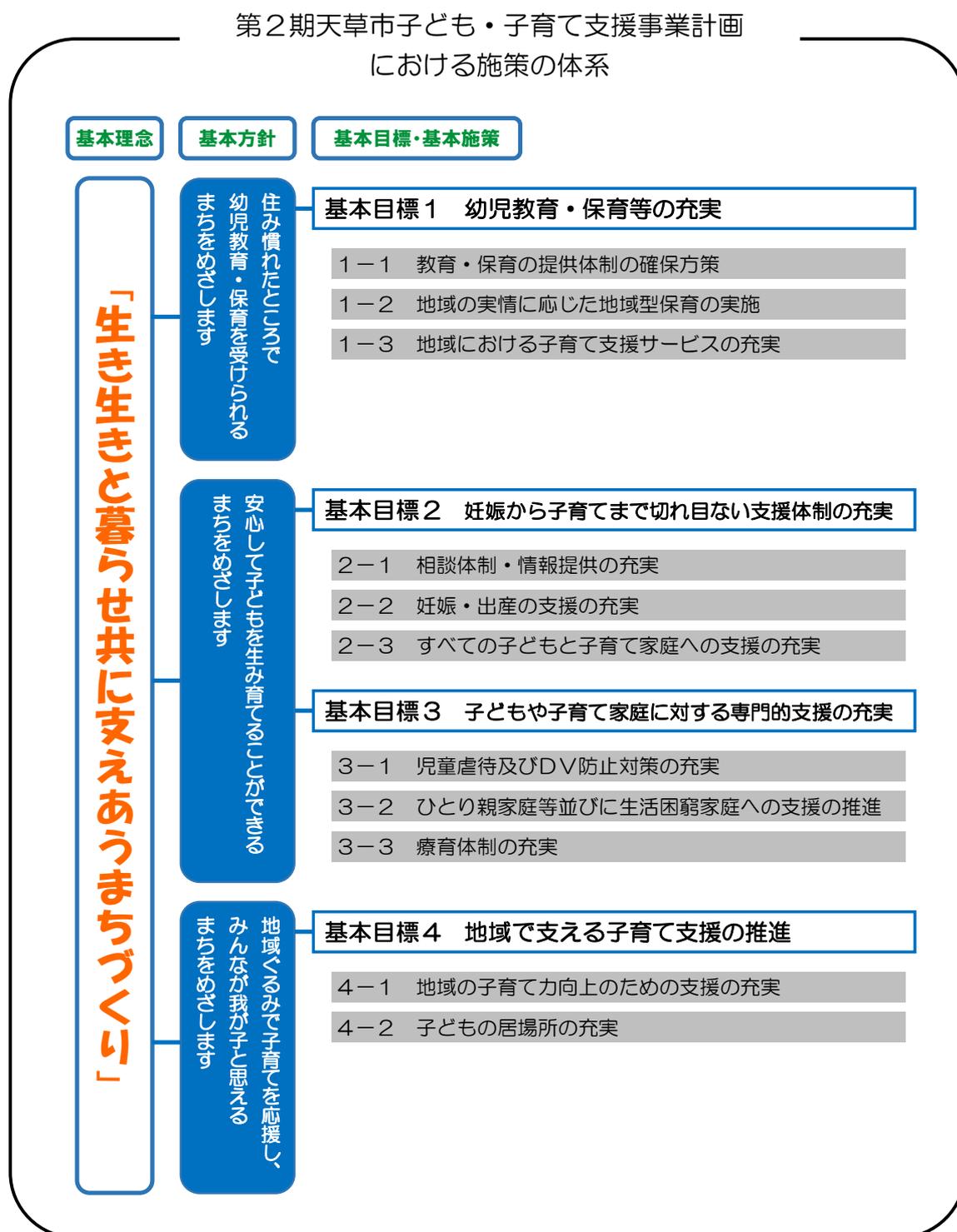
図 15 天草市の好きではないところ（小学生～専門学校生）



資料：こどもアンケート調査（令和6年9月）

## (6) 第2期天草市子ども・子育て支援事業計画における取組と課題

第2期天草市子ども・子育て支援事業計画（計画期間：令和2年度～令和6年度）では「生き生きと暮らせ共に支え合うまちづくり」を基本理念とし、3つの基本方針と4つの基本目標を設定し、事業を推進してきました。



## 旧基本目標1 幼児教育・保育等の充実

### 1-1 教育・保育の提供体制の確保方策

令和4年度に老朽化した中央部（本渡地区）の保育所1か所を改築し、安心して子育てができる環境の維持、充実を図りました。しかし、中央部の本渡地区以外及び西部の保育所においては、こどもの急激な減少により園児数が確保できずに休止等となった施設が発生するなど、こどもの住む地域の偏りが顕著になってきています。なお、休止・廃止により保育等のニーズの受け皿は減少しましたが、待機児童は発生していません。

#### ■施設等の整備状況

施設区分	区域	地区	時期	定員	整備内容
保育所	中央部	本渡	令和4年度	60人	老朽化による改築

#### ■休止・廃止の状況

施設区分	区域	地区	施設数	状況
保育所	中央部	五和	2か所	令和5年4月から休止
		五和	1か所	令和6年3月に廃止（令和4年4月から休止中）
	西部	天草	1か所	令和4年4月から休止
		牛深	1か所	令和6年4月から休止
幼稚園	中央部	本渡	1か所	令和6年4月から休止

### 1-2 地域の実情に応じた地域型保育の実施

平成27年度から事業を実施していた小規模保育事業所については令和2年4月から休止したため、第2期計画期間での実施はありませんでした。

#### ■廃止の状況

施設区分	区域	地区	施設数	定員	状況
小規模保育事業所	中央部	本渡	1か所	15人	令和2年7月末に廃止（同年4月から休止中）

### 1-3 地域における子育て支援サービスの充実

地域における子育て支援策として、一時預かり事業（※1）や延長保育事業（※2）、病児・病後児保育事業（※3）など各種事業の実施に取り組みました。また、令和6年度に本渡地区で体調不良児対応型を1か所開設し、病児保育事業の充実を図りました。

確保量が不足していた中央部の放課後児童対策については、老朽化した施設の改築や放課後児童クラブ及び子どもデイサービスの開所により、待機者解消につなげました。

#### ■事業・施設等の整備状況

事業・施設区分	区域	地区	年度	定員	整備内容
病児保育事業	中央部	本渡	令和6年度	2人	体調不良児対応型1か所開設
放課後児童クラブ	中央部	本渡	令和2年度	40人	老朽化した施設の改築
			令和2年度	18人	保育所整備に合わせた開所
			令和3年度	40人	既存施設を利用して開所
			令和3年度	45人	創設（令和4年度に開所）
			令和5年度	45人	創設（令和5年度に開所）
子どもデイサービス	中央部	五和	令和3年度	—	既存施設を利用して開所
		本渡	令和5年度	—	既存施設を利用して開所

## ■廃止の状況

施設区分	区域	地区	施設数	定員	状況
放課後児童クラブ	西部	河浦	1 箇所	25 人	令和3年3月に廃止

## ■事業の利用状況

事業名	項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
一時預かり事業（幼稚園型含む）	施設数	42 箇所	42 箇所	39 箇所	34 箇所	36 箇所
延長保育事業	施設数	48 箇所	48 箇所	46 箇所	44 箇所	43 箇所
病児保育事業（病児、病後児、 体調不良児）	施設数	10 箇所	10 箇所	9 箇所	9 箇所	10 箇所

（※1）一時預かり事業：一時的、緊急的な保育ニーズや専業主婦家庭などの育児疲れの解消などに対応するため、未就園児を一時的に保育所などで預かる事業。

（※2）延長保育事業：保育所の11時間の開所時間の前後で、さらに30分以上、保育所の開所時間を延長して保育を行う事業。

（※3）病児・病後児保育事業：こどもが病気の際に、保護者が仕事などの理由により自宅での保育が難しい場合に、病院・保育所などに付設された専用スペースなどで一時的に保育する事業。

## 旧基本目標2 妊娠から子育てまで切れ目ない支援体制の充実

### 2-1 相談体制・情報提供の充実

子ども総合相談事業（※4）や教育相談事業（※5）などの実施に取り組みました。子ども総合相談事業においては、子ども家庭総合支援拠点を設置し、市民が専門的・効率的・効果的な支援を受けられる体制を構築しました。教育相談事業においては、臨床心理士、言語聴覚士等の有資格者を任用して教育相談カウンセラーを配置し、要請のあった学校や幼稚園等に出向いて児童・生徒のカウンセリング等を実施しました。また、教育指導アドバイザー及び中学校部活動地域移行統括コーディネーターを配置し、教員や保護者等に対し、教育全般の指導助言を実施しました。

今後も、すべてのこどもとその家庭及び妊産婦からの相談に対して、関係機関が一体となって対応し、必要な情報を提供しながら支援につなげる必要があります。

事業名	項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
子ども総合相談事業	相談人員	226 人	231 人	239 人	215 人	291 人

（※4）子ども総合相談事業：こどもが健やかに成長し、家庭や地域で楽しく子育てができるように、保健師や保育士、心理士などが専門的に相談支援を行う事業。

（※5）教育相談事業：相談者の悩み、不安、ストレスや問題点等について、相談内容にあった専門の相談員が学校や幼稚園を訪問し、カウンセリングや助言指導及び情報提供などを行う事業。

### 2-2 妊娠・出産の支援の充実

妊娠出産期の健康管理や心身の負担軽減のため様々な事業を実施し、安心してこどもを産むことができるよう支援の充実を図りました。

産前・産後サポート事業や産後ケア事業の利用者は、年々増加傾向にあります。また、令和4年度から不育症治療費助成事業や伴走型相談支援事業、出産子育て応援ギフト、令和5年度から子育て世帯訪問等支援事業を開始し、妊娠から出産、育児に関する支援体制を整えてきました。

今後も、それぞれの妊産婦の実情を把握し、必要に応じた支援プランを策定するなど、子育て支援と一体となった総合的な支援をしていく必要があります。

事業名	項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
早産予防対策事業	受診者数（歯科健診）	334人	271人	247人	257人	224人
	受診者数（膣分泌物細菌検査）	403人	371人	334人	335人	304人
新生児検査費助成事業	助成人数（マス・スクリーニング検査）	432人	384人	329人	350人	282人
産後ケア事業	延べ利用者数（通所型）	285人	294人	234人	302人	376人
	延べ利用者数（訪問型）	29人	30人	26人	28人	30人
	延べ利用者数（宿泊型）	2人	3人	3人	7人	18人
産婦健康診査事業	受診者数（2週間健診）	369人	（計） 711人	309人	314人	256人
	受診者数（1カ月健診）	408人		330人	327人	276人
産前産後サポート事業	延べ利用者数（ハハトコ）	310人	369人	462人	613人	686人
	延べ利用者数（子育て相談）	222人	288人	229人	213人	200人
不妊症治療費助成事業	申請数（特定不妊治療）	43件	52件	19件	－	－
	申請数（生殖補助医療）	－	－	24件	40件	48件
	申請数（一般不妊治療）	18件	33件	29件	27件	25件
不育症治療費助成事業	助成件数			0件	1件	2件
子育て世帯訪問等支援事業	利用時間				1,574時間	2,292時間
伴走型相談支援事業	面談人数（妊娠届出時）			－	344人	328人
	面談人数（妊娠8か月時）			58人	330人	282人
	面談人数（出産後）			－	347人	314人
出産子育て応援ギフト	支給人数（出産応援）			446人	427人	316人

### 2-3 すべての子どもと子育て家庭への支援の充実

子育て世帯の経済的負担の軽減を目的に、児童手当の支給や子ども医療費助成事業などの実施に取り組みました。子ども医療費助成事業においては、令和6年1月より審査支払業務を委託することにより、県内の医療機関での現物給付化（受給者が医療機関の窓口で医療費を支払う代わりに、受給者証を発行する市が医療機関にその医療費を支払うこと）を図りました。

さらに、令和6年度から保育料の完全無償化を実施するとともに、入学等祝金支給事業を新たに創設しました。

今後も、子育て世帯が安心して子育てできるよう継続して支援の充実を図っていく必要があります。

事業名	項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
子ども医療費助成事業	延べ件数	124,260件	125,389件	126,852件	146,565件	131,200件

## 旧基本目標3 子どもや子育て家庭に対する専門的支援の充実

### 3-1 児童虐待及びDV防止対策の充実

女性相談事業（※6）の実施や児童虐待及びDV（ドメスティックバイオレンス：同居者間での暴力や攻撃的行為）防止啓発事業により、こどもとその家庭の相談を総合的に受け付け対応したほか、ポスター、リーフレットの配布等により、児童虐待及びDV防止の啓発を行いました。

また、要保護・要支援児童の早期発見・早期対応につなげるため、要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会を活用して関係機関との連携を図るとともに、課題に特化した支援体制の強化

に努め、困ったときの相談窓口としてのサービス充実を図りました。

今後も、一般的な子育てに関する相談から養育の困難さに関する相談、児童虐待等に関する相談、DV等の女性相談など妊娠期からこどもの自立に至るまでのこどもとその家庭等に関する相談への対応及び支援や助言等を継続的に行っていく必要があります。

事業名	項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
女性相談事業	相談件数	197件	222件	125件	138件	276件
子ども総合相談事業 (再掲)	相談人数	226人	231人	239人	215人	291人

(※6) 女性相談事業：離婚や配偶者等からの暴力など、女性に関する様々な心配ごとの相談に女性相談支援員が窓口となって対応する事業。

### 3-2 ひとり親家庭等並びに生活困窮家庭への支援の推進

母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業(※7)やひとり親家庭等日常生活支援事業(※8)などを実施し、ひとり親家庭等の就労支援や生活安定のための事業を推進しました。

なお、ひとり親家庭等日常生活支援事業の派遣回数が令和5年度から減少していますが、定期的な利用を希望する世帯の減少や他の支援制度の利用などが要因と考えられます。

今後も、ひとり親家庭等の生活安定のため、継続して支援に努めていく必要があります。

事業名	項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
母子家庭等高等職業訓練 促進給付金事業	利用者数	7人	8人	6人	11人	10人
ひとり親家庭等日常生活 支援事業	派遣回数	168回	145回	199回	89回	40回

(※7) 母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業：資格取得を目指すひとり親が養成機関で修業する場合に、その修業期間中の生活の負担軽減のため、給付金を支給する事業。

(※8) ひとり親家庭等日常生活支援事業：ひとり親が一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合、ヘルパーを派遣するなど、ひとり親家庭の生活の安定を図る事業。

### 3-3 療育体制の充実

障がい児の発達を促すための日常生活支援と福祉サービスの充実を図りました。障がい児保育事業においては、障がい児の受け入れを行う保育園等に、職員の加配に係る人件費の補助を行い、園児の発達に寄り添った保育を実施しました。また、障がい児等への発達支援として巡回支援専門員整備事業を実施し、専門職員が保育園を訪問して助言や研修を行うなど、支援体制の強化に努めました。

今後も、療育手帳所持者等の増加とともに支援ニーズが増加していることを踏まえ、事業のさらなる充実を図っていく必要があります。

事業名	項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
障がい児保育事業	施設数	26か所	25か所	31か所	29か所	26か所
障がい児等への発達支援	訪問数	53か所	38か所	33か所	36か所	30か所

## 旧基本目標 4 地域で支える子育て支援の推進

### 4-1 地域の子育て力向上のための支援の充実

保育所地域活動事業（※9）や地域学校協働活動推進事業、ブックスタート事業（※10）、家庭教育学習支援事業（※11）、子どもはぐくみ応援事業などを行い、家庭や地域における子育て力の向上を図りました。地域学校協働活動推進事業においては、地域学校協働活動推進員をすべての小中学校に配置し、地域と学校が連携・協働して地域全体でこどもの成長を支え、地域を創生する活動を実施しました。また、地域とともにある学校づくり推進フォーラムを開催し、地域学校協働活動の事例発表や講演会を実施しました。子どもはぐくみ応援事業においては、地域住民が地域のこどもに関心を持ち、あたたかく見守り、保護者と一緒にこどもを育てるといった意識を醸成するため、地域においてこどもや子育て家庭を応援するこども食堂などの活動を行う団体を支援しました。

今後も、親子や地域住民とこどもとの関係性が深まるよう事業の充実を図っていく必要があります。

事業名	項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
保育所地域活動事業 (小学校低学年受け入れ以外)	実施か所数	11 か所	15 か所	18 か所	22 か所	25 か所
地域学校協働活動推進事業	実施 小学校	16 校	17 校	17 校	17 校	17 校
	中学校	12 校	13 校	13 校	13 校	13 校
家庭教育学習支援事業	実施回数	—	—	35 か所	68 か所	80 か所
子どもはぐくみ応援事業	延べ助成団体数	—	4 団体	7 団体	7 団体	4 団体

（※9）保育所地域活動事業：保育所等において、食育体験など地域の実情に応じた講座等を実施する事業。

（※10）ブックスタート事業：乳幼児期の早い時期から読み聞かせを体験し、家庭での親子のふれあいにつなげるため、ボランティアによる絵本の読み聞かせを行う事業。

（※11）家庭教育学習支援事業：就学時健診や3歳児・5歳児健診、PTA行事の際に子育て講座を開催し、保護者の家庭教育について見直す機会をもっといただくことで、家庭の教育力向上を図る事業。

### 4-2 子どもの居場所の充実

放課後児童健全育成事業（※12）や子どもデイサービス事業（※13）、児童館活動事業（※14）等により、児童の健全育成と放課後や長期休暇におけるこどもたちの居場所の充実に努めました。

今後も、こどもたちの安全・安心な居場所のさらなる充実を図る必要があります。

事業名	項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	施設数	20 か所	20 か所	21 か所	22 か所	22 か所
子どもデイサービス事業	施設数	6 か所	7 か所	7 か所	8 か所	8 か所

（※12）放課後児童健全育成事業：保護者が就労等のため昼間家庭にいない小学校児童を対象として、放課後や長期休業中などに保育施設等で預かり、児童の健全育成を図る事業。

（※13）子どもデイサービス事業：放課後児童クラブ未実施の地域において、保護者が就労等のため昼間家庭にいない小学校児童を対象として、放課後や長期休業中などに預かり、児童の健全育成を図る事業。

（※14）児童館活動事業：児童の健全な遊び、健康の増進のため、児童館に児童厚生員を配置し、児童が安心して遊ぶことのできる居場所づくりを行う事業。

## 第2章

### 計画の基本的な方向性

# 1 基本理念と目指すべきまちの姿

こどもたちは、私たちの未来であり希望であり、私たちが最も大切に守るべき「宝」です。そのような認識を持ち、本市では、本計画の前身にあたる「第2期天草市子ども・子育て支援事業計画」において「生き生きと暮らせ共に支え合うまちづくり」を基本理念とし、こどもや子育て家庭、それを取り巻く環境づくりを支援し、豊かな未来を作るため、様々な取り組みを進めてきました。しかし、こどもたちを取り巻く環境は日々変化しており、こどもたち自身の問題、変化する社会情勢の中での子育ての悩み、保護者の不安や孤立感など、現在も多くの問題を抱えています。

こうした現状を踏まえ、本市では基本理念として、新たに「**ともに支え合い、ともに育ち、こどもたちの夢・希望・笑顔あふれるまち天草**」を掲げ、子育てを取り巻くすべての人々とともに、地域全体として親としての成長を支援し、こどもたちの成長と幸せを支える取り組みを進めていきます。この基本理念は子育てを保護者だけの責任ではなく、地域社会全体で支えることの重要性を強調しています。また、私たちの「宝」であるこどもたちが、夢や希望を持っていろいろなことに挑戦し、生き生きと成長することで、こどもも大人もすべての人々が笑顔に満たされる地域社会を目指すという意味を込めています。

また、目指すべきまちの姿として「**～すべてのこどもが大切にされ、豊かな自然の中で健やかに成長するまちへ～**」というキャッチフレーズを掲げ、こどもたちが天草市の豊かな自然の中で、のびのびと健やかに成長できるまちづくりに取り組んでいきます。このキャッチフレーズには、本市で暮らすすべてのこどもや若者が、周囲の人たちから大切にされていることを実感し、安心して心身ともに健やかに成長できるまちであると感じてほしいという願いを込めています。

本市は、こどもたちとその保護者を市民全体で支え、すべてのこどもが健やかに成長できるように、この新たな基本理念及び目指すべきまちの姿に基づき、まちづくりに取り組んでいきます。

## ■基本理念

**ともに支え合い、ともに育ち、  
こどもたちの夢・希望・笑顔あふれるまち天草**

## ■目指すべきまちの姿

**～すべてのこどもが大切にされ、豊かな自然の中で  
健やかに成長するまちへ～**

## 2

## 基本方針

本市では、基本理念及び目指すべきまちの姿を実現するために、全体方針のもと、4つの基本方針を定めます。

### ■全体方針

こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて、切れ目のない支援を行います

本市の未来をつくる存在であるこどもが幸せを実感し、健やかに成長することができるよう、こどもの育ちを第一に考えた施策を行います。

また、国のこども大綱を踏まえ、妊娠・出産期から、こどもが乳幼児期、学童期、思春期、青年期へと成長していく過程にあわせた、切れ目のない支援を行います。

### ■基本方針

#### (1) 安心してこどもを生き育てることができるまちを目指します

こどもや保護者が健康で安心して暮らせる環境は、こどもの健やかな成長にとって欠かせない要素です。しかし近年は少子化や核家族化、共働き家庭の増加など、変化する社会情勢の中で、こどもを取り巻く環境も大きく変化し、保護者の子育てに対する負担感や不安感は大きくなっています。

そのため本市では、令和6年4月に児童福祉と母子保健の一体的な支援を行うこども家庭センターを設置し、産前産後から子育て期を通じて専門的・効率的・効果的な支援を切れ目なく受けられる体制を構築して、安心して出産・子育てができる環境の提供に努めてきました。また、こどもや子育て家庭が抱える不安に対する相談窓口を明確、かつ利用しやすくすることにより、子育ての孤立防止を図ってきました。

今後、子育てや教育に関する経済的支援に加え、配慮が必要なこどもや家庭への専門的支援を充実させることにより、すべてのこどもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、心身ともに健やかな成長へつながるよう、子育て世代の課題解決に向けた取り組みを総合的に推進していきます。

#### (2) こども・若者が心身ともに健やかに成長できるまちを目指します

こどもや若者は、大人の附属物ではなく、一人ひとりが独立した人格を持つかけがえのない存在です。そのため、その尊厳が守られ、かつ最善の利益を保障されなければなりません。

核家族化の進行や共働き家庭の増加等により、子育て家庭の幼児教育・保育に対するニーズは多様化しており、一人ひとりの子どもや若者、一つひとつの家庭に対して、その個々の状況に応じたきめ細かなサービスが求められています。

このようなことから、子どもの権利保障に関する啓発活動を行うとともに、地域で求められているニーズに沿った医療・健康支援や教育・保育サービスの提供体制の確保と充実を図り、子どもや若者が心身ともに健やかに成長できるまちを目指した取り組みを推進していきます。

### （３）子ども・若者が夢を持ち、自立した大人へ成長できるまちを目指します

子どもや若者が自らの夢を持ち、社会との関わりを自覚しながら自立した個人としての自己を確立し社会に参加していけるよう育てていくことは、子どもや若者を預かるまちの責務です。しかし、人口減少や超高齢社会の進展、将来の予測が困難な時代への突入など、次世代を担う子どもや若者を取り巻く環境は大きく、絶え間なく変化しており、子どもや若者が自立し社会で生き抜いていくための困難さは日々大きくなっています。

そのため、家庭・地域・学校等において、子どもや若者が自らの意見を発言し他者の意見を聴くことを学ぶ機会を確保するとともに、地域全体として社会性を育むための機会を設けることが重要です。子どもや若者自身の主体的な社会参加を促し、そこで子どもや若者自身が尊重されることで、子どもや若者が夢を持ち、自立した大人へ成長できるまちを目指した取り組みを推進していきます。

### （４）地域ぐるみで子育てを応援し、笑顔があふれるまちを目指します

かつての子育ては、家庭の中での子育てだけでなく、困ったときには地域が見守り、手を差し伸べてくれていました。しかし、社会情勢の変化や家族形態の変化等により、子育ては個々の家庭が担うもの、その責任も家庭が担うものといったように、子育ての多くを家庭に委ねてきた面があります。

地域の「宝」である子どもが、地域社会の中で見守られ、健やかに育っていくことが大切です。そのため、子育てを家庭だけに任せるのではなく、地域住民、社会福祉事業者（社会福祉法人、NPO 法人等）、民間企業、行政など多くの市民が関わりながら、社会全体で支えていく取り組みをさらに進めていきます。

また、将来を担う若者の定住や市外からの移住者を増やす取り組みを推進し、子育て世代を増やすことで地域に笑顔があふれるまちを目指します。

### 3 基本目標

基本理念の実現に向けて、本計画では4つの基本方針ごとに基本目標を掲げ、それぞれに基本施策を定めます。

#### ■SDGsと本計画の関わりについて

SDGs（持続可能な開発目標）とは、2015年9月の国連サミットにおいて採択された、令和12（2030）年までにすべての国が取り組むべき国際目標です。持続可能な世界を実現するため、先進国を含む国際社会全体の開発目標として2030年を期限とする包括的な17の目標（ゴール）と169のターゲットを設定し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むものです。

SDGsの17の目標には、貧困、教育、健康、ジェンダー、労働、まちづくりなど、本計画に関連する多くの項目が含まれています。

本計画では、世界共通の目標として設定されたSDGsの考え方を活用し、基本目標との関連を意識しながら、こども・子育て支援に取り組みます。



## 基本方針1 安心して子どもを産み育てることができるまちを目指します

### 基本目標1 妊娠・出産の支援の充実

妊娠・出産期の不安を軽減し、安心して妊娠・出産に臨めるよう、医療・健康支援や相談体制・情報提供の充実などにより、切れ目のないきめ細かな支援を行います。



### 基本目標2 子育てや教育に関する支援の充実

子育てや教育に関する充実した経済的支援を通じて、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長し続けられる社会の実現を推進します。



### 基本目標3 子どもや子育て家庭に対する専門的支援の充実

児童虐待やDV（ドメスティックバイオレンス）の防止、ひとり親家庭や生活困窮家庭への支援、ヤングケアラーへの支援、療育体制の充実など、配慮が必要な子どもや家庭への専門的支援を充実させる取り組みを推進します。



## 基本方針2 子ども・若者が心身ともに健やかに成長できるまちを目指します

### 基本目標4 こどもの権利保障の推進

こどもの権利が保障され尊重される社会づくりのため、子どもや子育てに携わる人はもちろんのこと、すべての市民がこどもの権利について理解を深めることができるような取り組みを推進します。



### 基本目標5 こどもの健康づくりの推進

関係機関と連携して子どもへの医療・健康支援を推進し、こどもの健やかな成長を支援します。



### 基本目標6 良好な幼児教育・保育等の確保

保護者の就労形態の多様化や保育ニーズの変化を踏まえた、幼児期の教育・保育サービスの充実を図り、安心して子育てできるよう総合的に支援します。



<b>基本方針3 子ども・若者が夢を持ち、自立した大人へ成長できるまちを目指します</b>	
<b>基本目標7 子どもの生きる力の育成に向けた支援</b> こどもの主体性を尊重し、こどもの個性にあった力を伸ばし生きる力を育成するための多様な活動の推進を図ります。	  
<b>基本目標8 若者の活躍のための支援</b> 若者を取り巻く環境が大きく変化している中、社会を生き抜いていく力を育み、若者が自立し社会に参加していけるよう、機会づくりや活動支援を推進します。	  
<b>基本方針4 地域ぐるみで子育てを応援し、笑顔があふれるまちを目指します</b>	
<b>基本目標9 子育て世帯にやさしいまちづくりの推進</b> 地域の関係機関と連携してこどもの居場所の充実や地域の子育て支援の充実を図ること で子育て世帯にやさしいまちづくりを推進し、こどもの健全で豊かな人間性を育成する環境 づくりを推進します。	 
<b>基本目標10 地域のこどもを増やすための環境づくりの推進</b> 本市に移住・定住を希望する子育て世代に対する支援を継続して実施するとともに、結婚 に対する支援の充実を図り、地域に笑顔があふれるまちを目指した環境づくりを推進しま す。	

## 第3章

### 施策の取組

# 1 施策の体系

基本理念	
ともに支え合い、ともに育ち、こどもたちの夢・希望・笑顔あふれるまち天草	
全体方針	
こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて、切れ目のない支援を行います	
基本方針1 安心してこどもを生き育てることができるまちを目指します	
基本目標	基本施策
1 妊娠・出産の支援の充実	1-1 妊娠・出産にかかる健康支援と相談体制の充実
2 子育てや教育に関する支援の充実	2-1 子育てや教育に関する経済的支援の充実
	2-2 相談体制・情報提供の充実
3 こどもや子育て家庭に対する専門的支援の充実	3-1 児童虐待及びDV防止対策の充実
	3-2 ひとり親家庭や貧困下にあるこども・家庭への支援
	3-3 ヤングケアラーへの支援
	3-4 療育体制の充実
基本方針2 こども・若者が心身ともに健やかに成長できるまちを目指します	
基本目標	基本施策
4 こどもの権利保障の推進	4-1 こどもの権利に関する理解促進
5 こどもの健康づくりの推進	5-1 こどもへの医療・健康支援
6 良好な幼児教育・保育等の確保	6-1 幼児期の教育・保育サービスの確保と充実
	6-2 こどもが少ない地域の子育てや教育に関する支援
基本方針3 こども・若者が夢を持ち、自立した大人へ成長できるまちを目指します	
基本目標	基本施策
7 こどもの生きる力の育成に向けた支援	7-1 こどもの主体性を尊重した多様な活動の推進
8 若者の活躍のための支援	8-1 若者の自立と社会参加のための支援
基本方針4 地域ぐるみで子育てを応援し、笑顔があふれるまちを目指します	
基本目標	基本施策
9 子育て世帯にやさしいまちづくりの推進	9-1 こどもの居場所の充実
	9-2 地域の子育て支援の推進
	9-3 家庭生活と子育ての両立の推進
10 地域のこどもを増やすための環境づくりの推進	10-1 子育て世代の移住・定住支援
	10-2 結婚に関する支援

## 2

## 基本施策

**基本方針 1** 安心して子どもを産み育てることができるまちを目指します

**基本目標 1** 妊娠・出産の支援の充実

1-1 妊娠・出産にかかる健康支援と相談体制の充実

子どもを迎えたいと願う家庭に対して、安心して妊娠・出産できる環境を提供できるよう妊婦健診などによる母子の健康管理の充実や妊娠を希望する夫婦への支援を推進します。

また、児童福祉機能と母子保健機能を併せ持つ子ども家庭センターにおいて、産前産後から子育て期を通じた切れ目のない継続的な支援を提供するほか、医療機関や関連する民間支援団体との連携を図るとともに、妊産婦同士の仲間づくりを通して、孤立感を感じない環境づくりを推進していきます。特に、妊娠期から産後の育児にかけては、心身に不調をきたすケースもあるため、健診など様々な機会を通じて育児の悩みによる妊産婦等のうつ発症の危険を早期に察知し、必要な情報やサービス利用のための支援を行っていきます。

また、妊産婦等は災害時の避難行動や避難所での生活に配慮や支援が必要です。地域住民による日頃からの見守りや災害時の避難支援体制の構築に取り組むとともに、ミルクやおむつなどの必需品を提供できるよう備蓄品の整備を行い、避難所での生活に支障が出ないように取り組んでいきます。

【関係事業一覧】  : 重点施策

No.	基礎事業	所管部署	内 容				
1	不妊治療費助成事業	健康増進課	妊娠を希望する夫婦が行う不妊治療に対して費用を助成し、経済的負担の軽減を図ります。				
	妊娠届・母子健康手帳交付	健康増進課	妊娠の届出を行った妊婦に母子健康手帳の交付を行い、妊娠中の食事や生活等について指導や助言及びサービス等の情報提供を行います。				
	目標・指標	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
	11週以内の届出率	96.0%	96.0%	96.0%	96.0%	96.0%	
	妊婦の喫煙率	2.0%	2.0%	1.9%	1.9%	1.8%	
3	妊婦健康診査	健康増進課	安心して妊娠生活を送り、また安全に出産できるようにするため、妊婦や胎児の健康状態を把握し、ハイリスク妊娠の早期発見、合併症などを予防します。 (14回の妊婦健診費用を助成)				

No.	基礎事業	所管部署	内 容			
4	産婦健康診査	健康増進課	産後2週間目、産後1か月目の産婦への健康診査（身体機能の回復、授乳状況及び精神状態の把握等）を行い、産後うつ予防や新生児への虐待予防を図ります。 （2回の健康診査費用を助成）			
5	低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業	健康増進課	低所得の妊婦に対し、初回産科受診料を助成し、経済的負担の軽減を図るとともに、当該妊婦の状況を早期かつ継続的に把握し、必要な支援につなげます。			
6 	早産予防事業	健康増進課	妊婦の感染症を早期発見し、それらを要因とした早産による低体重児の出生を減少させるため、妊婦に対して細菌検査や歯科健康診査を実施します。 （2種の検査費用を助成）			
	目標・指標	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	歯科健診受診率	72.0%	72.0%	72.0%	72.0%	72.0%
	低出生体重児の割合	8.1%	8.1%	8.1%	8.1%	8.1%
7	離島妊婦等健康診査支援事業	健康増進課	離島に居住する妊産婦等が、健康診査や出産、母子保健・子育て支援サービスを利用する際に負担する交通費（船賃）を助成することにより、経済的負担を軽減し、妊婦等の健康管理及び母子保健の増進を図ります。			
8	妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業	健康増進課	遠方の分娩取扱施設で出産する必要がある妊婦に対して、移動にかかる交通費及び出産予定日前から施設の近くで待機するための宿泊施設の宿泊費の助成をすることにより、妊婦の不安や経済的負担の軽減を図ります。			
9 	産前産後サポート事業	健康増進課	妊娠・出産・子育てに関する悩みや不安等に対して、相談支援を行うとともに妊産婦同士の仲間づくり支援、子育て支援に関する情報提供等を行い、妊産婦等の孤立感の解消を図ります。			
	目標・指標	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	この地域で子育てしたいと思う親の割合	95.1%	95.1%	95.2%	95.2%	95.3%
10 	妊婦等包括相談支援事業・妊婦のための支援給付	健康増進課	妊娠から出産・子育て期まで一貫して身近な相談に応じ様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援（妊娠届出時、妊娠8か月時、乳児家庭全戸訪問時）と、経済的支援（妊婦のための支援給付）を一体的に実施することで、すべての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるようにします。 〔91 ページに確保方策を掲載〕			
	目標・指標	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	面談実施率	100%	100%	100%	100%	100%

No.	基礎事業	所管部署	内 容			
11 	産後ケア事業	健康増進課	産後1年未満で産後ケアを必要とする産婦等に対し、心身のケアや育児サポート等を行います。 〔92 ページに確保方策を掲載〕			
	目標・指標	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	利用率（産後ケア事業を必要とする人が利用できた割合）	100%	100%	100%	100%	100%
	産後1か月時点での産後うつハイリスク者の割合	5.5%	5.5%	5.5%	5.5%	5.5%
12	子育てDXの導入 ※DX：デジタルトランスフォーメーション	健康増進課	母子保健情報のデジタル化（母子・子育て支援アプリ等を活用したオンライン予約サービスや質問票サービスの導入）を行うことにより、母子保健分野における市民の利便性の向上や情報提供等の充実を図ります。			
13	訪問指導	健康増進課	妊娠・出産・子育てにおける知識や情報の提供、心配事や悩みの相談、健康の保持増進のため、居宅等へ訪問し保健指導等を行います。			
14	健康相談	健康増進課	妊娠・出産・子育てにおける知識や情報の提供、心配事や悩みの相談、健康の保持増進のための保健指導等を行います。（実施方法：定期・随時の開催、電話対応）			
15	健康教育	健康増進課	母性や乳幼児・思春期等の健康の保持増進を図るため、妊娠、出産、育児等に関し、集団的に必要な指導及び助言を行います。			
16	歯科保健事業	健康増進課	妊産婦等に歯科保健についての健康教育や保健指導を行い、口腔の健康の保持・増進を図ります。			
17	予防接種事業	健康増進課	予防接種法に基づく予防接種を実施し、伝染の恐れがある疾病の発生及びまん延を防止し、妊産婦の健康の保持増進を図ります。			
18	子育て世帯訪問等支援事業	子育て支援課	家事や育児に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦等がいる家庭に対し、生活を支援する者が訪問するなどして、その家庭が抱える不安や悩みを傾聴することにより妊産婦の心身の健康の保持を図ります。併せて、家事や育児等の支援を実施します。 〔90 ページに確保方策を掲載〕			
19	乳児家庭全戸訪問事業	子育て支援課 健康増進課	生後4か月を迎えるまでのすべての乳児のいる家庭を訪問し、利用できるサービスの情報提供や子育てに関する相談に対応することにより、産婦及びこどもの心身の健康保持を図ります。併せて、子育ての孤立を防ぎます。 〔81 ページに確保方策を掲載〕			

No.	基礎事業	所管部署	内 容
20	未就園児等全戸訪問事業 市単独事業	子育て支援課	乳幼児訪問員が未就園等の幼児がいる家庭を訪問し、こどもの育ちや家庭環境の確認を行うとともに、子育てに関する相談を受け付け、支援につなげることにより産婦及びこどもの心身の健康保持を図ります。
21	助産施設入所措置事業	子育て支援課	児童福祉法第 22 条に基づき、妊婦が保健衛生上必要があるにも関わらず、経済的理由等により入院助産が行えない場合、助産施設において入院助産を行なうことで、安心安全な出産につなげます。
22	養育支援訪問事業	子育て支援課 健康増進課	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保護者の負担軽減に繋がるように、保健師等がその居宅を訪問し、養育に関する助言やサービス等の情報提供、家事・育児支援を行うことで、当該家庭の適切な養育を確保するなど産婦及びこどもの心身の健康保持を図ります。 〔81 ページに確保方策を掲載〕
23	災害時における支援体制 市単独事業	健康福祉政策課	市内 11 か所に要配慮者避難所を開設し、妊産婦のストレスや負荷の軽減を図ります。
24	子ども総合相談事業	子育て支援課 (こども家庭センター児童福祉機能)	市内に在住するすべてのこども及び妊産婦の実情を把握し、こどもが健やかに成長し、家庭や地域で安心して子育てができるように、保健師や保育士、心理士などが専門的に相談支援を行うとともに、各種子育て支援事業等についての情報提供を行います。
その他、こどもや子育て家庭、子育ての支援に関連する事業等			
・ 国民健康保険出産育児一時金			国保年金課

## 基本目標 2 子育てや教育に関する支援の充実

### 2-1 子育てや教育に関する経済的支援の充実

子ども・子育て支援法の改正により、令和元年10月から幼稚園や保育所、認定こども園を利用する3歳から5歳までのすべてのこども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯のこどもにかかる利用料が無償化されています。これに加え本市では、令和6年4月から世帯の課税状況に関わらず0歳から2歳児についても利用料を無償化し、さらに入学や卒業、新成人の節目にお祝い金を支給する「入学等祝金支給事業」をスタートさせ、子育て家庭の経済的負担の軽減の拡充を図ってきました。

また、地域外への移動に乗船料金が発生する御所浦地域においては、乗船料金の助成に取り組み、移動手段の確保と負担軽減を図っています。

こどもが健やかに成長するためには、親が子育ての喜びや幸せを感じ、ゆとりをもって子育てができる環境が不可欠です。今後も子育てしやすい環境づくりを進めるため、子育て家庭への継続した支援を行っていきます。

【関係事業一覧】 重：重点施策 再：再掲 ※( )の数字は、再掲元のNo.

No.	基礎事業	所管部署	内 容				
25	幼児教育・保育の無償化	学校教育課 子育て支援課	幼稚園を利用するこどもと保育所・認定こども園等を利用する3歳から5歳までのこども及び住民税非課税世帯の0歳から2歳のこどもの保育料を無償化し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。				
26	就学前障がい児の発達支援の無償化	福祉課	障がい児通所支援や障がい児入所支援を利用する3歳から5歳までのこどもの利用料を無償化し、障がい児等を育てる家庭の経済的負担の軽減を図ります。				
27	3歳未満児保育料無償化事業 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">重</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">市単独事業</span>	子育て支援課	3歳未満児の保育料を無償化することで保護者の経済的負担を軽減し、こどもを生み育てやすい環境づくりを推進します。				
28	多子世帯副食費の免除(幼稚園、保育所等)	学校教育課 子育て支援課	多子世帯の3番目以降のこどもに係る副食費を免除し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。				
29	入学等祝金支給事業 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">重</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">市単独事業</span>	子育て支援課	入学や卒業、新成人となるこどもを養育する人に祝金を支給し、こどもの健やかな成長を祝福するとともに子育て家庭の経済的支援を図ります。				
			目標・指標	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	支給人数	2,300人	2,300人	2,300人	2,300人	2,300人	
30	放課後児童クラブ等利用料減免事業 ※県基準を拡大して実施	子育て支援課	就学援助等の対象となっている児童の保護者に対し、放課後児童クラブ等の利用料の減免を行い、利用控えや退会を減らし児童の安心・安全な居場所と健全育成の機会を確保していきます。				

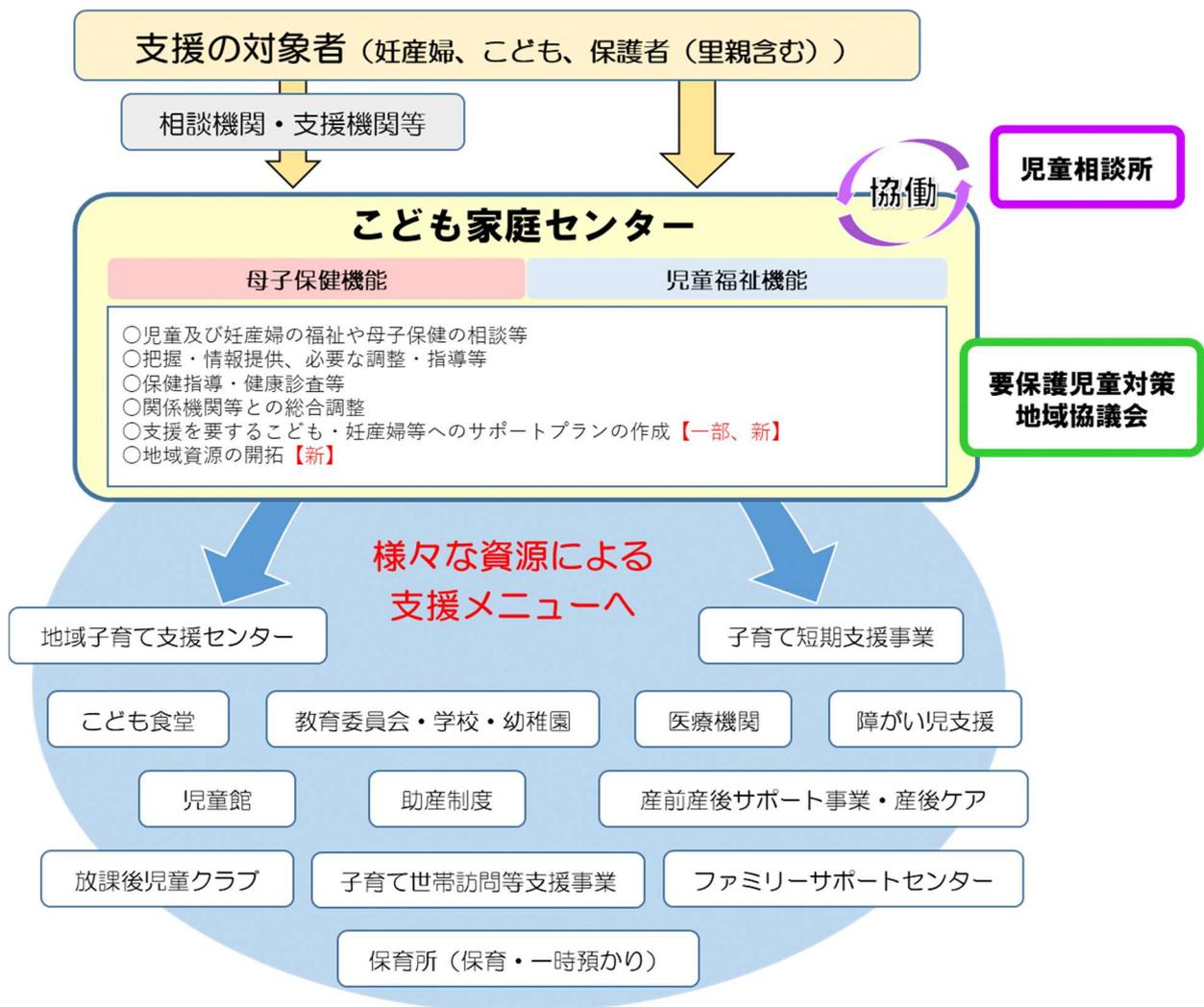
No.	基礎事業	所管部署	内 容				
31	実費徴収に係る補足 給付を行う事業	子育て支援課	日用品や文房具などの購入費や行事の参加に必要な費用等について、経済的な支援が必要な世帯に対して助成する事業です。現在、本事業は実施していませんが、社会状況を見ながら実施を検討していきます。				
32	奨学金貸与事業（高 校・専門学校・大学等）	教育総務課	経済的理由により就学困難な者に奨学金を貸与し、将来有能な人材を育成します。				
33	子ども医療費助成事 業	子育て支援課	こどもが医療機関を受診した際に支払う医療費の一部負担金を助成することで、こどもの疾病の早期治療を促進し、その健康の保持及び健全な育成と子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。				
34	就学援助費	学校教育課	経済的な理由によって就学が困難と思われる児童生徒の保護者に対して、就学に必要な学用品購入費などの費用の一部を助成することで、子育て家庭の負担軽減を図ります。				
			目標・指標	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	支給人数	696人	696人	696人	696人	696人	
35	児童手当	子育て支援課	児童を養育する人に児童手当を支給することにより、子育て世代の経済的負担を軽減します。				
36	児童扶養手当	子育て支援課	ひとり親世帯等に児童扶養手当を支給し、その生活の安定と自立の促進を図ります。				
37	ひとり親家庭等医療 費助成事業	子育て支援課	ひとり親家庭等の医療費の一部を助成することにより、その健康の保持及び増進と経済的負担の軽減を図ります。				
38	特別児童扶養手当	福祉課	身体又は知的、精神に障がいのある20歳未満の児童を家庭で監護、養育している父母、または父母にかわって養育している人に手当を支給することで、障がい児の福祉の増進を図ります。				
39	障がい児福祉手当	福祉課	身体又は知的、精神に障がいがあり、日常生活において常時の介護を必要とする在宅の20歳未満の人に手当を支給することで、重度障がい児の福祉の増進を図ります。				
40	障がい者福祉サービ ス施設通所等支援事 業	福祉課	御所浦地域に居住する障がい児や障がい者が障がい児通所支援事業所や障がい福祉サービス事業所に通所する際に負担する船賃を助成し、障がい児等を育てる家庭の経済的負担の軽減を図ります。				
41	御所浦定期航路振興 事業	地域政策課	御所浦地域発着の定期航路を利用する島民限定の交通支援としてICカードによる乗船料金の助成を実施します。（小学生5,000ポイント、中・高校生以上10,000ポイント）。				

No.	基礎事業	所管部署	内 容
42	離島高校生修学支援事業	教育総務課	御所浦地域から高等学校等へ通学する生徒の保護者に対し、定期船定期券（全額）及び下宿費等（上限 10,000 円）を助成します。
43	高等教育の就学支援新制度対象者への支援	本渡看護専門学校	国の就学支援制度に基づき、対象となった学生について、本校の授業料と入学金を減免し、経済的負担の軽減を図ります。
44	子育て世帯に係る市営住宅の入居要件緩和措置	建設総務課	子育て世帯の入居しやすい環境整備と経済的負担の軽減を目的に、市営住宅の入居収入基準額を緩和し、生活の安定を図ります。 【入居収入基準（月額）】 一般の世帯：158,000 円以下 18 歳未満の子がいる世帯：259,000 円以下
45	地産地消（学校給食）推進事業 市単独事業	学校給食課	学校給食の食材費の値上がり分（地産地消分含む）を助成し、保護者の経済的負担の軽減を図ります。
再 (10)	妊婦等包括相談支援事業・妊婦のための支援給付	健康増進課	妊娠期から出産・子育て期まで一貫して身近な相談に応じ様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援（妊娠届出時、妊娠 8 か月時、乳児家庭全戸訪問時）を実施し、経済的支援（妊婦のための支援給付）と一体的に実施することで、すべての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるように支援します。
その他、こどもや子育て家庭、子育ての支援に関連する事業等			
<ul style="list-style-type: none"> <li>未就学児の国民健康保険税の軽減措置</li> <li>産前産後期間の国民健康保険税の免除</li> <li>産前産後期間の国民年金保険料の免除</li> </ul>			国保年金課
<ul style="list-style-type: none"> <li>扶助費の支給（生活保護法）</li> <li>在宅障がい者介護者手当</li> </ul>			福祉課

## 2-2 相談体制・情報提供の充実

妊産婦及びこどもとその家庭（里親含む）を切れ目なく一体的に支援する「こども家庭センター」を中核として、児童家庭支援センター、児童相談所とが各機関の強みを活かした三層構造の連携強化による支援を更に進めます。

また、こども家庭センターを軸に、子育て世帯が安心して子育てができるよう、より身近な相談機関として、敷居を低く、きめ細やかなフォロー等ができるよう、各エリアを設定した地域子育て支援拠点を整備し、ポピュレーションアプローチ（集団全体を対象とした健康増進や疾病予防に関する働きかけ）による情報提供及び支援の充実を図ります。



- こども家庭センターは、こどもとその家庭及び妊産婦の状況に応じて、様々な社会資源を活用して、有機的につなげ、包括的な支援に結び付けていく、ネットワークの中核機関です。

【関係事業一覧】 重：重点施策 再：再掲 ※( )の数字は、再掲元のNo.

No.	基礎事業	所管部署	内 容				
46	女性のための無料法律相談	子育て支援課	ドメスティックバイオレンスやセクシャルハラスメントなどの被害者の多くは女性です。また、育児や介護などにより就業を中断するケースが多いのも女性です。女性弁護士による無料法律相談を実施することで、人権問題をはじめ離婚・養育費・借金などの問題を抱える女性が、気軽に相談できる場の提供を図ります。				
47	親子関係形成支援事業	子育て支援課	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を行います。併せて、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を提供します。 〔90 ページに確保方策を掲載〕				
48 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">重</span>	教育相談事業	学校教育課	臨床心理士、言語聴覚士などの教育相談カウンセラーと教育指導アドバイザー※が、子育て、友だち関係、就学・進学に関すること、いじめや不登校に関することなど多様な相談に対応します。こどもや保護者、教職員の不安やストレスを和らげ、心にゆとりをもって充実した生活を送るための支援を行うとともに、こどもの権利擁護に関する活動を推進します。 ※幼児、児童生徒の健全な育成と非行防止のための教育相談員で、臨床心理士の資格を有する者やこれに準ずる者が「教育相談カウンセラー」、教育相談の知識や経験を有する者が「教育指導アドバイザー」				
	目標・指標	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
	相談日数	40日	40日	40日	40日	40日	
49	民生委員児童委員活動推進事業における活動支援	健康福祉政策課	日頃からの見守り等、地域住民と行政をつなぐ役目として、地域福祉の中心的な役割を果たす民生委員児童委員活動の推進と民生委員児童委員協議会の円滑な運営を支援することにより、相談体制の充実を図ります。				
50 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">重</span>	重層的な支援体制の構築における多機関協働事業	健康福祉政策課	単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した生活課題を抱えるこどもやその家族に対し、個別支援の検討及び情報共有を行うとともに、役割分担や課題を整理して適切な支援につなげるために複数の支援機関によるチーム支援を行うものです。令和7年度から事業の本格実施に取り組みます。				
	目標・指標	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
	支援会議開催数	12回	12回	12回	12回	12回	

No.	基礎事業	所管部署	内 容
51	多文化共生事業（外国人が暮らしやすい環境整備）	政策企画課	市内に在住する外国人等が、安心して生活できるように相談窓口を設置しています。雇用や住宅、出産、子育てなど様々な相談に対応するほか、定期的に日本語教室を実施しています。
再 (12)	子育てDXの導入	健康増進課	母子保健情報のデジタル化により、市民の利便性の向上や情報提供等の充実を図ります。
再 (13)	訪問指導	健康増進課	妊娠・出産・子育てにおける知識や情報の提供、心配事や悩みの相談、健康の保持増進のため、居宅等へ訪問し保健指導等を行います。
再 (14)	健康相談	健康増進課	妊娠・出産・子育てにおける知識や情報の提供、心配事や悩みの相談、健康の保持増進のための保健指導等を行います。（実施方法：定期・随時の開催、電話対応）
再 (18)	子育て世帯訪問等支援事業	子育て支援課	家事や育児に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭に対し、その生活を支援する者が訪問するなどして、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事や育児等の支援を実施します。
再 (20)	未就園児等全戸訪問事業 市単独事業	子育て支援課	乳幼児訪問員等が生後4か月を迎えるまでのすべての乳児のいる家庭を訪問することで、こどもの育ちや家庭環境の確認を行うとともに、子育てに関する相談を受け付け、必要なサービスの情報提供を行い支援につなげます。
再 (22)	養育支援訪問事業	子育て支援課 健康増進課	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師等がその居宅を訪問し、養育に関する助言やサービス等の情報提供、家事・育児支援を行います。
再 (24)	子ども総合相談事業	子育て支援課	市内に在住するすべての子ども及び妊産婦の実情を把握し、こどもが健やかに成長し、家庭や地域で安心して子育てができるように、保健師や保育士、心理士などが専門的に相談支援を行うとともに、各種子育て支援事業等についての情報提供を行います。

## 基本目標3 こどもや子育て家庭に対する専門的支援の充実

### 3-1 児童虐待及びDV防止対策の充実

児童虐待は、どのような背景や思想信条があっても許されるものではありません。その背景には親自身の被虐待経験や貧困、疾病、障がい等の様々な困難がある場合も多いことから、こどもや子育て家庭の不安や困難の早期発見・早期対応が重要となります。

そのため、「こども家庭センター」が中心となり、家庭への訪問等を行いながらその家庭環境を把握し、必要に応じて相談対応を行うなど寄り添った支援を行います。

また、家庭におけるDV（ドメスティックバイオレンス：同居者間での暴力や攻撃的行為）被害防止のための啓発活動を行うほか、DV被害の家庭に対する支援、こどもや若者に対する性被害等への相談対応など、こどもの権利と最善の利益が優先され、健やかに成長できるよう関係機関と連携した取り組みを推進します。

【関係事業一覧】 **■**：重点施策 再：再掲 ※( )の数字は、再掲元のNo.

No.	基礎事業	所管部署	内容
52	女性相談事業	子育て支援課	離婚や配偶者等からの暴力など、女性に関する様々な心配事の相談に女性相談支援員が対応します。 女性相談は児童の養育環境に密接に関連しているため、こども家庭センターにおいて一体的に相談対応・支援を行います。
53	児童虐待及びDV防止啓発事業 <b>■</b> 市単独事業	子育て支援課	児童虐待及びDVの未然防止や早期発見・早期対応につなげるため、児童虐待等防止マニュアルなどを活用して、各機関の定例会等に出向いたり、保育園や学校を訪問するなど啓発活動を行います。
54	子育て短期支援事業（ショートステイ）	子育て支援課	保護者の病気など社会的理由により、家庭におけるこどもの養育が一時的に困難となった場合などに、市が契約する児童福祉施設において一定期間の養育や相談支援を行い、子育てをサポートします。 〔82ページに確保方策を掲載〕
55	配偶者からの暴力被害者の市営住宅の一時利用	建設総務課	配偶者からの暴力被害者（父子又は母子）は、通常の入居要件によらない一時利用を許可することで居住の安定を図り、その自立を支援します。
再 (18)	子育て世帯訪問等支援事業	子育て支援課	家事や育児に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭に対し、その生活を支援する者が訪問するなどして、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事や育児等の支援を行い、負担の軽減を図ります。

No.	基礎事業	所管部署	内 容
再 (24)	子ども総合相談事業	子育て支援課	市内に在住するすべての子ども及び妊産婦の実情を把握し、子どもが健やかに成長し、家庭や地域で安心して子育てができるように、保健師や保育士、心理士などが専門的に相談支援を行います。
再 (47)	親子関係形成支援事業	子育て支援課	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ります。

### 3-2 ひとり親家庭や貧困下にある子ども・家庭への支援

仕事と子育て2つの役割を一人で果たさなければならないひとり親家庭は、日常生活において様々な困難に直面する場合があります。ひとり親家庭が抱える課題やニーズに対応するため、児童扶養手当等による経済的支援のほか、各家庭の親と子どもそれぞれの状況に応じて、生活、子育て、資格取得、就労支援等を総合的に実施するとともに、市営住宅への優先入居など、親子が、安心して心穏やかに過ごせるための取り組みを推進します。

子どもの貧困は、経済的な面だけでなく、心身の健康や衣食住、進学機会や学習意欲、前向きに生きる気持ちを含め、子どもの権利利益を侵害し、社会的孤立にもつながる深刻な課題です。貧困及び貧困の連鎖で子どもたちの将来が閉ざされることがないように、社会全体で受け止めて取り組む課題であることを認識しなければなりません。

子どもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることがないように、すべての子どもが等しく夢や希望を持ち、心身ともに健やかに成長できる家庭生活の安定と向上のための支援を推進します。

【関係事業一覧】 ■：重点施策 再：再掲 ※( )の数字は、再掲元のNo.

No.	基礎事業	所管部署	内 容				
56 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">■</span>	母子家庭等高等職業訓練促進給付金	子育て支援課	資格取得を目指すひとり親が養成機関で修業する場合に、その修業期間中の生活の負担軽減を図るため、給付金を支給します。				
	目標・指標	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
	利用者数	10人	10人	10人	10人	10人	
57	母子家庭等自立支援教育訓練給付金	子育て支援課	ひとり親が就職につながる能力開発のため、教育訓練講座を受講した場合に、受講料の一部を助成します。				

No.	基礎事業	所管部署	内 容			
58 	ひとり親家庭等日常生活支援事業	子育て支援課	ひとり親家庭が日常生活を営む際に支障が生じている場合、家庭生活支援員の派遣などを行い、家事や育児その他の日常生活の支援を行います。			
	目標・指標	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	利用時間数	252時間	252時間	252時間	252時間	252時間
59	母子世帯向け市営住宅の供給	建設総務課	母子世帯の入居しやすい環境整備と経済的負担の軽減を目的に、専用の市営住宅（3棟 15戸）を供給し、生活の安定を図ります。			
60	母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度【県】	子育て支援課	ひとり親家庭の生活の安定、また扶養する児童の福祉を増進するため、就学支度資金・修学資金・住宅資金などの貸付を受けることができます。			
61	ひとり親家庭応援の塾【県：登録のみ】	子育て支援課	ひとり親家庭のこどもたちに対し、独自に受講料の割引制度を設けている塾があります。			
62	地域の学習教室【県】	子育て支援課	「塾に通うことが難しい」、「勉強の習慣を身に付けたい」などの悩みを抱えるひとり親家庭のこどもたちに対し、最寄りの地域で学習指導を行っています。			
再 (36)	児童扶養手当	子育て支援課	ひとり親世帯等に対し、生活の安定と自立の促進を図るため児童扶養手当を支給します。			
再 (37)	ひとり親家庭等医療費助成事業	子育て支援課	ひとり親家庭等の保護者及び児童が医療機関を受診した際の一部負担金の2/3を助成します。			
その他、こどもや子育て家庭、子育ての支援に関連する事業等						
<ul style="list-style-type: none"> <li>家計改善支援事業（生活困窮者自立支援法）</li> <li>被保護者就労支援（生活保護法）</li> <li>子どもの学習・生活支援事業（生活困窮者自立支援法）</li> <li>扶助費の支給（生活保護法）</li> <li>自立相談支援事業による就労支援（生活困窮者自立支援法）</li> <li>住居確保給付金の支給（生活困窮者自立支援法）</li> </ul>					福祉課	

### 3-3 ヤングケアラーへの支援

少子高齢化や共働き世帯の増加により、一般的に大人が担うと想定される家事や介護、家族の世話などを日常的に担うこどもや若者（ヤングケアラー）が増加しており、その要因は家庭が抱える課題により様々です。このようなこどもや若者は、年齢に見合わない重い責任を負い、個人の権利が侵害されているにもかかわらず、こどもや家族がその状況を自覚しない場合が多く、問題が顕在化しにくい状況があります。

そこで本市では、潜在化している問題や課題を把握するにあたり、小中学校においてタブレット端末を用いた調査等を行い、課題を整理して、複数の部署・支援機関と連携した重層的な支援

によりヤングケアラーの解消を図ります。そのための相談体制の整備や職員研修、関係機関との連携を進め、必要な支援を家庭に届ける取り組みを推進します。

【関係事業一覧】 再：再掲 ※( )の数字は、再掲元のNo.

No.	基礎事業	所管部署	内 容
64	ヤングケアラーへの支援体制の強化	子育て支援課及び関係部署	学校等を通じた定期的な調査や連携体制を強化し、ヤングケアラーの早期発見に努めます。 ヤングケアラーに該当することもが確認された場合は、その家庭が抱える課題について関係部署・機関と連携して重層的な支援（重層的支援体制整備事業等）を行います。
再 (18)	子育て世帯訪問等支援事業	子育て支援課	ヤングケアラーがいる家庭に対し、生活を支援する者が訪問するなどして、その家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事や育児等の支援を実施します。

### 3-4 療育体制の充実

障がい児の支援においては、障がい気になる段階から身近な地域で支援が受けられるよう、地域支援体制の構築を図るとともに、地域の保健・医療・福祉・教育等の関係機関が連携し、切れ目ない一貫した支援を提供していくことが求められます。療育体制推進のため、天草市療育体制会議や行政部会（子育て支援課・健康増進課・福祉課・学校教育課の4課会議）を定期的開催し、情報共有や課題解決に向けた検討を行っています。今後も関係機関と協働しながら、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進します。

【関係事業一覧】 重：重点施策

No.	基礎事業	所管部署	内 容				
<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">重</span> 64	障がい児保育事業 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">市単独事業</span>	子育て支援課	障がい児を受け入れるための職員の加配に要する費用を支援し、保育所等での障がい児の集団保育を推進するとともに、障がい児の生活向上を図ります。				
	目標・指標	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
	実施施設数	31か所	31か所	32か所	32か所	33か所	
<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">重</span> 65	特別支援教育就学奨励費の支給	学校教育課	障害のある児童・生徒又は特別支援学級に就学する児童・生徒の保護者に特別支援教育就学奨励費を支給し、子育て世帯の負担軽減を図ります。				
	目標・指標	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
	支給人数	138人	138人	138人	138人	138人	

No.	基礎事業	所管部署	内 容			
66 重	巡回支援専門員整備事業	福祉課	発達障がい等に関する知識を有する専門員が保育所等へ巡回支援することで保育所等におけるインクルージョンを推進します。ペアレント・プログラム、ペアレント・トレーニング、親子教室等を実施することで、保護者の支援の充実を図ります。			
	目標・指標	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	巡回支援達成率	100%	100%	100%	100%	100%
67 重	特別支援教育総合推進事業	学校教育課	発達障がいを含む障がいのあるこどもや特別な支援を必要としているこども一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な保育や教育、必要な支援を行います。また、障がいのあるこどもが、十分に教育を受けられるための合理的配慮及びその基礎となる環境の整備、教職員の研修による専門性の向上や個別の教育支援計画に基づく教育相談の実施により、特別支援教育の充実を図ります。			
	目標・指標	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	巡回相談達成率	100%	100%	100%	100%	100%
68	障がい児通所支援 (児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援)	福祉課	生活能力向上のための支援や集団生活への適応のための支援を行い、こどもの発達支援と家族支援の充実を図ります。			
69 重	医療的ケア児等総合支援事業	福祉課	医療的ケア児（医療的ケアが日常的に必要な児童）の総合相談窓口として地域障がい相談支援センター4か所にコーディネーターを各1名配置し、医療的ケア児とその家族が安心して暮らせる環境を整備します。			
	目標・指標	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	コーディネーター配置事業所数	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
70	小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業	福祉課	小児慢性特定疾病児童に対し、日常生活用具の購入費を給付することで、日常生活の便宜を図ります。			
71	難聴児補聴器給付等事業	福祉課	身体障がい者手帳の交付対象にならない軽度・中等度の聴覚障がい児に対して、補聴器の購入費・修理費を一部助成することで、日常生活の便宜を図ります。			
その他、こどもや子育て家庭、子育ての支援に関連する事業等						
<ul style="list-style-type: none"> <li>介護給付費（居宅介護、短期入所、同行援護、行動援護、重度障がい者等包括支援）</li> <li>補装具・日常生活用具給付</li> <li>日中一時支援事業</li> <li>移動支援事業</li> <li>障がい者住宅改造助成事業</li> <li>障がい者福祉サービス施設通所等支援事業</li> </ul>		福祉課				

## 基本方針 2 こども・若者が心身ともに健やかに成長できるまちを目指します

### 基本目標 4 こどもの権利保障の推進

#### 4-1 こどもの権利に関する理解促進

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」の実現のためには、こどもの権利とその保障について、こども自身と社会全体が理解することが必要です。こどもや若者が、自らの権利、心や身体、社会に関する必要な情報や正しい知識を学ぶことで、将来を自ら選択し、社会生活の場で安心して意見が言え、それにより周囲や社会が変わっていく体験を積み上げることにより、希望と意欲に応じて将来を切り開いていけるようになります。

声を上げにくい状況にあるこどもや若者に特に留意しつつ、「こどもとともに」という姿勢で、こどもや若者の自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押しするため、こどもの権利擁護に関する普及啓発活動を大人、こどもの双方に向けて発信します。

また、学校においては、いじめ、不登校問題の解消に向けた取り組みとして、アンケート調査等により生活習慣に係る児童生徒の実態を把握・分析して指導の改善を図るほか、心の教室相談員による生徒の教育相談や学校に登校できないこどもに対し適応指導やオンライン授業等による支援を行います。

国は、こどもの自殺者数が増加していることや20歳代以下の死因の第1位が自殺であることから、こども・若者の自殺対策は喫緊の課題と捉えています。本市においては、学校や家庭、地域が連携して児童生徒が命の大切さを実感できる教育、SOSの出し方やその受け止め方に関する教育、相談できる環境づくりに取り組んでいきます。

【関係事業一覧】 **重**：重点施策 再：再掲 ※( )の数字は、再掲元のNo.

No.	基礎事業	所管部署	内 容
72	いじめ・不登校問題の解消に向けた取り組みの充実	学校教育課	市や熊本県で実施する「心のアンケート」や学校の調査などにより、生活習慣に係る児童生徒の実態を把握・分析し、指導の改善を図るほか、中学校に「心の教室相談員」を配置し、適応指導や問題行動などに関係する生徒の教育相談を実施し、問題解決に向けた指導、支援を行います。また、中学校の分教室として設置している適応指導教室「カワセミ学級」で対面式指導又はオンライン授業を行い、登校できない状態にある生徒（市内中学生）に学校復帰を目的とした指導、支援を行います。 今後、在籍校との連携を強化し、登校できない状態にある生徒と保護者の支援を充実させるため、必要な地域への適応指導教室の拡充などを検討するほか、令和5年6月に策定した「不登校児童生徒の出席扱い及び評価等に関するガイドライン」に基づき、市内フリースクール等での学びを出席や評価に繋げる取り組みを進めます。

No.	基礎事業	所管部署	内 容				
73 	いじめ問題対策連絡協議会及びいじめ防止対策審議会の設置	学校教育課	いじめの未然防止に向けた子どもたちによる取り組みを進めるほか、天草市いじめ防止基本方針及び学校ごとの学校いじめ防止基本方針に基づいて、いじめ防止に向けた対策を推進します。				
	目標・指標	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
	会議の開催回数	4回	4回	4回	4回	4回	
74	人権学習や人権集会	学校教育課	人権学習や人権集会の充実を図るとともに、一人ひとりを大切にされた教育を進め、人権尊重に対する豊かな感性や実践力を持った児童生徒の育成に努めます。				
75	道徳科の時間	学校教育課	道徳科の時間を要として、学校教育活動全体を通じた道徳教育を充実させ、児童生徒の規範意識の醸成や社会性の向上を図ります。併せて、郷土資料「熊本の心」や「つなぐ～熊本の明日へ～」などを活用し、「ふるさと天草」に対する理解と愛着を深め、人と人とのつながりの大切さについて学ぶことができるように努めます。				
76	人権教育推進事業	生涯学習課 男女共同参画課	<p>「天草市人権教育・啓発基本計画」に基づき、関係団体、幼稚園・保育所等、小学校、中学校、市民及び行政等が互いに連携・協力し、研修会の実施や学習の機会の提供を行うほか、広報紙等の活用など人権教育及び啓発に関する取り組みを推進しています。</p> <p>その一つである「人権の花」は、天草人権啓発活動地域ネットワーク協議会との共催事業で、毎年度小学校1校を対象に人権意識の高揚を図っています。</p>				
再 (48)	教育相談事業	学校教育課	臨床心理士、言語聴覚士などの教育相談カウンセラーと教育指導アドバイザーが、子育て、友だち関係、就学・進学に関すること、いじめや不登校に関することなど多様な相談に対応します。子どもや保護者、教職員の不安やストレスを和らげ、心にゆとりをもって充実した生活を送るための支援を行うとともに、子どもの権利擁護に関する活動を推進します。				

## 基本目標5 こどもの健康づくりの推進

### 5-1 こどもへの医療・健康支援

こどもの成長に合わせて様々な検査・健診を受けられる体制を推進するとともに、こどもの医療機関受診に対しては、対象年齢の拡充に加えて、令和6年1月からは県内の医療機関で現物による給付を受けられるようにして、すべてのこどもが等しく健康的な生活を送ることができる環境を推進してきました。

また、地域周産期中核病院が他の医療機関から招へいする非常勤医師の交通費等を支援することにより、慢性的に不足する小児科等の医師を確保します。地域の医療体制の安定を図ることで、すべてのこどもが心身ともに健やかに成長できる環境の整備に努めていきます。

【関係事業一覧】 重：重点施策 再：再掲 ※( )の数字は、再掲元のNo.

No.	基礎事業	所管部署	内 容				
77	思春期対策事業 (ピロリ菌検査事業を含む)	健康増進課	思春期のこどもたちが、基本的な生活習慣を確立し、心身ともに健康に過ごすための知識や情報提供を行います。 また、中学3年生で希望する者にピロリ菌検査を実施し、健康を考える機会を提供します。				
78	養育医療給付事業	健康増進課	身体の発育が未熟なまま生まれた乳児が、指定医療機関において必要とされる医療を受けた場合、その治療費等を給付することにより、保護者の経済的な負担を軽減します。				
79	新生児検査費助成事業 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">重</span> 一部市単独事業	健康増進課	こどもの健やかな成長を促すため、新生児検査（聴覚検査、先天性代謝異常等検査）を実施し、障がい等の早期発見と早期支援につなげます。 (2種の検査費用を助成)				
	目標・指標	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
	聴覚検査受診率	100%	100%	100%	100%	100%	
80	乳幼児健康診査 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">重</span>	健康増進課	こどもの健やかな成長を促し、保護者の育児をサポートするため、こどもの発育・発達の確認、疾病等の異常の早期発見・対応、育児に関する相談への対応のほか、必要に応じて保健指導を行います。 (3、4か月健診、7、8か月健診、1歳6か月健診、3歳6か月健診)				
	目標・指標	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
	受診率	100%	100%	100%	100%	100%	
81	精神発達相談事業 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">市単独事業</span>	健康増進課	乳幼児健康診査等において、発達面において支援が必要と考えられる乳幼児及び保護者に対し、発達のスクリーニングを行い適切な助言指導等を行います。				

No.	基礎事業	所管部署	内 容			
82 	地域医療対策事業(在宅当番・救急医療情報提供委託事業)	健康福祉政策課	天草圏域2市1町の休日診療を行う在宅当番医の当番日の調整業務や救急医療知識の普及啓発業務等について、天草郡市医師会に委託を行うことで連携を図り、引き続き、初期救急医療体制の確保と維持に努めます。			
	目標・指標	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	救急車受入及び第1次医療機関からの転送	3,900人	3,900人	3,900人	3,900人	3,900人
83 	地域医療対策事業(医師確保支援事業補助金) <u>市単独事業</u>	健康福祉政策課	地域周産期中核病院(天草地域医療センター、天草中央総合病院)において、慢性的に不足する産婦人科、小児科、麻酔科の医師を非常勤医師として、他の医療機関から招へいする際の交通費等、専門医確保のための支援を行うことで、地域医療体制の安定を図ります。			
84	自立支援医療(育成医療)	福祉課	18歳未満の児童で、身体障害者福祉法に定める障がいと同じ程度の障がいがあるか、現存する疾患がこれらを放置すると将来同法に定める障がいと同じ程度の障がいを残すと認められる児童に対して、手術等により確実な治療効果が期待できる場合に医療を提供し、生活能力の獲得を促します。			
85	健康教育の推進	学校教育課	こどもや若者の健康の保持増進を担う養護教諭の支援体制を推進するとともに、健康診断等の保健管理や薬物乱用防止教育などを実施し、健康教育を推進します。			
再 (7)	離島妊婦等健康診査支援事業	健康増進課	離島に居住する妊産婦・乳幼児が、健康診査や出産、母子保健・子育て支援サービスを利用する際に負担する交通費(船賃)を助成することにより、経済的負担の軽減を図ることにより、妊産婦等の健康管理及び母子保健の増進を図ります。			
再 (13)	訪問指導	健康増進課	こどもの発育・発達や子育てにおける知識や情報の提供、心配事や悩みの相談、健康の保持増進のため、居宅等へ訪問し保健指導等を行います。			
再 (14)	健康相談	健康増進課	こどもの発育・発達や子育てにおける知識や情報の提供、心配事や悩みの相談、健康の保持増進のための保健指導等を行います。 (実施方法: 定期・随時の開催、電話対応)			
再 (15)	健康教育	健康増進課	母性や乳幼児・思春期等の健康の保持増進を図るため、こどもの発育・発達や育児等に関する知識の提供・助言を行います。(5か月児学級やその他依頼時)			

No.	基礎事業	所管部署	内 容			
再 (16) 	歯科保健事業	健康増進課	乳幼児期から学童期におけるフッ化物塗布・洗口事業等によりむし歯予防を図ります。 また、妊産婦、乳幼児の保護者等に歯科保健についての健康教育や保健指導を行い、口腔の健康の保持増進を図ります。			
	目標・指標	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	むし歯のない3歳児の割合	80.0%	81.0%	82.0%	83.0%	84.0%
再 (17)	予防接種事業	健康増進課	予防接種法に基づく予防接種を実施することにより、伝染の恐れがある疾病の発生及びまん延を防止し、こどもの健康の保持増進を図ります。			
再 (33)	子ども医療費助成事業	子育て支援課	医療機関を受診した際の保険診療分の一部負担額を助成することにより、こどもの疾病の早期治療を促進し、その健康の保持及び健全な育成を図ります。			
再 (37)	ひとり親家庭等医療費助成事業	子育て支援課	ひとり親家庭等の医療費の一部を助成することにより、その健康の保持及び増進と経済的負担の軽減を図ります。			
その他、こどもや子育て家庭、子育ての支援に関連する事業等						
<ul style="list-style-type: none"> <li>自立支援医療（精神通院医療）</li> <li>重度心身障がい者医療費助成事業</li> </ul>					福祉課	
<ul style="list-style-type: none"> <li>学校における健康診断（結核・心臓・尿・歯科）等の実施</li> </ul>					教育総務課	

## 基本目標 6 良好な幼児教育・保育等の確保

### 6-1 幼児期の教育・保育サービスの確保と充実

共働き家庭の増加と就労形態の多様化により、保育サービスのニーズも多様化しています。このような保育ニーズに対応するため、保育所（園）や幼稚園における延長保育や一時預かり、病後児保育等に取り組んできました。引き続き、子育て家庭のニーズに応じた支援の充実に取り組んでいきます。

さらに、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図るため、発達段階を踏まえた教育活動に取り組んでいきます。

【関係事業一覧】 **重**：重点施策

No.	基礎事業	所管部署	内 容
86	教育・保育の提供体制の確保	子育て支援課 学校教育課	区域内における教育・保育の利用ニーズ量に応じて、幼稚園、保育所等の提供体制（定員）の確保を行うとともに、入所調整を行います。 〔73～80 ページに確保方策を掲載〕
87	ファミリーサポートセンター事業	子育て支援課	家族や保育施設で応じきれない部分を補完するため、協力会員と依頼会員の相互援助活動の調整を行い、協力会員によるこどもの預かり等の支援を行います。 〔82 ページに確保方策を掲載〕
88	一時預かり事業 ・幼稚園型以外 ・幼稚園型	子育て支援課 学校教育課	【幼稚園型以外】 保育園等を利用しない未就学児の一時的な保育ニーズや保護者の育児疲れの解消への対応など、一時的に保育ができる体制を維持することで、安心して子育てできる環境の推進を図っていきます。 【幼稚園型】 幼稚園及び認定こども園の幼稚園部分に在籍する園児について、教育時間の前後及び長期休業中等に預かり保育ができる体制を維持することで、安心して子育てできる環境の推進を図っていきます。 〔83、84 ページに確保方策を掲載〕
89	病児保育事業 ・病児対応型 ・病後児対応型 ・体調不良児対応型	子育て支援課	こどもが病気の際、保育所などに付設された専用スペースで一時的に保育を行うことで、仕事などで保育できない保護者の支援を行います。 【病児対応型】 当面、病気の症状に急変が認められない児童が対象。現在、私立3保育園で実施。 【病後児対応型】 病気の回復期にある児童が対象。現在、私立8保育園で実施。 【体調不良児対応型】 保育中に体調不良となった児童が対象。現在、私立1保育園で実施。 〔85 ページに確保方策を掲載〕

No.	基礎事業	所管部署	内 容
90	延長保育事業	子育て支援課	保育所の開所時間帯（11 時間）以外の利用ニーズに対応し、開所時間の前後で 30 分以上延長して保育を行う体制を整備することで、保護者が就労形態に関わらず安心して子育てできる環境を提供します。 〔84 ページに確保方策を掲載〕
91	乳児等通園支援事業 （こども誰でも通園 制度） ※令和8年度から	子育て支援課	すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず支援を強化するため、月一定時間までの利用枠で、就労要件を問わず6カ月～3歳未満児の預かり保育を行うもので、実状やニーズを踏まえて実施していきます。 〔91 ページに確保方策を掲載〕
92	保育補助者雇上強化 事業	子育て支援課	業務の補助を行う者を雇い上げることにより、保育士の業務負担を軽減し、離職防止を図るとともに、保育士が業務に専念できることで保育の質の向上を図ります。
93	保育体制強化事業	子育て支援課	保育支援者を保育に係る周辺業務に活用することによって、職員の業務負担を軽減し、保育体制の強化と離職防止、働きやすい環境整備と児童の園外活動の安全管理を図ります。
94	幼稚園業務補助者雇 上事業 <u>市単独事業</u>	子育て支援課	業務の補助を行う者を雇い上げることにより、職員の業務負担を軽減し、離職防止を図るとともに、職員が業務に専念できることで幼児教育の質の向上を図ります。
95	保育所連盟職員研修 事業	子育て支援課	市保育所連盟が実施する研修に補助を行うことで、保育の質向上のための取り組みを支援します。
96	私立保育園等施設整 備事業	子育て支援課	保育環境の整備のため、国の補助事業等を活用して、私立保育園及びその他の子育て関連の老朽化した施設の建て替えや大規模修繕等の施設整備に対して補助を行います。なお、その際は区域内の提供体制を確認しながら、対象施設の把握・選定を計画的に行い、保育環境の適切な維持に努めます。
97	私立保育園等環境整 備事業	子育て支援課	国の補助事業等を活用して、私立保育園やその他の子育て関連施設の業務効率化や安全性の向上などへの取り組みに対して補助を行い、安全な保育環境や働きやすい職場の環境整備、保育士業務の負担軽減等を図るとともに、保育の質の向上につなげます。
98	ブックスタート事業 <u>市単独事業</u>	健康増進課	本に親しむきっかけを親子に届ける『読書支援』を乳児健診（7、8か月健診）にて実施します（図書ボランティア等による読み聞かせと絵本のプレゼント）。

No.	基礎事業	所管部署	内 容
再 (54)	子育て短期支援事業 (ショートステイ)	子育て支援課	保護者の病気など社会的理由により、家庭におけるこどもの養育が一時的に困難となった場合などに、市が契約する児童福祉施設において一定期間の養育や相談支援を行い、子育てをサポートします。

## 6-2 こどもが少ない地域の子育てや教育に関する支援

本市は、市域は広大で「島」の特性から平野部は少なく、川沿いの中山間地域や海岸線に集落が点在しています。そのため、地理的、社会的、経済的な条件の違いから、今後少子化がさらに進むと子育てや教育の環境に地域の間で差が生じてくると考えられます。しかし、こどもの健やかな成長のためには、こどもや子育て家庭が住み慣れた地域で不自由なく、等しく子育てや教育の機会を得られることが重要です。

こどもが減少する地域においても継続して子育てや教育が行えるように、利用人員が20人を下回る保育所（園）に対する運営支援の取り組みや少人数の単位で保育をする地域型保育事業への移行などを検討し、社会情勢や地域の状況を見ながら、地域の特性を踏まえた保育・教育環境の確保に努めていきます。

【関係事業一覧】 重：重点施策

No.	基礎事業	所管部署	内 容
99	人口減少地域の保育所の運営を支援する取り組み	子育て支援課	子育て家庭が家の近くで安心して保育できる環境を維持するため、周辺に他の保育施設がなく、かつ利用者が20人を大幅に下回る保育所（園）について、運営を維持するための支援を検討します。
100	地域型保育事業 ・小規模保育 ・家庭的保育 ・居宅訪問型保育 ・事業所内保育	子育て支援課	主に3歳未満の乳児・幼児を対象とした保育事業です。少子化が今後さらに進み、保育所の運営ができなくなった地域において新たな保育体制の確保が必要となる場合は、少人数の単位で保育を行う地域型保育の設置などを検討していきます。

## 基本方針 3 こども・若者が夢を持ち、自立した大人へ成長できるまちを目指します

### 基本目標 7 こどもの生きる力の育成に向けた支援

#### 7-1 こどもの主体性を尊重した多様な活動の推進

こどもが自己肯定感を高め、自分が他人に必要とされていると感じるとともに夢中になれることを見つけていくために、天草の歴史や文化など様々なことを学ぶための施設や仕組みづくりを充実させ、こどもが主体性を発揮して取り組むことができる多様な体験や交流活動の機会を創出します。

また、児童生徒の学習意欲の向上と情報社会に主体的に対応できる情報活用能力の育成に向けて、1人1台タブレットパソコンを中心としたICT活用等によるわかる授業づくりをさらに充実させるとともに、今後の学習活動において必要不可欠な教育の情報化を計画的・体系的に進めます。さらに、スポーツに親しむことができる取り組みを推進し、体力増進や仲間づくり、交流による社会参加を通じた児童の健全育成も進めていきます。

【関係事業一覧】 **重**：重点施策 再：再掲 ※( )の数字は、再掲元のNo.

No.	基礎事業	所管部署	内容
101	学校運営協議会の設置	学校教育課	学校、こども、家庭、地域、行政の五者連携による一体的な推進のため、保護者や地域住民、地域学校協働活動推進員などから構成される学校運営協議会において、学校運営の基本方針の承認や教育活動などについて意見を述べるといった取り組みを通じて、保護者や地域住民の意見を学校運営に反映します。
102	地域学校協働活動	生涯学習課	地域と学校が連携・協働して地域全体でこどもたちの学びや成長を支え、地域を創生する活動を実施し、未来を担うこどもたちを育成します。
103	適応指導教室設置事業	学校教育課	複合施設こころすの一室に適応指導教室「カワセミ学級(本渡中学校分教室)」を設置し、心理的又は情緒的理由により登校できない状態にある生徒に対して、引きこもりの防止及び学校復帰等を目的とした指導を行います。
104	総合的な学習活動支援事業	学校教育課	天草の地域資源を活用した自然体験や社会体験、観察・実験、見学・調査、ICTを活用した資料学習やオンライン通信による事前学習などを活用した、総合的な学習の時間等を中心として、体験的・実践的な学習活動を行うことで、問題解決能力の育成を図るとともに、ふるさとを誇りに思い愛する心を育みます。
105	幼・保等、小・中の連携の推進	学校教育課	こどもの学びや育ちをつなぐ一貫した教育となるよう、幼稚園・保育所等、小中学校間の連携の強化に努めるとともに、家庭、地域との連携充実を図ります。

No.	基礎事業	所管部署	内 容			
106 重	学校教育研究委員会補助事業	学校教育課	<p>学校教育研究委員会において、①生徒指導部会、②学力向上・ICT 活用研究部会、③中学校部活動改革部会、④学校経営部会を設置し、学校の課題に応じた研究・調査を行うほか、教育に直接携わる教職員の指導力の向上を図るため、学校現場における人材育成の観点からのOJTの充実や、授業参観及び授業研究会を行います。</p> <p>また、各教科における授業改善や授業力向上をめざすブラッシュアップ研修、生徒指導・学習指導などに係る専門性と実践的指導力を高める教職員研修を行います。</p>			
	目標・指標	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	部会の実施回数	18回	18回	18回	18回	18回
107	小中学校 ICT 整備事業	学校教育課	<p>小中学校に ICT 機器を整備することで、学校における情報化への対応を進め、①情報活用の実践力、②情報の科学的な理解、③情報社会に参画する態度の3つの観点から児童生徒の情報活用能力の育成を図ります。</p> <p>また、全教職員へ校務用パソコンを配備し、イントラネットや共有サーバも提供することで、校務の効率化、セキュリティ対策の強化、情報の共有化を図ります。</p>			
108 重	学校読書活動支援事業	学校教育課	<p>効果的な読書活動や多様な学習活動を推進するため、学校図書館に関する業務を専門とする学校司書を巡回方式で小中学校に配置し、図書館教育の充実を図るほか、学校図書システムを活用して、事務の効率化を進めます。</p> <p>また、教科等の学習と絡めた読書指導の充実、学校における一斉読書の推進などにより、児童生徒の読書意欲の向上を図ります。</p>			
	目標・指標	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	学校司書配置数	16人	16人	16人	16人	16人
109	青少年健全育成事業	生涯学習課	<p>青少年の健やかな成長を支援するため、自然とふれあいをはじめとする様々な体験活動や青少年同士の交流等の多様な活動の機会を提供するとともに、学校教育、社会教育などすべての教育力の向上を図ります。</p>			
110	読書活動推進事業	生涯学習課	<p>子どもたちに読書の楽しさを感じてもらい、意欲的に読書に親んでもらう機会を提供し、読書活動の推進を図ります。</p>			
111	姉妹都市教育交流事業	教育総務課	<p>姉妹都市の米国エンシニータス市と相互に市内中学生の派遣及び訪問団の受け入れを行い、交流を図ります。</p>			
112	小中学校施設大規模改造事業	教育総務課	<p>児童・生徒が心地よく学習できるための環境改善として、小中学校の校舎及び体育館トイレの洋式化・乾式化等を行います。</p>			

No.	基礎事業	所管部署	内 容			
113 	外国語指導助手招致事業(日本語指導員派遣業務委託事業)	学校教育課	<p>外国語指導助手を小中学校に配置し、担任教諭とのチームティーチングにより語学指導等を行います。併せて、地域においては、社会教育、地域行事へのボランティア活動を促し、国際交流・異文化交流の推進を図ります。</p> <p>また、必要に応じ日本語指導員によるレベルチェックを行い、支援が必要な児童生徒については、日本語指導員を派遣して指導を行い、こどもの自己肯定感を高めます。</p>			
	目標・指標	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	ALTの人数	11人	11人	11人	11人	11人
114	小中学校体育館への空調設備の設置(小中学校営繕事業)	教育総務課	<p>児童・生徒が心地よく学習できるための環境改善として、小中学校体育館に空調設備を設置します。(令和6年度：中学校13校、令和7年度：小学校17校)</p>			
115 	中学校部活動地域移行推進事業	学校教育課	<p>推進協議会を設置し、当該協議会と中学校部活動地域移行統括コーディネーターを中心に本事業の推進と総括を行うとともに、すべての中学校に部活動指導員を配置し、中学校における休日における部活動の地域移行を進めます。</p>			
	目標・指標	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	移行の実施校数	13校	13校	13校	13校	13校
116 	教育研究推進校補助金事業	学校教育課	<p>市内の小中学校から10校程度を指定し、その研究成果を、研究発表会を通じて他校に発信し、共有することで、学校教育に求められている今日的な課題並びに学校及び地域に応じた学びに関する研究を深めます。</p>			
	目標・指標	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	推進校数	10校	10校	10校	10校	10校
117	安全教育の推進	学校教育課	<p>学校安全計画の策定・実施、危機管理マニュアルの作成、防災教育の充実、地域の関係機関との連携、感染症対策を講じるなど、学校安全に関して各学校において共通に取り組まれるべき事項について、現状を把握し、安全教育を推進します。</p> <p>また、「災害時の学校の対応ガイドライン」を作成し、大雨や地震発生時の対応について、全学校で共通理解を図ります。</p>			
118	環境教育の推進	学校教育課	<p>SDGsにも掲げられている地球規模の環境破壊やエネルギー・水などの資源保全などについて、自らのこととして考え、実践する態度の育成を目指します。そのために、すべての小中学校において学校版環境ISOを推進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養います。</p>			

No.	基礎事業	所管部署	内 容
119	校則の見直し	学校教育課	以下の視点で校則の見直しを随時行っています。 1 人権尊重の精神に立った内容・表現であること 2 社会通念上合理的と認められる範囲になっていること 3 必要最小限とし、校則に因らない取り組みで足りると思われるしつけや道徳、健康などに関する細やかな事項まで校則に盛り込まないようにすること 4 校則をホームページに公開し、周知を図ること 5 校則見直しについては、生徒・保護者が何らかの形で関わり、その手順等が提示されていること。また、校則見直しの取り組みを年度内に1度は実施すること
120	スポーツ拠点施設整備事業	スポーツ振興課	誰でもみんなで体を動かして遊ぶことができるインクルーシブ遊具を大矢崎緑地に整備しました。今後は多くの子どもたちへの利活用を図ります。
121	子どもスポーツ推進事業	スポーツ振興課	子どもたちが運動に親しみ、生涯を通じてスポーツ・運動習慣が身につくための取り組みを市スポーツ協会などと連携し実施していきます。 具体的には、小学生社会体育クラブ指導者研修会の開催、スポーツ教室・講習会の開催補助など子どもたちの運動習慣を維持するために支援を行います。
122	スポーツコミッション推進事業	スポーツ振興課	こどもの体力増進及び競技力向上できる環境づくりとスポーツを通じた交流人口の増加による地域活性化を図ります。 具体的には、市民（子どもたち）とアスリートの交流イベントや運動遊び教室、ウォーキングイベントを開催することで、外で体を動かすきっかけを作り、こどもの体力増進を図ります。
123	市民シアター事業	文化課	幅広い年齢層がフィルム映画を通して、様々な文化・考え方を知ることによって自分と向き合う心を育みます。
124	資料館等の運営 ・歴史民俗資料館 ・御所浦恐竜の島博物館 ・キリシタン資料館	文化課	貴重な資料の収集・保存を図りつつ、幅広い年齢層が生涯にわたって、展示や市民講座等を通じてふるさと天草への理解を深める機会を提供し、質の高い公教育への一助とします。
125	天草文化交流館の運営	文化課	幅広い年齢層を対象に、生涯にわたって、伝統工芸体験など学習の機会や情報の提供に努める社会に生かすことができる機会の充実を図ります。
126	芸術ふれあい出前コンサート事業	文化課	児童・生徒を対象に学校単位の芸術鑑賞会を実施することで、気軽に本物の芸術に触れる機会をつくり、子どもたちの健全な育成を図ります。
127	世界遺産保全活用事業	文化課	世界遺産・天草の崎津集落の保全を図り、後世へ継承するとともに学習機会の提供や情報発信等により地域の誇りと郷土愛の醸成を図ります。

No.	基礎事業	所管部署	内 容				
128	(仮称) 史跡棚底城跡ガイダンス施設建設事業	文化課	国指定史跡「棚底城跡」をはじめ、中世城郭群を分かりやすく展示した施設にこども向けコーナーを設けることで、こどもが屋内で遊びながら歴史を学べる環境をつくります。加えて、保護者が子育てしながらも歴史に気軽に触れられる機会を設けることで、市民のふるさと天草を愛する心を醸成します。				
129	棚底城跡整備事業	文化課	城跡を見学しやすくすることで、幅広い年齢層に対し、歴史や自然にふれるほか、山登りといった運動を兼ねることで心身の育成につなげます。				
130	ギャラリー四季運営	文化課	幅広い年齢層が商店街に運営するギャラリーを活用して個展等を行うことで、気軽に文化に触れることができ、芸術を通じて豊かな心を育成します。				
131	国際交流事業	政策企画課	官学協定を締結している韓国・忠清大学との相互交流等を通じて、グローバル人材の育成に取り組みます。				
132	多文化共生事業	政策企画課	国際交流推進員による国際理解講座を通じて、こどもたちに日本以外の文化に関心を持ってもらい、異なる文化的背景を持つ人々への理解を深めます。				
133	生涯学習推進事業	生涯学習課	一人ひとりが個性や能力を発揮しながら、心豊かで、より充実した生活をおくることができるよう、子どもから高齢者まで多様な学習の機会を提供し、生涯にわたる学びを推進します。				
134 	デジタルアートの島創造事業	産業政策課	若者に人気のゲーム・アニメ等のデジタルコンテンツ産業を創出し、ゲームやアニメのクリエイターとしての職業の選択肢を広げることで、こどもたちの天草における夢の実現の可能性を高めます。				
	目標・指標	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
	コンテンツ産業の進出企業数	1社	1社	1社	1社	1社	
135	小・中学生向けお仕事学びWEBライブ	産業政策課	地元企業の魅力・天草の良さをこどものうちから知ってもらい、サプライチェーン等の社会構造とイノベーションについて学ぶことで、若者が将来に夢や希望を抱けるよう、小中学生向けのキャリア教育を行います。				
再 (45)	地産地消(学校給食)推進事業 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">市単独事業</span>	学校給食課	学校給食に天草産食材を使用し、地産地消を推進することで、児童生徒が地域の食文化や産業、自然の恩恵に対する理解を深め、食材を提供してくれる人たちへの感謝の心を育みます。				

## 基本目標 8 若者の活躍のための支援

### 8-1 若者の自立と社会参加のための支援

若者が社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜き、地域の課題解決を社会の構成員として主体的に担う力を身に付けることができるよう、将来に夢や希望を抱けるキャリア教育や就職支援等に取り組みます。また、若者自らが思い描くライフプランを実現していくために必要となる能力や社会性を育てる取り組みを推進していきます。

その取り組みの一つとして、高校生に対して、起業塾等をとおして「将来、天草で起業・就業したい」という機運の醸成を図り、地元に残った若者による天草の豊富な資源等を活用した起業の創出につなげます。

また、幅広い年代のボランティアを巻き込んで開催している「まちはみんなの遊園地」は、地域社会の構成員としての自覚と、自らの子育ての意識を高めることで、将来を担う若者の育成につなげていきます。

【関係事業一覧】 重：重点施策 再：再掲 ※( )の数字は、再掲元のNo.

No.	基礎事業	所管部署	内 容				
136	出会い応縁事業	男女共同参画課	結婚を希望する独身男女を対象に、コミュニケーションや身だしなみ等を学び、自身のライフデザインについて考えるセミナーやイベントを開催し、出会いの場の提供を行います。				
137	天草宝島起業塾高校生コース <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">重</span>	産業政策課	本市の豊富な資源や地域課題をビジネスに変えるという起業教育を行うことで、本市の将来を担う高校生のふるさと愛を醸成するとともに、ライフプランにおける選択肢の拡大を図ります。				
			目標・指標	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	新規学卒者の地元就職率		30.0%	30.0%	30.0%	30.0%	30.0%
138	合同企業説明会	産業政策課	若者や高校生を対象とした合同企業説明会を開催し、求職者の就業機会の確保や早期就業、職業選択肢の拡大を図ります。				
139	高校生編集者	産業政策課	高校生に本市で働くことの魅力（企業の魅力、働き方の魅力、住むことの魅力）を伝えることで、将来の選択肢を増やすとともに、高校生自ら WEB ページ等の広報物の作成に取り組むことで、スキルアップに繋がります。				
140	子育て支援センターの地域支援活動	子育て支援課	地域子育て支援拠点事業を委託している「わわわひろば」が毎月1回、親子のためのひろば「まちはみんなの遊園地 in 銀天街」を開催しています。高校生ボランティアの社会参加や若者世代への子育てに関する意識の啓発に繋がっています。				

No.	基礎事業	所管部署	内 容
再 (102)	地域学校協働活動	生涯学習課	地域と学校が連携・協働して地域全体で子どもたちの学びや成長を支え、地域を創生する活動を実施し、未来を担う子どもたちを育成します。
再 (109)	青少年健全育成事業	生涯学習課	青少年の非行の防止を目的とした「社会を明るくする運動」を実施します。

**基本方針 4** 地域ぐるみで子育てを応援し、みんなが我が子と思えるまちを目指します

**基本目標 9** 子育て世帯にやさしいまちづくりの推進

**9-1** こどもの居場所の充実

相互に人格と個性を尊重しながら、安全に安心して過ごせる場所や時間、人との関係性すべてが「居場所」になり得ることも踏まえた居場所づくりを推進していきます。

こどもや保護者の「遊べる場所がほしい」という意見に対しては、天草市公共施設等再配置・個別施設計画等の方針に基づいて既存施設の適切な活用を検討するほか、こども食堂（地域食堂）や学習支援の場など地域にある多様な居場所、公民館や図書館などの社会教育施設などについても、こどもや若者にとってよりよい居場所となるよう取り組んでいきます。

また、放課後や長期休業中のこどもの見守り及び居場所となる放課後児童健全育成事業や子どもデイサービス事業の充実に努めることにより、仕事などで見守りができない保護者の子育て支援にもつなげていきます。

【関係事業一覧】 **重**：重点施策 再：再掲 ※( )の数字は、再掲元のNo.

No.	基礎事業	所管部署	内 容					
141	児童館活動事業	子育て支援課	児童が安心して遊ぶことができる居場所の確保のため児童館事業を継続するとともに、児童の健全育成・健康増進のさらなる充実を目指した取り組みを進めます。					
142	<b>重</b> 子どもはぐくみ応援事業（こども食堂・地域食堂）	子育て支援課	こどもや子育て家庭を応援するこども食堂などの取り組みを行う団体へ補助金を交付し、地域における子育て支援の取り組みを推進します。					
			目標・指標	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
			開設数	8か所	8か所	8か所	8か所	8か所
143	放課後児童健全育成事業	子育て支援課	就労等で昼間家に保護者がいない小学校児童を、放課後や長期休業中などに保育施設等で預かる事業です。次代を担う児童の安心・安全な居場所の確保を図るとともに、健全な育成を支援します。 〔87～89 ページに確保方策を掲載〕					
144	子どもデイサービス事業 <b>市単独事業</b>	子育て支援課	放課後児童クラブや児童館がない地域での放課後等のこどもの居場所づくり、見守りを行う事業です。地域団体等の協力を得ながら児童の健全な育成を支援します。 〔87～89 ページに確保方策を掲載〕					
145	保育所地域活動事業（低学年受け入れ） <b>市単独事業</b>	子育て支援課	就労等で昼間家に保護者がいない小学校児童（主に低学年）を放課後や長期休業中などに保育施設等で預かる事業で、特別保育や自主事業で実施されています。 〔87～89 ページに確保方策を掲載〕					

No.	基礎事業	所管部署	内 容
146	放課後子ども教室	生涯学習課	地域のコーディネーターが中心となり地域住民と小学校が連携し、放課後等のこどもたちの居場所を確保するとともに、学習支援や交流活動などを実施し、教育力の向上を図ります。
147	児童育成支援拠点の設置検討	子育て支援課	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設の必要性についての検討を行います。
148	公園の整備・管理	都市計画課	こどもの遊び場所である公園及び遊具等の整備を行います。(古くなった遊具などの更新)
再 (62)	地域の学習教室 【県】	子育て支援課	熊本県では、家庭の事情、不安や悩み等を抱え学習機会が十分に確保できていないひとり親家庭等のこどもたちに、最寄りの地域で学びの場や安らぎの居場所を確保、提供する事業を実施しています。

## 9-2 地域の子育て支援の推進

子育て家庭においては、少子化や核家族化の進行、地域社会における関係の希薄化により、身近に相談する相手がいないなど家族の孤立が進み、子育てに対する負担感や不安感は大きなものになっています。また、こどもにとっても地域社会との関係の希薄化は、多様な人間関係を学ぶ機会の減少につながっています。

このような中で、地域社会全体で子育て家庭とこどもを支援していくことの重要性を再認識し、地域住民が地域のこどもに関心を持ち、あたたかく見守り、一緒に育てるといった意識・気運を醸成するとともに、地域のこどもや子育て家庭を応援したいと思う人が役割を果たせるような仕組みづくりに努めます。

【関係事業一覧】 **重**：重点施策 再：再掲 ※( )の数字は、再掲元のNo.

No.	基礎事業	所管部署	内 容
149	地域子育て支援拠点事業	子育て支援課	乳幼児及びその保護者の交流の場を提供するとともに、子育てに関する相談に対応します。また、こども家庭センターと連携して、支援が必要なこどもや家庭を専門の支援機関につなぐなど切れ目のない支援を行います。 〔86 ページに確保方策を掲載〕
150	利用者支援事業	子育て支援課	こども家庭センターの地域相談窓口として、すべての妊産婦及びこどもとその家族からの相談対応や支援等を実施します。また、必要に応じてこども家庭センターと連携し、関係機関への迅速かつ適切な支援につなげます。 〔86 ページに確保方策を掲載〕

No.	基礎事業	所管部署	内 容
151	保育所地域活動事業 (育児講座) 市単独事業	子育て支援課	子育て中の保護者を対象に育児や食育等に関する講座を実施し、育児と仕事の両立を支援することで、安心して子育てできる環境の推進を図ります。
152	家庭教育支援事業	生涯学習課	幼稚園、保育所等、小中学校等や、乳幼児健診での家庭教育講座や「親の学び」プログラムなどを実施し、こどもと共に成長するための家庭教育に関する学びを支援します。
153	社会教育関係団体運営費補助金	生涯学習課	天草市PTA連絡協議会や天草市子ども会育成連絡協議会に対し、協議会の運営や事業の実施に要する経費を補助します。
再 (62)	地域の学習教室 【県】	子育て支援課	熊本県では、家庭の事情、不安や悩み等を抱え学習機会が十分に確保できていないひとり親家庭等のこどもたちに、最寄りの地域で学びの場や安らぎの居場所を確保、提供する事業を実施しています。
再 (102)	地域学校協働活動	生涯学習課	地域と学校が連携・協働して地域全体でこどもたちの学びや成長を支え、地域を創生する活動を実施し、未来を担うこどもたちを育成します。
再 (142)	子どもはぐくみ応援事業(こども食堂・地域食堂)	子育て支援課	地域においてこどもや子育て家庭を応援するこども食堂などの取り組みを行う団体へ補助金を交付することで、その取り組みを支援します。

### 9-3 家庭生活と子育ての両立の推進

共働き世帯が増加し、結婚・出産後も仕事を続けたい人が多くなっている中、その両立を支援していくことが重要です。男女の固定的な性別役割・分担意識や性差に関する偏見や固定観念、並びに無意識の思い込みを解消し、男女ともに家事や育児に積極的に関わり、共に子育てを担う地域づくりを進めます。

また、職場が子育て家庭を応援・支援する仕組みを検討するほか、地域社会全体で子育て家庭の生活と子育ての両立を応援できる環境の醸成に努めていきます。

【関係事業一覧】 重：重点施策

No.	基礎事業	所管部署	内 容
154	男女共同参画推進事業(男女共同参画の視点に立った啓発活動及びセミナーの開催)	男女共同参画課	家庭や職場、学校、地域社会などのあらゆる分野において男女が互いに人権を尊重し、性別による固定的役割分担意識の解消や男女共同参画をその必要性についての正しい理解に向け、セミナー等あらゆる機会を通じて各種啓発を行っています。

## 基本目標 10 地域のこどもを増やすための環境づくりの推進

### 10-1 子育て世代の移住・定住支援

将来を担う若者が地元に残り、新たな家庭を形成することで「元気な天草」を受け継いでいくことができます。特に後継者不足に悩む1次産業へ就労支援を行うことは、産業基盤の維持が図られるだけでなく、子育て世代の確保につながることを踏まえ、強力で推進していきます。

また、若い世代を中心に地方移住の関心が高まってきていることを踏まえ、就労ニーズに応える企業の誘致や都会から本市に移住・定住したい子育て世代への支援を積極的に行うとともに、「天草市に住んでみたい」と思うきっかけづくりのため、こども連れで短期滞在できる保育園留学に取り組んでいきます。

【関係事業一覧】 重：重点施策 再：再掲 ※( )の数字は、再掲元のNo.

No.	基礎事業	所管部署	内 容					
155 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">重</span>	新規就農者支援事業	農業振興課	具体的な経営目標を設定して新規就農する人に対して、研修時及び経営当初時に資金を交付して経済的不安定な期間を支援し、将来の農業者を育成します。 また、農業技術取得のための研修及び新規就農に対しての支援及び新規就農後に備える営農準備や経営安定のため施設整備等に対する支援を行います。					
156 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">重</span>	新規就業者支援事業	水産振興課	漁業現場での長期研修や、後継者対策等を総合的に支援することで、漁業への新規就業と定着を図り、漁業の将来を担う人材を確保・育成します。					
157 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">重</span>	新規林業就業者支援事業	農林整備課	林業の新規就業者を支援することにより、担い手の確保とともに、手入れが行き届かない人工林の増加、天然林の放置による有害鳥獣の生息域拡大、地場産業衰退などの問題解決に取り組み、森林の公益的機能の発揮や林業の持続可能な発展と活性化を図ります。					
158	医師及び看護師等就学資金貸与事業 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">市単独事業</span>	健康福祉政策課	市内の医療機関等の医師、看護師、助産師及び准看護師として勤務しようとする者に対して、その修学に必要な資金を貸与することにより、地域医療の将来を担う医療人材の継続的な確保に取り組めます。					
159 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">重</span>	保育園留学事業	地域政策課	家族で、市内に1～2週間滞在できる地域と子育て家族をつなぐ留学プログラムです。こどもは市内の連携保育園に通い、保護者はテレワーク等を行いながら、都会ではできない自然との触れ合いを体験できる「プチ移住体験」を行うことで、のびのびとした子育て環境を求めている子育て世帯の移住促進を図ります。					
			目標・指標	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
			利用世帯数	100世帯	100世帯	100世帯	100世帯	100世帯

No.	基礎事業	所管部署	内 容				
160 重	移住・定住促進対策事業	地域政策課	「天草市空き家等情報バンク制度」を利用して、令和6年4月1日以降に本市に移住した世帯に中学生以下の子どもがいる場合、子ども1人につき10万円を加算(ただし、1世帯3人(30万円)まで)し、移転費用などの経済的負担や心理的不安を緩和することで、移住を検討している子育て世帯を支援します。				
	目標・指標	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
	移住世帯数	120世帯	120世帯	120世帯	120世帯	120世帯	
161	移住支援金	地域政策課	一定の条件を満たす東京23区に在住または通勤する子育て世帯が本市に移住した場合、100万円の移住支援金に加え、18歳未満の子ども1人につき100万円を加算することで、就業又は起業等を検討している子育て世帯を支援します。				
162 重	企業誘致促進事業	産業政策課	子育て中の方でも働きやすく、収入が得られる環境を整えるため、時短勤務や在宅ワーク等、子育て世帯の就労ニーズに応える企業の誘致に取り組みます。				
	目標・指標	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
	誘致企業数	2社	2社	2社	2社	2社	
163	リフォーム助成事業	産業政策課	自己の居住する住宅をリフォームする方に対して、要した経費の一部に対する助成金を商品券にて交付します(上限20万円)。家事省力化等の機能向上や間取りの変更など子育てしやすい住宅への改修等、子育て世代の住環境の整備及び経済支援につなげます。				

## 10-2 結婚に関する支援

本市で多くの子どもが生まれ育つ基盤をつくるため、出会いの機会・場の提供、結婚に関する相談・支援や支援者の養成、ライフプランニング支援などの総合的な結婚支援の取り組みを推進します。

また、結婚支援に取り組む民間団体との連携支援などにより、本市で結婚を希望する人たちを後押しします。

【関係事業一覧】 重：重点施策 再：再掲 ※( )の数字は、再掲元のNo.

No.	基礎事業	所管部署	内 容
再 (136) 重	出会い応縁事業	男女共同参画課	結婚を希望する独身男女を対象に、コミュニケーションや身だしなみ等を学び、自身のライフデザインについて考えるセミナーやイベントを開催し、出会いの場の提供を行います。

### 3 ライフステージごとの重点施策

本計画では、こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて、切れ目のない支援を行うことを基本方針（全体方針）としています。本計画の重点施策をこどものライフステージに沿って整理すると次のとおりです。このようにライフステージごとに重点施策を定め、施策の総合性を確保するとともに、切れ目のない十分な支援を目指します。

こどもは、乳幼児期から学童期、思春期、青年期における様々な学びや体験を通じて成長し、若者として社会生活を送るようになります。こどもの成長の過程は、こどもによって様々であり、かつ、乳幼児期からの連続性を持つものです。それぞれのこどもや若者の状況に応じて、必要な支援を途切れることなく行っていく必要があります。

子育て当事者にとっても、「子育て」は、こどもの誕生前から始まり、こどもが大人になるまで続くものです。ライフステージを通じて子育て当事者に寄り添い、地域全体で支えていくことが大切です。



妊娠・出産

基本 施策	掲載	重点施策	事業 No
1-1	P.30	妊娠届・母子健康手帳交付	2
1-1	P.31	早産予防事業	6
1-1	P.31	産前産後サポート事業	9
1-1	P.31	妊婦等包括相談支援事業・妊婦のための支援給付	10
1-1	P.32	産後ケア事業	11

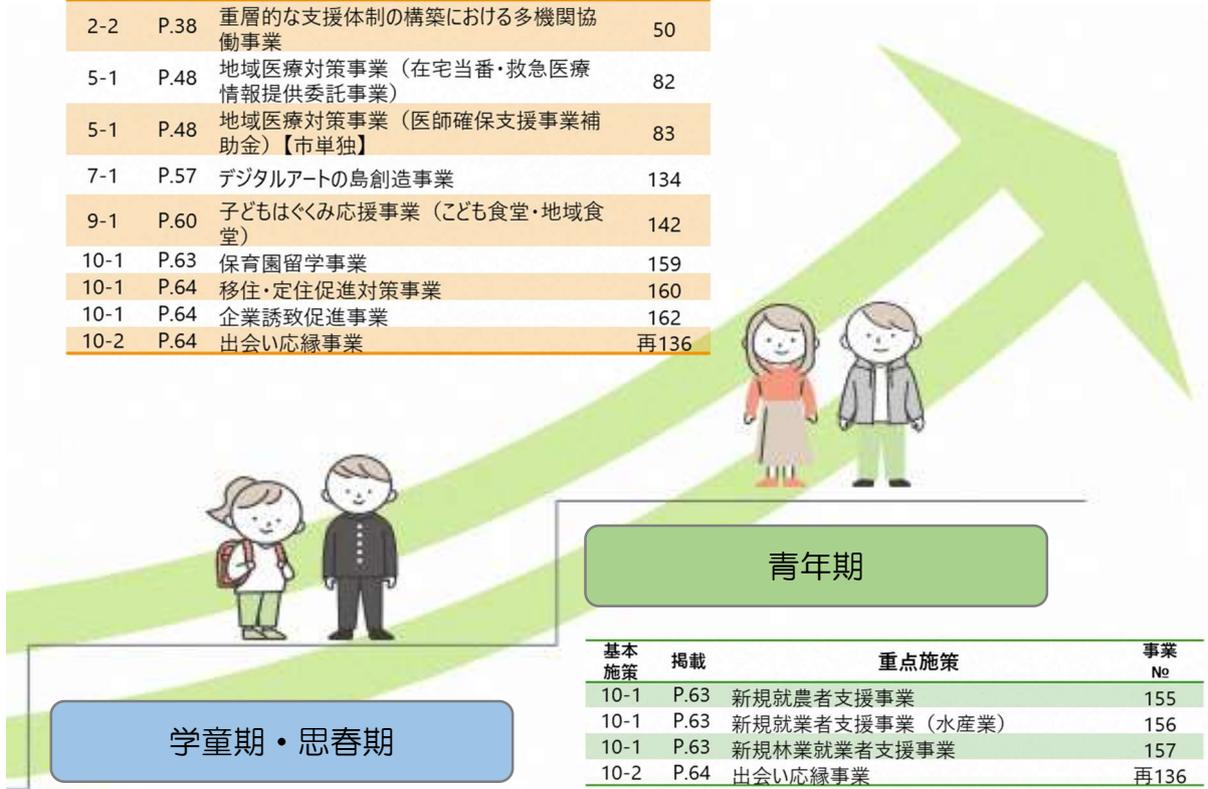


乳幼児期

基本 施策	掲載	重点施策	事業 No
1-1	P.31	産前産後サポート事業	9
1-1	P.32	産後ケア事業	11
2-1	P.34	3歳未満児保育料無償化事業【市単独】	27
2-1	P.35	子ども医療費助成事業	33
3-2	P.41	母子家庭等高等職業訓練促進給付金	56
3-2	P.42	ひとり親家庭等日常生活支援事業	58
3-4	P.43	障がい児保育事業【市単独】	64
3-4	P.43	特別支援教育就学奨励費の支給	65
3-4	P.44	巡回支援専門員整備事業	66
3-4	P.44	医療的ケア児等総合支援事業	69
5-1	P.47	新生児検査費助成事業	79
5-1	P.47	乳幼児健康診査	80
5-1	P.49	歯科保健事業	再 16

## ライフステージを通じた重点施策

基本 施策	掲載	重点施策	事業 No
2-2	P.38	重層的な支援体制の構築における多機関協働事業	50
5-1	P.48	地域医療対策事業（在宅当番・救急医療情報提供委託事業）	82
5-1	P.48	地域医療対策事業（医師確保支援事業補助金）【市単独】	83
7-1	P.57	デジタルアートの島創造事業	134
9-1	P.60	子どもはぐみ応援事業（子ども食堂・地域食堂）	142
10-1	P.63	保育園留学事業	159
10-1	P.64	移住・定住促進対策事業	160
10-1	P.64	企業誘致促進事業	162
10-2	P.64	出会い応援事業	再136



### 学童期・思春期

### 青年期

基本 施策	掲載	重点施策	事業 No
10-1	P.63	新規就農者支援事業	155
10-1	P.63	新規就業者支援事業（水産業）	156
10-1	P.63	新規林業就業者支援事業	157
10-2	P.64	出会い応援事業	再136

基本 施策	掲載	重点施策	事業 No
2-1	P.34	入学等祝金支給事業【市単独】	29
2-1	P.35	子ども医療費助成事業	33
2-1	P.35	就学援助費	34
2-2	P.38	教育相談事業	48
3-2	P.41	母子家庭等高等職業訓練促進給付金	56
3-2	P.42	ひとり親家庭等日常生活支援事業	58
3-4	P.43	特別支援教育就学奨励費の支給	65
3-4	P.44	巡回支援専門員整備事業	66
3-4	P.44	特別支援教育総合推進事業	67
3-4	P.44	医療的ケア児等総合支援事業	69
4-1	P.46	いじめ問題対策連絡協議会及びいじめ防止対策審議会の設置	73
7-1	P.54	学校教育研究委員会補助事業	106
7-1	P.54	学校読書活動支援事業	108
7-1	P.55	外国語指導助手招致事業（日本語指導員派遣業務委託事業）	113
7-1	P.55	中学校部活動地域移行推進事業	115
7-1	P.55	教育研究推進校補助金事業	116
8-1	P.58	天草宝島起業塾高校生コース	137

## 第4章

### 各種需給計画

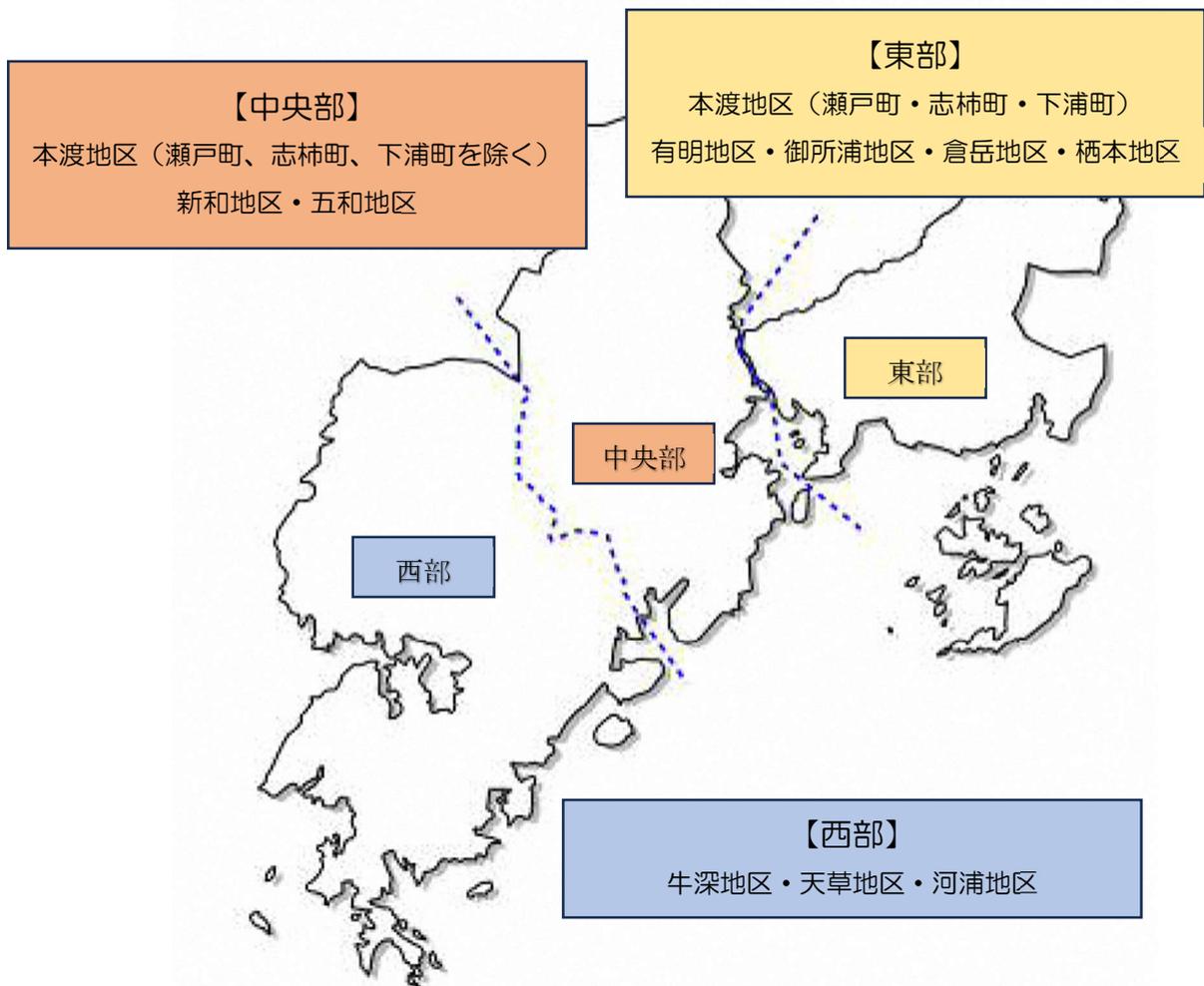
～ニーズとサービス量の見込み～

# 1 子ども・子育て支援事業計画

## (1) 教育・保育提供区域の設定

計画で特定教育・保育施設等の定員及び確保の内容や地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及び実施時期を定めるにあたっては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を設定することとされています。

本市では、広範な市域で地域の実情も異なることを踏まえ、これまでと同様に教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の放課後児童健全育成事業については3区域、地域子ども・子育て支援事業（放課後児童健全育成事業を除く）については全域を1区域に設定します。



## (2) 量の見込みの算出方法について

計画では、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況や潜在的なニーズを含めた利用希望を把握したうえで、令和7年度を初年度とする5年間の教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるとともに、その提供体制の確保の内容やその実施時期等を盛り込むこととされています。

本市では、令和6年3月から4月にかけて「子ども・子育て支援事業計画に係るアンケート調査」を実施し、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況や潜在的なニーズを含めた利用希望を把握しました。さらに、アンケート調査結果や、第2期計画期間中の事業の利用実績、現在の供給体制、人口推計等の今後の動向を踏まえ、目標事業量を決めました。

また、今後5年間の施設整備、事業の方向性等を踏まえ、量の見込みに対する確保方策を示しています。

### ■「量の見込み」とは

計画期間内の各年度において、事業ごとに需要（潜在ニーズ含む）がどのくらいあるのかを推計した値。第3期計画における「量の見込み」は、利用希望把握調査（アンケート調査）の結果等により推計したほか、第2期計画期間における実績を踏まえて今後のこどもの数の見込みから社会的なトレンド（傾向）を踏まえて推計しています。

### ■「確保方策」とは

計画期間内の各年度の量の見込みに対応する提供体制の確保内容。

■「量の見込み」を算出する教育・保育、地域子ども・子育て支援事業一覧

分類	事業		参照
教育・保育	1号認定（3歳以上保育の必要なし）		P.71 ~P.80
	2号認定（3歳以上保育の必要あり）		
	3号認定（3歳未満保育の必要あり）		
地域子ども・子育て支援事業	1	乳児家庭全戸訪問事業	P.81
	2	養育支援訪問事業	P.81
	3	子育て短期支援事業（ショートステイ）	P.82
	4	ファミリーサポートセンター事業（就学児童）	P.82
	5	一時預かり事業（幼稚園型以外）	P.83
	6	一時預かり事業（幼稚園型）	P.84
	7	延長保育事業	P.84
	8	病児保育事業	P.85
	9	利用者支援事業	P.86
	10	地域子育て支援拠点事業	P.86
	11	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	P.87 ~P.89
	12	子育て世帯訪問等支援事業	P.90
	13	親子関係形成支援事業	P.90
	14	妊婦等包括相談支援事業	P.91
	15	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	P.91
	16	産後ケア事業	P.92

### (3) 教育・保育の量の見込みと確保方策

令和6年4月現在、本市には保育所(園)が41か所、認定こども園が2か所、幼稚園が5か所で運営されていますが、利用者の減少等により7か所の休止施設があります。

共働き家庭の増加や就労形態の多様化等により保育ニーズはますます高まっており、保育所(園)等の果たす役割は、より一層重要なものになると考えています。そのため本市においては、区域ごとに見込んだニーズ量を踏まえて幼児教育・保育の提供体制を確保するとともに、幼稚園と保育所(園)の機能を持ち、柔軟にこどもを受け入れることができる認定こども園の新設や移行について、利用者のニーズや設置者の意向を的確に把握し、施設・設備等の状況を踏まえ、検討していくこととします。

少子化は今後ますます進んでいくと考えられますが、こどもが減少する地域においても住み慣れた地域で教育・保育が受けられる環境を維持することが重要です。子育て家庭が等しく教育や保育の機会を得られるようにするため、地域における教育・保育の安定的な運営を支援するとともに、将来の状況を見極め、地域の実情に応じた保育環境の確保に努めていきます。

また、本市においては、「子育てのための施設等利用給付認定」による1号認定こども及び2号認定こども等の無償化に加えて、3号認定こどもに対する保育料の無償化等を実施していることを踏まえ、市内の教育・保育施設等と連携しながら、公正かつ適切に認定及び給付を行います。

なお、本計画で定めた量の見込み及び確保の方策は、第2期計画と同様に市内の認可外保育施設等の利用者を含めていません。

#### 【教育・保育提供施設】

No.	施設類型	所管部署	内 容	対象のこども
1	保育所(園)	子育て支援課	保護者の仕事や病気などの理由により、家庭での保育ができないこどもを保護者にかわって保育する施設です。	2号認定こども 3号認定こども
2	幼稚園	学校教育課	3歳から小学校就学までの幼児を、幼稚園教育要領に基づいて教育を行う施設です。	1号認定こども
3	認定こども園	子育て支援課	幼稚園と保育所(園)の両方の機能を併せ持ち、幼児教育・保育を一体的に行うとともに、子育ての不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などの支援を行う施設です。	1号認定こども 2号認定こども 3号認定こども

※対象となる「認定こども」とは、次の認定を受けたこどものことで、提供区域ごとにそれぞれ年度ごとの量の見込み及び事業の量の確保内容を各認定区分に振り分けて設定します。

【1号】 3～5歳で、教育のみを必要とするこども

【2号】 3～5歳で、(教育と)保育を必要とするこども

【3号】 0～2歳で、保育を必要とするこども

【地域型保育事業】

No.	事業類型	所管部署	内容
1	小規模保育	子育て支援課	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業です。
2	家庭的保育	子育て支援課	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅等の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業です。
3	居宅訪問型保育	子育て支援課	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、保育を必要とする乳幼児の居宅で、家庭的保育者による保育を行う事業です。
4	事業所内保育	子育て支援課	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設で、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とすることどもの保育を行う事業です。

## ■東部（上島）の教育・保育のニーズ量の見込み及び確保方策

令和5年度の利用実績（令和6年3月1日現在の利用人数）

単位（人）

			1号	2号	3号			
					0歳	1歳	2歳	
天草市の子ども教育・保育施設等利用者数			13	187	54	83		
利用の内訳	特定教育・保育施設		13	187	54	83		
	幼稚園	幼稚園	13					
		認定こども園	0	0	0	0		
	保育所	市内		186	52	82		
		市外	上天草市へ		0	1	0	1
			苓北町へ		1	1	0	0
地域型保育事業				0	0	0		
広域受託	天草市の教育・保育等施設を利用した市外の子どもの数		上天草市から	0	2	1	0	1
			苓北町から	0	0	1	0	0

※「利用の内訳」の実績値は、定員数の弾力運用した数値を示す。

## 量の見込み及び確保方策

○東部で見込む教育・保育の量は、中央部からの利用者を含めると東部のこどもの数を上回りますが、現在ある施設で確保できる状況です。

			2025年度（令和7年度）						2026年度（令和8年度）					
			1号	2号		3号		1号	2号		3号			
				教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳		教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
① 量の見込み			12	182		143			11	161		143		
			12	5	177	35	54	54	11	4	157	37	53	53
② 確保方策	特定教育・保育施設		15	0	194	36	52	58	15	0	187	36	51	56
	幼稚園	幼稚園	15						15					
		認定こども園	0						0					
	保育所			194	36	52	58			187	36	51	56	
	地域型保育事業				0	0	0	0			0	0	0	0
	小規模保育事業所 事業所内保育				0	0	0	0			0	0	0	0
計			15	194		146			15	187		143		
			15	0	194	36	52	58	15	0	187	36	51	56
②－①			3	12		3			4	26		0		
				▲5	17	1	▲2	4		▲4	30	▲1	▲2	3
広域利用	③ 委託分		0	5		0	1	0	0	4		0	0	1
	上天草市へ	上天草市へ	0	4		0	0	0	0	3		0	0	0
		苓北町へ	0	1		0	1	0	0	1		0	0	1
		④ 受託分		0	1		0	1	0	0	1		1	0
	上天草市から	上天草市から	0	1		0	1	0	0	1		1	0	1
		苓北町から	0	0		0	0	0	0	0		0	0	0
需給バランス	②+③-①		3	17		1	▲1	4	4	30		▲1	▲2	4
	②+③-①-④		3	16		1	▲2	4	4	29		▲2	▲2	3

東部

東部の5歳以下各歳人口（各年3月31日現在）

単位（人）

	実績					見込み				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	70	61	49	48	47	46	45	44	43	42
1歳	72	81	60	49	50	49	48	47	46	45
2歳	85	71	76	58	43	48	47	46	45	44
3歳	81	84	67	75	59	42	47	46	45	44
4歳	92	86	83	69	69	59	42	47	46	45
5歳	98	91	84	81	70	69	59	42	47	46
合計	498	474	419	380	338	313	288	272	272	266

○令和7年度の2号認定の教育ニーズが確保できない状況ですが、中央部の施設・事業において受け入れを行うことで対応することとします。

単位（人）

2027年度（令和9年度）						2028年度（令和10年度）						2029年度（令和11年度）					
1号	2号		3号			1号	2号		3号			1号	2号		3号		
	教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳		教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳		教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
10	147		140			10	150		135			10	147		133		
10	4	143	36	52	52	10	4	146	35	50	50	10	4	143	35	49	49
15	0	180	35	50	55	15	0	180	35	50	55	15	0	173	34	49	54
15						15						15					
0						0						0					
	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0		0	0	0	0	0
		180	35	50	55			180	35	50	55			173	34	49	54
		0	0	0	0			0	0	0	0			0	0	0	0
		0	0	0	0			0	0	0	0			0	0	0	0
		0	0	0	0			0	0	0	0			0	0	0	0
15	180		140			15	180		140			15	173		137		
15	0	180	35	50	55	15	0	180	35	50	55	15	0	173	34	49	54
5	33		0			5	30		5			5	26		4		
	▲4	37	▲1	▲2	3		▲4	34	0	0	5		▲4	30	▲1	0	5
0	3		0	1	0	0	1		1	0	1	0	2		0	1	0
0	2		0	1	0	0	0		1	0	1	0	1		0	1	0
0	1		0	0	0	0	1		0	0	0	0	1		0	0	0
0	1		0	1	0	0	1		0	0	1	0	2		0	0	0
0	1		0	1	0	0	1		0	0	1	0	2		0	0	0
0	0		0	0	0	0	0		0	0	0	0	0		0	0	0
5	36		▲1	▲1	3	5	31		1	0	6	5	28		▲1	1	5
5	35		▲1	▲2	3	5	30		1	0	5	5	26		▲1	1	5

## ■中央部の教育・保育のニーズ量の見込み及び確保方策

令和5年度の利用実績（令和6年3月1日現在の利用人数）

単位（人）

			1号	2号	3号			
					0歳	1歳	2歳	
天草市の子ども教育・保育施設等利用者数			95	760	215	490		
利用の内訳	特定教育・保育施設		95	760	215	490		
	幼稚園		79					
	認定こども園		16	17	6	19		
	保育所	市内		732	208	465		
		市外	上天草市へ		0	0	0	0
			苓北町へ		11	1	6	5
地域型保育事業				0	0	0		
広域受託	天草市の教育・保育等施設を利用した市外の子どもの数		上天草市から	0	0	0	0	
			苓北町から	0	0	0	0	

※「利用の内訳」の実績値は、定員数の弾力運用した数値を示す。

### 量の見込み及び確保方策

○中央部は慢性的に確保量が不足していますが、これまで定員の弾力化を行うことで、現在ある施設・事業でニーズ量に対応してきました。本渡地区の中心部とそれ以外でこどもの数が偏在していますので、利用者が負担なく通園できる範囲での入所ができるよう、今後も定員の弾力化などにより対応していきます。

			2025年度（令和7年度）						2026年度（令和8年度）					
			1号	2号		3号		1号	2号		3号			
				教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳		教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
① 量の見込み			71	732		634			68	726		624		
			71	21	711	169	227	238	68	20	706	167	224	233
② 確保方策	特定教育・保育施設		120	10	733	149	197	221	120	10	733	149	197	221
	幼稚園	幼稚園部分	105						105					
		認定こども園	15						15					
	保育所			10	11	4	7	8		10	11	4	7	8
	地域型保育事業					0	0	0				0	0	0
	小規模保育事業所					0	0	0				0	0	0
	事業所内保育					0	0	0				0	0	0
計			120	743		567			120	743		567		
			120	10	733	149	197	221	120	10	733	149	197	221
②－①			49	11		▲67			52	17		▲57		
				▲11	22	▲20	▲30	▲17		▲10	27	▲18	▲27	▲12
広域利用	③ 委託分		0	11		0	2	7	0	13		1	2	2
	上天草市へ		0	0		0	0	0	0	0		0	0	0
	苓北町へ		0	11		0	2	7	0	13		1	2	2
	④ 受託分		0	0		0	0	0	0	0		1	0	0
	上天草市から		0	0		0	0	0	0	0		0	0	0
		0	0		0	0	0	0	0		1	0	0	
需給バランス	②+③-①		49	22		▲20	▲28	▲10	52	30		▲17	▲25	▲10
	②+③-①-④		49	22		▲20	▲28	▲10	52	30		▲18	▲25	▲10

中央部

中央部の5歳以下各歳人口（各年3月31日現在）

単位（人）

	実績					見込み				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	279	304	284	248	254	252	250	248	246	244
1歳	320	269	292	290	255	253	251	249	247	245
2歳	334	319	272	286	292	253	251	249	247	245
3歳	346	328	311	270	285	290	252	250	248	246
4歳	391	336	340	311	271	284	289	251	249	247
5歳	377	390	330	337	298	268	281	286	248	246
合計	2,047	1,946	1,829	1,742	1,655	1,600	1,574	1,533	1,485	1,473

○現在、東部（本渡地区）にある施設も中央部受け皿となっていますので、引き続き東部の状況を踏まえて対応していきます。

○3号認定の確保量が不足していますが、中央部・東部の既存の施設・事業での受け入れ年齢の調整で対応することとしております。

単位（人）

2027年度（令和9年度）						2028年度（令和10年度）						2029年度（令和11年度）						
1号	2号		3号			1号	2号		3号			1号	2号		3号			
	教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳		教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳		教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳	
64	697		613			61	661		608			61	655		603			
64	19	678	164	221	228	61	19	642	163	219	226	61	18	637	162	217	224	
120	10	733	149	197	221	120	10	726	149	196	219	120	10	719	149	195	217	
105						105						105						
15						15						15						
	10	11	4	7	8		10	11	4	7	8		10	11	4	7	8	
			722	145	190	213			715	145	189	211			708	145	188	209
			0	0	0	0			0	0	0	0			0	0	0	0
			0	0	0	0			0	0	0	0			0	0	0	0
			0	0	0	0			0	0	0	0			0	0	0	0
120	743		567			120	736		564			120	729		561			
120	10	733	149	197	221	120	10	726	149	196	219	120	10	719	149	195	217	
56	46		▲46			59	75		▲44			59	74		▲42			
	▲9	55	▲15	▲24	▲7		▲9	84	▲14	▲23	▲7		▲8	82	▲13	▲22	▲7	
0	14		0	3	4	0	14		1	0	3	0	11		1	1	1	
0	0		0	0	0	0	0		0	0	0	0	0		0	0	0	
0	14		0	3	4	0	14		1	0	3	0	11		1	1	1	
0	0		0	1	0	0	0		0	0	1	0	1		0	0	0	
0	0		0	0	0	0	0		0	0	0	0	0		0	0	0	
0	0		0	1	0	0	0		0	0	1	0	1		0	0	0	
56	60		▲15	▲21	▲3	59	89		▲13	▲23	▲4	59	85		▲12	▲21	▲6	
56	60		▲15	▲22	▲3	59	89		▲13	▲23	▲5	59	84		▲12	▲21	▲6	

## ■西部の教育・保育のニーズ量の見込み及び確保方策

令和5年度の利用実績（令和6年3月1日現在の利用人数）

単位（人）

			1号	2号	3号			
					0歳	1歳	2歳	
天草市の子ども教育・保育施設等利用者数			22	174	39	95		
利用の内訳	特定教育・保育施設		22	174	39	95		
	幼稚園		8					
	認定こども園		14	13	7	7		
	保育所	市内		159	32	87		
		市外	上天草市へ		0	0	0	0
			苓北町へ		2	0	1	0
地域型保育事業				0	0	0		
広域受託	天草市の教育・保育等施設を利用した市外の子どもの数		上天草市から	0	0	0	0	0
			苓北町から	0	0	0	1	1

※「利用の内訳」の実績値は、定員数の弾力運用した数値を示す。

### 量の見込み及び確保方策

○地域によってこどもの数が偏在していますので、利用者が負担なく通園できる範囲での入所ができるよう、今後も定員の弾力化などにより対応していきます。

○3号認定の見込み量に対して確保ができない状況ですが、既存の施設・事業での受け入れ年齢の調整で対応することとしております。

			2025年度（令和7年度）						2026年度（令和8年度）					
			1号	2号		3号			1号	2号		3号		
				教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳		教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
① 量の見込み			19	155		116			17	128		128		
			19	6	149	35	46	35	17	5	123	34	45	49
② 確保方策	特定教育・保育施設		30	3	153	39	43	47	30	3	153	39	43	47
	幼稚園	幼稚園部分	15						15					
		保育所部分		3	3	4	2	3		3	3	4	2	3
	保育所				150	35	41	44			150	35	41	44
	地域型保育事業				0	0	0	0			0	0	0	0
	小規模保育事業所 事業所内保育				0	0	0	0			0	0	0	0
計			30	156		129			30	156		129		
			30	3	153	39	43	47	30	3	153	39	43	47
②－①			11	▲3	4	4	▲3	12	13	▲2	30	5	▲2	▲2
広域利用	③ 委託分		0	0		0	1	1	0	1		0	0	1
	上天草市へ		0	0		0	0	0	0	0		0	0	0
	苓北町へ		0	0		0	1	1	0	1		0	0	1
	④ 受託分		0	0		0	0	1	0	1		0	0	0
	上天草市から		0	0		0	0	0	0	0		0	0	0
		0	0		0	0	1	0	1		0	0	0	
需給バランス			②+③-①	11		1	4	▲2	13	13	29	5	▲2	▲1
			②+③-①-④	11		1	4	▲2	12	13	28	5	▲2	▲1

西部

西部の5歳以下各歳人口（各年3月31日現在）

単位（人）

	実績					見込み				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	59	61	53	37	50	49	48	47	46	45
1歳	74	62	59	48	35	48	47	46	45	44
2歳	73	72	64	61	51	35	48	47	46	45
3歳	79	69	70	63	59	48	33	45	45	44
4歳	78	81	66	68	63	58	47	32	44	44
5歳	94	76	79	66	73	63	58	47	32	44
合計	457	421	391	343	331	301	281	264	258	266

○利用人員が20人を大幅に下回る施設があります。中央部からの受け入れを進めるほか、近くに他の施設がないところについては、利用者が他と等しく、安全で安心して教育・保育を利用できるよう、環境の維持に向けた取り組みを進めていきます。

単位（人）

2027年度（令和9年度）						2028年度（令和10年度）						2029年度（令和11年度）						
1号	2号		3号			1号	2号		3号			1号	2号		3号			
	教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳		教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳		教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳	
16	115		126			16	113		122			18	123		118			
16	4	111	34	44	48	16	4	109	33	42	47	18	4	119	32	41	45	
30	3	145	39	42	46	30	3	145	39	42	46	30	3	145	39	42	46	
15	/		/			15	/		/			15	/		/			
15	/		/			15	/		/			15	/		/			
	3	3	4	2	3		3	3	4	2	3		3	3	4	2	3	
	/		142	35	40	43	/		142	35	40	43	/		142	35	40	43
	/		0	0	0	0	/		0	0	0	0	/		0	0	0	0
	/		0	0	0	0	/		0	0	0	0	/		0	0	0	0
	/		0	0	0	0	/		0	0	0	0	/		0	0	0	0
30	148		127			30	148		127			30	148		127			
30	3	145	39	42	46	30	3	145	39	42	46	30	3	145	39	42	46	
14	33		1			14	35		5			12	25		9			
	▲1	34	5	▲2	▲2		▲1	36	6	0	▲1		▲1	26	7	1	1	
0	2		0	0	0	0	2		0	1	0	0	1		0	0	1	
0	0		0	0	0	0	0		0	0	0	0	0		0	0	0	
0	2		0	0	0	0	2		0	1	0	0	1		0	0	1	
0	1		0	0	0	0	1		0	0	0	0	0		0	0	0	
0	0		0	0	0	0	0		0	0	0	0	0		0	0	0	
0	1		0	0	0	0	1		0	0	0	0	0		0	0	0	
14	35		5	▲2	▲2	14	37		6	1	▲1	12	26		7	1	2	
14	34		5	▲2	▲2	14	36		6	1	▲1	12	26		7	1	2	

## ■市全域の教育・保育のニーズ量の見込み及び確保方策

令和5年度の利用実績（令和6年3月1日現在の利用人数）

単位（人）

			1号	2号	3号			
					0歳	1歳	2歳	
天草市の子ども教育・保育施設等利用者数			265	1,176	243	658		
利用の内訳	特定教育・保育施設		265	1,176	243	658		
	幼稚園		235					
	認定こども園		30	26	9	25		
	保育所	市内		1,136	231	625		
		市外	上天草市へ		0	1	0	1
			苓北町へ		14	2	7	5
地域型保育事業				0	0	0		
広域受託	天草市の教育・保育等施設を利用した市外の子どもの数		上天草市から	0	2	1	0	1
			苓北町から	0	0	1	1	1

※「利用の内訳」の実績値は、定員数の弾力運用した数値を示す。

### 量の見込み及び確保方策

○各区域3号認定の見込み量の確保が不足していますが、既存の施設・事業での受け入れ年齢の調整で対応することとしています。なお、不足量が大きい中央部は、定員の弾力化や東部、西部の利用も合わせて対応することとしています。

			2025年度（令和7年度）						2026年度（令和8年度）					
			1号	2号		3号			1号	2号		3号		
				教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳		教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
① 量の見込み			102	1,069		893			96	1,015		895		
			102	32	1,037	239	327	327	96	29	986	238	322	335
② 確保方策	特定教育・保育施設		165	13	1,080	224	292	326	165	13	1,073	224	291	324
	幼稚園	幼稚園部分	135						135					
		保育所部分	30						30					
		保育所		13	14	8	9	11		13	14	8	9	11
		地域型保育事業			1,066	216	283	315			1,059	216	282	313
		小規模保育事業所			0	0	0	0			0	0	0	0
		事業所内保育			0	0	0	0			0	0	0	0
計		165	1,093		842			165	1,086		839			
		165	13	1,080	224	292	326	165	13	1,073	224	291	324	
② - ①			63	24		▲51			69	71		▲56		
				▲19	43	▲15	▲35	▲1		▲16	87	▲14	▲31	▲11
広域利用	③ 委託分		0	16		0	4	8	0	18		1	2	4
	上天草市へ		0	4		0	0	0	0	3		0	0	0
	苓北町へ		0	12		0	4	8	0	15		1	2	4
	④ 受託分		0	1		0	1	1	0	2		2	0	1
	上天草市から		0	1		0	1	0	0	1		1	0	1
		0	0		0	0	1	0	1		1	0	0	
需給バランス	②+③-①		63	40		▲15	▲31	7	69	89		▲13	▲29	▲7
	②+③-①-④		63	39		▲15	▲32	6	69	87		▲15	▲29	▲8

市全域

市全域の5歳以下各歳人口（各年3月31日現在）

単位（人）

	実績					見込み				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	408	426	386	333	351	347	343	339	335	331
1歳	466	412	411	387	340	350	346	342	338	334
2歳	492	462	412	405	386	336	346	342	338	334
3歳	506	481	448	408	403	380	332	341	338	334
4歳	561	503	489	448	403	401	378	330	339	336
5歳	569	557	493	484	441	400	398	375	327	336
合計	3,002	2,841	2,639	2,465	2,324	2,214	2,143	2,069	2,015	2,005

○本渡地区への人口集中に伴い地域に住むこどもの数の偏在化が進むとともに、少子化により利用人員が20人を下回る施設が増え、運営を維持することが困難な施設が出てくると考えられます。市内で子育てする人が等しく教育・保育を利用できるような取り組みを進め、適切な教育・保育の確保に努めていきます。

単位（人）

2027年度（令和9年度）						2028年度（令和10年度）						2029年度（令和11年度）					
1号	2号		3号			1号	2号		3号			1号	2号		3号		
	教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳		教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳		教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
0	90		1,193			317	415		1,155			311	412		1,154		
0	0	90	27	932	234	317	328	87	27	897	231	311	323	89	26	899	229
0	0	165	13	1,058	223	289	322	165	13	1,051	223	288	320	165	13	1,037	222
0						0						0					
0						0						0					
	0	0	13	14	8		11	0	13	14	8		11	0	13	14	8
0	165		1,294			0	487		1,287			0	485		1,272		
0	0	165	13	1,058	223	289	322	165	13	1,051	223	288	320	165	13	1,037	222
0	75		101			▲317	72		132			▲311	73		118		
0	0	75	▲14	126	▲11	▲317	▲6	78	▲14	154	▲8	▲311	▲3	76	▲13	138	▲7
0	0	19	0	0	4	4	17	0	2	1	4	14	0	1	0	0	
0	0	2	0	0	1	0	0	0	1	0	1	1	0	0	0	0	
0	0	17	0	0	3	4	17	0	1	1	3	13	0	1	0	1	
0	0	2	0	0	2	0	2	0	0	0	2	3	0	0	0	0	
0	0	1	0	0	1	0	1	0	0	0	1	2	0	0	0	0	
0	0	1	0	0	1	0	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	
0	75		5	126	▲11	▲24	76	3	154	▲6	▲22	77	1	138	▲6		
0	75		3	126	▲11	▲26	76	1	154	▲6	▲22	75	▲2	138	▲6		

#### (4) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

No.	1	乳児家庭全戸訪問事業
担当課	子育て支援課、健康増進課	
事業の概要	生後4か月を迎えるまでのすべての乳児のいる家庭を訪問し、利用できるサービスの情報提供や子育てに関する相談を受け付け、子育ての孤立を防ぎます。	
提供体制、確保方策の考え方	・市民課と連携を図り、出生したこどもの把握を確実にを行います。併せて、乳児訪問員を配置してすべての乳児がいる家庭を訪問できるよう体制の整備を継続します。	

##### ■量の見込みと確保方策

単位(人)

	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	360	347	343	339	335	331
② 確保の内容	360	347	343	339	335	331
② - 1	0	0	0	0	0	0

No.	2	養育支援訪問事業
担当課	子育て支援課、健康増進課	
事業の概要	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保護者の負担軽減に繋がるように、保健師等がその居宅を訪問し、養育に関する助言やサービス等の情報提供、家事・育児支援を行い、当該家庭の適切な養育を確保することを目的とした事業です。	
提供体制、確保方策の考え方	・こども家庭センターにおいて養育支援が必要な家庭の把握・判断を適切に行い、それぞれの家庭に応じた支援を進めるため、保健師等の専門職の適切な配置を継続します。	

##### ■量の見込みと確保方策

単位(人)

	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	36	36	36	36	36	36
② 確保の内容	36	36	36	36	36	36
② - ①	0	0	0	0	0	0

※量の見込みは過去5年間の実績の平均数

No.	3	子育て短期支援事業（ショートステイ）
担当課	子育て支援課	
事業の概要	保護者の病気など社会的理由により、家庭におけるこどもの養育が一時的に困難となった場合などに、市が契約する児童福祉施設等において一定期間養育を行うことで安心して子育てをしていただくための事業です。	
提供体制、確保方策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>核家族やひとり親家庭が増加する中で、一時的に家庭での養育が困難になった家庭の把握を行い、サービス利用につなげます。また、児童福祉施設のほか、里親や高齢者施設等の活用などについて検討を行い、必要時に受け入れできる体制を整備します。</li> </ul>	

■量の見込みと確保方策

単位（人）

	令和5年度 （実績）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	44	58	58	58	58	58
② 確保の内容	44	58	58	58	58	58
②－①	0	0	0	0	0	0

※量の見込みは利用が必要と推測されるこどもの数×必要日数の合計（年間）

No.	4	ファミリーサポートセンター事業（就学児童）
担当課	子育て支援課	
事業の概要	育児の援助を受けたい依頼会員と育児の援助ができる協力会員による会員相互の援助活動を行う組織を設置し、仕事と育児の両立を図るため、会員同士のマッチングなどを行い、地域におけるこどもの預かりを支援する事業です。	
提供体制、確保方策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在の協力会員で受け入れは可能であるが、協力会員の人材不足や高齢化の課題があるため、市民への広報活動による周知及びNPO 法人や各種団体（婦人会など）への働きかけにより、協力会員の増加に努めます。</li> </ul>	

■量の見込みと確保方策

単位（人日）

	令和5年度 （実績）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	3	72	67	64	57	54
② 確保の内容	3	72	67	64	57	54
②－①	0	0	0	0	0	0

※量の見込みは利用を希望しているこどもの数×希望日数の合計（週間）

No.	5	一時預かり事業（幼稚園型以外）
担当課	子育て支援課	
事業の概要	<p>就労形態の多様化による一時的な保育のニーズ、専業主婦家庭などの育児疲れの解消、緊急時の保育などに対応するため、未就園児を一時的に保育所などで預かる事業です。（現在、公立2保育所・私立38保育園等で実施）</p> <p>トワイライトステイは、保護者が仕事等の理由により夜間や休日に家庭で不在となり、子どもに対する生活指導や家事などで困難を生じる場合に利用できる事業です。</p>	
提供体制、確保方策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・0歳～5歳以下を対象として量の見込みを算出しましたが、実績値とのかい離があったため、0歳～2歳児を対象として算出しています。その量の見込みに対しては、現在ある事業・施設で受け入れ可能であると考えられます。なお、令和8年度からは、生後6か月から3歳未満児の利用の一部が新たに制度化される「乳児等通園支援制度」に移行すると見込んでいます。</li> <li>・核家族やひとり親家庭が増えている中、一時的に家庭での養育が難しいご家庭をしっかりと把握し、トワイライトステイの利用を勧めます。また、必要なときに安心して受け入れられるように、児童福祉施設だけでなく、里親や高齢者施設なども活用できる体制をさらに充実させていきます。</li> </ul>	

■量の見込みと確保方策

単位（人日）

	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
① 量の見込み	1,397	5,969	5,322	5,279	5,243	5,194	
② 確保の内容	1,387	5,969	5,322	5,279	5,243	5,194	
内 訳	保育所（園）	1,088	5,558	4,952	4,912	4,878	4,832
	ファミリー・サポート	299	381	340	337	335	332
	トワイライトステイ	10	30	30	30	30	30
②－①	0	0	0	0	0	0	

※量の見込みは利用を希望しているこどもの数×希望日数の合計（年間）

No.	6	一時預かり事業（幼稚園型）
担当課	学校教育課、子育て支援課	
事業の概要	幼稚園において保育が必要な子どもに対し、一時的な預かり保育を行う事業です。（現在、私立3幼稚園で実施）	

■量の見込みと確保方策

単位（人）

		令和5年度 （実績）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	1号（下記以外）による利用	12,125	4,722	4,507	4,098	4,098	4,313
	2号（学校教育の利用希望が強い者）による利用		10,710	10,290	9,870	9,870	10,290
② 確保の内容	一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）	12,125	15,432	14,797	13,968	13,968	14,603
②－①		0	0	0	0	0	0

※量の見込みは利用を希望している子どもの数×希望日数の合計（年間）

No.	7	延長保育事業
担当課	子育て支援課	
事業の概要	保護者の就労形態の多様化による延長保育の需要に対応するため、保育所の11時間の開所時間の前後で、さらに30分以上、保育所の開所時間を延長して保育を行う事業です。（現在、全保育所（園）・全認定こども園（自主事業含む）で実施）	
提供体制、確保方策の考え方	・量の見込みに対して、現在ある事業・施設で受け入れ可能ですが、保護者の多様なニーズに対応できるよう事業の充実を図ります。	

■量の見込みと確保方策

単位（人）

		令和5年度 （実績）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み		635	587	571	550	535	532
② 確保の内容		635	587	571	550	535	532
②－①		0	0	0	0	0	0

※量の見込みは利用を希望している子どもの数×希望日数の合計（年間）

No.	8	病児保育事業
担当課	子育て支援課	
事業の概要	<p>こどもが病気の際、保護者が仕事などの理由により自宅での保育が難しい場合に、病院・保育所などに付設された専用スペースなどで一時的に保育する事業で、児童の疾病の状況に対応した3つの形態があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●病児対応型（現在、私立3保育園（自主事業のみ）で実施）</li> <li>●病後児対応型（現在、私立8保育園（自主事業の4園含む）で実施）</li> <li>●体調不良児対応型（現在、私立1保育園で実施）</li> </ul> <p>※上記のうち、病児対応型と病後児対応型を併せて実施している保育園が2か所あります。</p>	
提供体制、確保方策の考え方	<p>・量の見込みに対して、現在ある事業・施設で受け入れ可能となっています。今後は、利用者の地理的な条件を勘案した利便性の向上など、受け入れ施設等のさらなる整備について検討していきます。</p>	

■量の見込みと確保方策

単位（人）

		令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①	量の見込み	75	1,338	1,295	1,252	1,221	1,228
②	確保の内容						
	病院・保育所など	75	1,318	1,275	1,232	1,201	1,208
	ファミリーサポートセンター	0	20	20	20	20	20
②	－ ①	0	0	0	0	0	0

※量の見込みは利用を希望しているこどもの数×希望日数の合計（年間）

No.	9	利用者支援事業
担当課	子育て支援課	
事業の概要	こどもやその保護者、または妊娠している方が、教育・保育・保健、その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、職員を配置し施設や事業の情報提供など利用者支援を行う事業です。	
提供体制、確保方策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>こども家庭センターにおいて、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に対応します。併せて、市が地域子育て支援拠点事業を委託している「子育て支援センター」に相談等の業務を委託し、地域の身近な相談機関としてこどもや子育て等の悩み等の相談を受け、助言・支援等を行う体制を整備します。</li> </ul>	

■量の見込みと確保方策

単位（か所）

		令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
基本型・ 特定型	① 量の見込み	0	10	10	10	10	10
	② 確保の内容	0	10	10	10	10	10
	② - ①	0	0	0	0	0	0
こども家庭 センター型	① 量の見込み	0	1	1	1	1	1
	② 確保の内容	0	1	1	1	1	1
	② - ①	0	0	0	0	0	0

No.	10	地域子育て支援拠点事業
担当課	子育て支援課	
事業の概要	こどもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、子育て中の親の孤立感や不安感等に対応するため、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言等の援助を行う事業です。 (現在、10か所で実施)	
提供体制、確保方策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>こども家庭センターの地域相談窓口を担うことでニーズも増えることが想定されますが、量の見込みに対して現在ある施設で受け入れ可能と考えるため、現状で対応します。</li> </ul>	

■量の見込みと確保方策

単位（人回）

		令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み		515	2,197	2,205	2,175	2,153	2,123
② 確保の内容		515	2,197	2,205	2,175	2,153	2,123
② - ①		0	0	0	0	0	0

※量の見込みは利用を希望しているこどもの数×希望回数合計（月間）

No.	11	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
担当課	子育て支援課	
事業の概要	保護者が就労等のため昼間家庭にいない小学校児童を対象として、放課後や長期休業中などに保育施設等で預かる事業です。（現在、放課後児童クラブ 22 か所で実施）	
提供体制、確保方策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童数が減少する中、放課後児童クラブ等の登録者は核家族化や共働き家庭の増加、利用料減免事業の実施等により、これまで利用ニーズは微増してきており、中央部においては、待機児童解消のため新規開設等の整備も行ってきました。これにより、現在はすべての区域で確保されておりますので、引き続き既存の施設・事業で対応することとします。</li> <li>放課後児童クラブや児童館がない地域に利用ニーズが生じた場合は、子どもデイサービス事業によりきめ細やかな対応を行うこととします。</li> </ul>	

#### ■量の見込みと確保方策

東部

単位（人）

		令和 5年度 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
① 量の見 込み	小学1年生	47	45	44	38	27	30
	小学2年生	60	36	32	31	27	19
	小学3年生	37	30	29	26	25	22
	小学4年生	21	35	30	30	26	26
	小学5年生	27	40	38	33	32	28
	小学6年生	16	31	35	34	29	28
	計	208	217	208	192	166	153
② 確保の 内容	放課後児童クラブ	60	60	60	60	60	60
	地域活動事業	50	50	50	45	40	35
	子どもデイサービス	113	110	100	90	80	75
	計	223	220	210	195	180	170
② — ①		15	3	2	3	14	17

## 中央部

単位(人)

		令和 5年度 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
① 量の見 込み	小学1年生	215	187	168	176	179	155
	小学2年生	208	179	155	140	147	149
	小学3年生	185	142	145	126	113	119
	小学4年生	102	127	111	113	98	88
	小学5年生	47	74	74	64	66	57
	小学6年生	52	64	63	62	54	56
	計	809	773	716	681	657	624
② 確保の 内容	放課後児童クラブ	648	648	648	648	648	648
	地域活動事業	73	65	60	60	55	55
	子どもデイサービス	132	105	90	75	60	50
	計	853	818	798	783	763	753
② - ①		44	45	82	102	106	129

## 西部

単位(人)

		令和 5年度 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
① 量の見 込み	小学1年生	41	32	27	25	20	14
	小学2年生	41	24	27	24	22	18
	小学3年生	36	27	20	23	20	18
	小学4年生	20	19	21	15	18	15
	小学5年生	9	15	12	14	10	12
	小学6年生	6	11	12	10	11	8
	計	153	128	119	111	101	85
② 確保の 内容	放課後児童クラブ	150	150	150	150	150	150
	地域活動事業	12	11	10	9	8	7
	子どもデイサービス	0	0	0	0	0	0
	計	162	161	160	159	158	157
② - ①		9	33	41	48	57	72

天草市全域

単位(人)

		令和 5年度 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
① 量の 見 込み	小学1年生	303	264	239	239	226	199
	小学2年生	309	239	214	195	196	186
	小学3年生	258	199	194	175	158	159
	小学4年生	143	181	162	158	142	129
	小学5年生	83	129	124	111	108	97
	小学6年生	74	106	110	106	94	92
	計	1,170	1,118	1,043	984	924	862
② 確保の 内容	放課後児童クラブ	858	858	858	858	858	858
	地域活動事業	135	126	120	114	103	97
	子どもデイサービス	245	215	190	165	140	125
	計	1,238	1,199	1,168	1,137	1,101	1,080
② - ①		68	81	125	153	177	218

※量の見込みは利用を希望しているこどもの数×希望日数の合計(年間)

No.	12	子育て世帯訪問等支援事業
担当課	子育て支援課	
事業の概要	家事や育児に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭に対し、生活を支援する者が訪問するなどして、その家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事や育児等の支援を行い、負担の軽減を図ります。	
提供体制、確保方策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>これまでの利用実績から利用者のニーズは高く、利用者は増加傾向にあります。現在、委託先は2事業所ありますが、今後の申し込み状況を見ながら受け入れ先の調整なども視野に入れて、ニーズに適切に応えられるよう各事業所と連携した運営を行います。</li> </ul>	

■量の見込みと確保方策

単位（人）

		令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
訪問支援	① 量の見込み	71	55	55	55	55	55
	② 確保の内容	71	55	55	55	55	55
	② - ①	0	0	0	0	0	0
子育て支援	① 量の見込み	377	576	576	576	576	576
	② 確保の内容	377	576	576	576	576	576
	② - ①	0	0	0	0	0	0

No.	13	親子関係形成支援事業
担当課	子育て支援課	
事業の概要	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ります。	
提供体制、確保方策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>支援対象世帯に対し、心理士によるアプローチにより事業の目的や意義を説明し、事業の利用を後押しします。</li> </ul>	

■量の見込みと確保方策

単位（人）

		令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み		0	14	13	12	10	8
② 確保の内容		0	14	13	12	10	8
② - ①		0	0	0	0	0	0

No.	14	妊婦等包括相談支援事業
担当課	健康増進課	
事業の概要	妊娠期から出産・子育て期まで一貫して身近な相談に応じ様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援（妊娠届出時、妊娠8か月時、乳児家庭全戸訪問時）を実施します。	
提供体制、確保方策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こども家庭センターの保健師等において、対象者に対して妊娠届出時、妊娠8か月時、乳児家庭全戸訪問時に面談を行います。</li> </ul>	

■量の見込みと確保方策

単位（回）

	令和5年度 （実績）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	妊娠届出数 359 件 1人当たりの面談回数 3回 面談実施合計回数 1,077 回	345 件 3回	345 件 3回	340 件 3回	335 件 3回	330 件 3回
② 確保の内容	1,077	1,035	1,035	1,020	1,005	990
② - ①	0	0	0	0	0	0

※量の見込みは、妊娠届出数×面談数（3回）

No.	15	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
担当課	子育て支援課	
事業の概要	すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず支援を強化するため、月一定時間までの利用枠で、就労要件を問わず6か月～3歳未満児の預かり保育を行うもので、実状やニーズを踏まえて実施していきます。	
提供体制、確保方策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象となる6か月～3歳未満児は、一時預かり事業（幼稚園型以外）に代わって本制度を優先的に利用するものとし、対象の園児数に、令和5年度の利用実績から算定した利用率を乗じて算出しています。</li> <li>・令和8年度に1施設での提供から開始し、利用状況を見ながら提供施設の拡充を検討していきます。</li> </ul>	

■量の見込みと確保方策

単位（人日）

	令和5年度 （実績）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	—	—	347	324	301	284
② 確保の内容	—	—	347	324	301	284
② - ①	—	—	0	0	0	0

No.	16	産後ケア事業
担当課	健康増進課	
事業の概要	産後1年未満で産後ケアを必要とする産婦等に対し、心身のケアや育児サポート等を行います。	
提供体制、確保方策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在は市内の委託施設において確保ができ、また里帰り出産をしている産婦も滞在している自治体で産後ケアを受けることができる体制となっています。引き続き、適切な実施ができるよう体制の充実を図ります。</li> </ul>	

■量の見込みと確保方策

単位（人）

	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	349	466	466	459	452	446
② 確保の内容	349	466	466	459	452	446
②－①	0	0	0	0	0	0

※量の見込みは、利用見込み産婦数×平均利用日数

# 第5章

## 計画の推進

# 1 計画の推進体制

こども施策を総合的かつ効果的に推進し、本計画の基本理念を実現するため、子育て支援課を中心に、関係課や関係機関等と連携し、事業の着実な推進を図ります。全庁的な連携のもと、天草市次世代育成支援対策地域協議会において、本計画の達成状況の点検及び評価を行います。

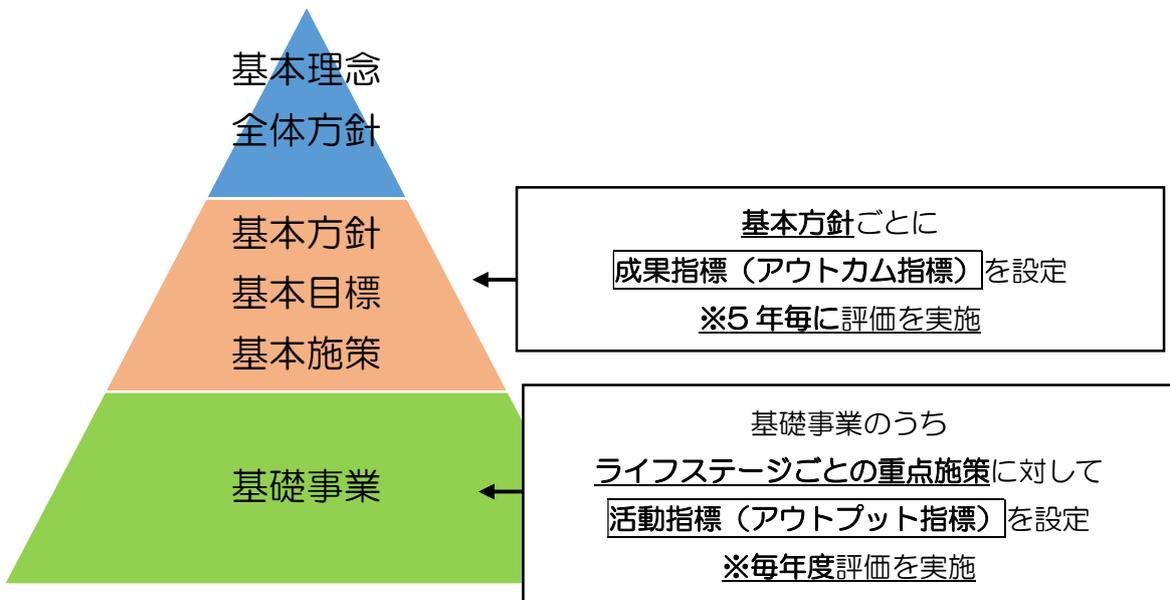
また、保育園、幼稚園、認定こども園等の子ども・子育て支援事業者、学校、企業、市民と定期的に意見交換を行うことで、庁内・庁外の連携体制の強化を図ります。

# 2 計画の点検及び評価

本計画は、本市におけるこども施策の今後の方向性を示し、その実現のために必要な施策の展開や各種需給計画について設定をしています。

これらの取り組みは、第2章で定める計画全体の基本理念、基本目標の達成を目指したものであり、支援の充実と仕組みづくりによって「すべてのこどもが大切にされ」、子育て環境の整備によって本市を「豊かな自然の中で健やかに成長するまち」と実感していただくことで、「ともに支え合い、ともに育ち、こどもたちの夢・希望・笑顔あふれるまち天草」の実現を目指しています。

このため、本計画では、実際の取り組みによってどの程度の成果があったのかを検証するという視点での評価指標と目標値の設定を行います。本計画の点検及び評価については、「計画全体」及び「基礎事業におけるライフステージごとの重点施策」を対象とし、それぞれに対して指標を設けることによって行います。成果指標は5年毎に、活動指標は毎年度、評価を行います。



## (1) 計画全体の評価に係る成果指標（アウトカム指標<sup>4</sup>）の設定

本計画の達成状況の評価は、基本方針ごとに成果指標（アウトカム指標）を設け、定量的な判断を行っていきます。本計画では、次の成果指標を設定します。

なお、現状値の点数による評価は、アンケートの回答を基に、0点（まったく当てはまらない）～5点（とても当てはまる）の6段階の平均点（5点満点）で算出したものです。

### ■基本方針1 安心して子どもを生み育てることができるまちを目指します

成果指標	現状値 <sup>5</sup>	目標値
子育てが楽しいと感じることが多い保護者の割合（未就学児保護者）	64.5%	70.0%
子育てが楽しいと感じることが多い保護者の割合（小学生保護者（1～4年生））	60.7%	70.0%
天草市は子育てしやすいと答える保護者の割合（未就学児保護者）	76.6%	80.0%
天草市は子育てしやすいと答える保護者の割合（小学生保護者（1～4年生））	71.1%	80.0%
天草市が好きと答えるこどもの割合	95.0%	100%

### ■基本方針2 子ども・若者が心身ともに健やかに成長できるまちを目指します

成果指標	現状値 <sup>5</sup>	目標値
今の自分は幸せだと答える子ども・若者	4.0点	4.5点
自分のことを好きと答える子ども・若者	3.4点	4.0点
今の生活に満足している子ども・若者（小学生高学年以上）	3.7点	4.2点
自分は他人から必要とされていると感じる子ども・若者の割合（小学生高学年以上）	3.0点	3.6点

<sup>4</sup> アウトカム指標：事業を実施したことによる住民や社会への影響度（成果）を示す指標。

<sup>5</sup> 成果指標の現状値は、令和6年（2024年）3月～4月に、天草市在住の未就学児及び就学児（小学校1～4年生）の保護者を対象に実施した「子ども・子育て支援事業計画に係るアンケート調査」の結果、または、令和6（2024）年9月に、天草市在住の小学生、中学生、高校生、専門学校生を対象に実施したWebアンケートの結果を基に算出。

■基本方針3 こども・若者が夢を持ち、自立した大人へ成長できるまちを目指します

成果指標	現状値 <sup>5</sup>	目標値
夢や目標があると答えるこども・若者	3.6点	4.0点
勉強、趣味など、夢中になれることがあるこども・若者（小学校高学年以上）	4.0点	4.2点
将来、天草市で働きたいこども・若者の割合（中学生以上）	11.4%	20.0%
将来、結婚したいこども・若者の割合（中学生以上）	66.8%	75.0%

※点数による評価は、アンケートの回答を基に、0点（まったく当てはまらない）～5点（とても当てはまる）の6段階の平均点（5点満点）で算出したもの

■基本方針4 地域ぐるみで子育てを応援し、笑顔があふれるまちを目指します

成果指標	現状値 <sup>5</sup>	目標値
身近な地域で、子育てに関する相談相手がいる、と答える保護者の割合（未就学児保護者）	91.6%	100%
身近な地域で、子育てに関する相談相手がいる、と答える保護者の割合（小学生保護者（1～4年生））	91.4%	100%
学校以外の行事や活動に参加するこども・若者の割合（中学生以上）	65.3%	70.0%
将来、天草市に住み続けたいと答えるこども・若者の割合	57.4%	70.0%

## (2) ライフステージごとの重点施策に係る活動指標（アウトプット指標<sup>6</sup>）の設定

ライフステージごとの重点施策については、重点施策ごとに活動指標（アウトプット指標）を設けて定量的に達成状況を把握・評価し、成果の横断的な検証を行っていきます。

本計画では、次の活動指標を設定します。

※「現状値」は、令和5年度の実績。「目標値」は、計画期間最終年度（令和11年度）若しくは、所管部署が設定している年度における目標値。

### ■ライフステージを通じた重点施策

基本 施策	頁	施策 No.	重点施策	活動指標	現状値	目標値
2-2	38	50	重層的な支援体制の構築における多機関協働事業	支援会議開催数	16 回	12 回
5-1	48	82	地域医療対策事業 （在宅当番・救急医療情報提供委託事業）	救急車受入及び第1次医療機関からの転送	4,591 人	3,900 人
7-1	57	134	デジタルアートの島創造事業	コンテンツ産業の進出企業数	5 社	1 社
9-1	60	142	子どもはぐくみ応援事業（こども食堂・地域食堂）	開設数	6 か所	8 か所
10-1	63	159	保育園留学事業	利用世帯数	21 世帯	100 世帯
10-1	64	160	移住・定住促進対策事業	移住世帯数	54 世帯	120 世帯
10-1	64	162	企業誘致促進事業	誘致企業数	8 社	2 社

### ■妊娠・出産に関する重点施策

基本 施策	頁	施策 No.	重点施策	活動指標	現状値	目標値
1-1	30	2	妊娠届・母子健康手帳交付	11週以内の届出率	95.8 %	96.0 %
				妊婦の喫煙率	2.1 %	1.8 %

<sup>6</sup> アウトプット指標：事業を実施した結果（活動）を数字や記述で示す指標。

(続き) 妊娠・出産に関する重点施策

基本施策	頁	施策 No.	重点施策	活動指標	現状値	目標値
1-1	31	6	早産予防事業	歯科健診受診率	70.8 %	72.0 %
				低出生体重児の割合	9.0 %	8.1 %
1-1	31	9	産前産後サポート事業	この地域で子育てしたいと思う親の割合	95.1 %	95.3 %
1-1	31	10	妊婦等包括相談支援事業・妊婦のための支援給付	面談実施率	100 %	100 %
1-1	32	11	産後ケア事業	利用率 (産後ケア事業を必要とする人が利用できた割合)	100 %	100 %
				産後 1 か月時点での産後うつつのハイリスク者の割合	5.5 %	5.5 %

■乳幼児期に関する重点施策

基本施策	頁	施策 No.	重点施策	活動指標	現状値	目標値
1-1	31	9	産前産後サポート事業	(再掲) 前記「妊娠・出産に関する重点事業」を参照		
1-1	32	11	産後ケア事業	(再掲) 前記「妊娠・出産に関する重点事業」を参照		
3-2	41	56	母子家庭等高等職業訓練促進給付金	利用者数	8 人	10 人
3-2	42	58	ひとり親家庭等日常生活支援事業	利用時間数	159 時間	252 時間
3-4	43	64	障がい児保育事業 市単独事業	実施施設数	29 か所	33 か所
3-4	43	65	特別支援教育就学奨励費の支給	支給人数	147 人	138 人
3-4	44	66	巡回支援専門員整備事業	巡回支援達成率	100 %	100 %
3-4	44	69	医療的ケア児等総合支援事業	コーディネーター配置事業所数	4 か所	4 か所

(続き) 乳幼児期に関する重点施策

基本 施策	頁	施策 No.	重点施策	活動指標	現状値	目標値
5-1	47	79	新生児検査費助成事業 一部市単独事業	聴覚検査受診率	99.2 %	100 %
5-1	47	80	乳幼児健康診査	受診率	97.1 %	100 %
5-1	49	再 16	歯科保健事業	むし歯のない3歳児の 割合	78.2 %	84.0 %

■学童期・思春期に関する重点施策

基本 施策	頁	施策 No.	重点施策	活動指標	現状値	目標値
2-1	34	29	入学等祝金支給事業 市単独事業	支給人数	- 人	2,300 人
2-1	35	34	就学援助費	支給人数	737 人	696 人
2-2	38	48	教育相談事業	相談日数	37 日	40 日
3-2	41	56	母子家庭等高等職業訓 練促進給付金	(再掲) 前記「乳幼児期に関する重点事業」を参照		
3-2	42	58	ひとり親家庭等日常生 活支援事業	(再掲) 前記「乳幼児期に関する重点事業」を参照		
3-4	43	65	特別支援教育就学奨励 費の支給	(再掲) 前記「乳幼児期に関する重点事業」を参照		
3-4	44	66	巡回支援専門員整備事 業	(再掲) 前記「乳幼児期に関する重点事業」を参照		
3-4	44	67	特別支援教育総合推進 事業	巡回相談達成率	100 %	100 %
3-4	44	69	医療的ケア児等総合支 援事業	(再掲) 前記「乳幼児期に関する重点事業」を参照		
4-1	45	73	いじめ問題対策連絡協 議会及びいじめ防止対 策審議会の設置	会議の開催回数	2 回	4 回

(続き) 学童期・思春期に関する重点施策

基本 施策	頁	施策 No.	重点施策	活動指標	現状値	目標値
7-1	54	106	学校教育研究委員会補助事業	部会の実施回数	15 回	18 回
7-1	54	108	学校読書活動支援事業	学校司書配置数	16 人	16 人
7-1	55	113	外国語指導助手招致事業（日本語指導員派遣業務委託事業）	ALTの人数	11 人	11 人
7-1	55	115	中学校部活動地域移行推進事業	移行の実施校数	0 校	13 校
7-1	55	116	教育研究推進校補助金事業	推進校数	5 校	10 校
8-1	58	137	天草宝島起業塾高校生コース	新規学卒者の地元就職率	19.8 %	30.0 %

■青年期に関する重点施策

基本 施策	頁	施策 No.	重点施策	活動指標	現状値	目標値
10-1	63	155	新規就農者支援事業	新規就農者数	29 人	(R8) 56 人
10-1	63	156	新規就業者支援事業（水産業）	新規就業者数	28 人	(R8) 54 人
10-1	63	157	新規林業就業者支援事業	新規就業者数	5 人	(R8) 8 人

# 資料編

# 1 策定経過

## (1) 策定組織名簿

【天草市次世代育成支援対策地域協議会委員】

選出別 50 音順・敬称略

選出	委員氏名	所属機関・役割等	分野	備考
団体推薦員	かめこ りえ 亀子 理恵	天草市社会福祉協議会 療育相談員 (天草圏域児童発達支援センターすくすく園)	障がい福祉	
	かわち ひでゆき 河内 秀幸	天草市小・中学校長会 (天草市立有明中学校 校長)	学校教育	
	さわだ ふくみ 澤田 福美	NPO 法人 子育てネットワークわ・わ・わ 理事長	子育て支援 従事者	副会長
	だけもと いつこ 竹本 逸子	天草市私立幼稚園連盟 会長 (愛隣幼稚園 園長)	幼児教育	
	つぎき ゆかり 津崎 由佳理	天草市保育所連盟 主任保育士会 会長 (愛隣保育園 主任保育士)	保育	
	まつもと つばさ 松本 翼	天草市 PTA 連絡協議会 家庭副委員長	学校教育	
	みやけ ゆりこ 三宅 由利子	天草市保育所連盟 会長 (久玉保育園 園長)	保育	会長
	やまかわ ゆうた 山川 祐太	天草市社会福祉協議会 福祉のまちづくり課 地域福祉係長	児童福祉	
	ゆきあい やえこ 行合 八恵子	天草市民生委員児童委員協議会連合会 理事 (主任児童委員)	地域福祉	
	よこやま きみひろ 横山 公弘	放課後児童健全育成事業運営委員会 (本渡はまゆう児童クラブ (慈恵会 理事長))	放課後児童 クラブ	
	よしだ ひろこ 吉田 博子	天草市男女共同参画推進ネットワーク つんのでネット～風～ 事務局	男女共同参 画	
	よねだ まいこ 米田 舞子	天草市公立幼稚園園長会 委員 (天草市立亀場幼稚園)	幼児教育	
公募委員	あらき すみよ 荒木 純代	会社員	子育て世代	
	いわさき きみのり 岩崎 公法	理学療法士	子育て世代	
	おおくほ りさ 大窪 梨沙	主婦	子育て世代	

## (2) 策定の経過

年月	取組内容等
令和6年4月	子ども・子育て支援に関するアンケート調査
令和6年5月	第1回天草市次世代育成支援対策地域協議会
令和6年7月	第2回天草市次世代育成支援対策地域協議会
令和6年8月	天草市こども・若者会議（ワークショップ）※8/20・8/22・8/23
令和6年9月	施設訪問※9/5・9/13
令和6年9月	こどもアンケート
令和6年10月	第3回天草市次世代育成支援対策地域協議会
令和6年11月	第4回天草市次世代育成支援対策地域協議会
令和6年12月	パブリックコメントの実施
令和7年2月	第5回天草市次世代育成支援対策地域協議会
令和7年2月	天草市こどもわくわく応援プラン（第1期天草市こども計画、第3期天草市子ども・子育て支援事業計画）の決定
令和7年3月	天草市こどもわくわく応援プラン（第1期天草市こども計画、第3期天草市子ども・子育て支援事業計画）の公表

## 2

# 子ども・子育て支援に関するアンケート調査の結果

### 【実施概要】

- 調査対象：本市在住の未就学児及び就学児（小学校 1～4 年生）の保護者
- 調査時期：令和 6 年 4 月
- 調査方法：アンケート

調査対象	配布数	回収数	回収率
未就学児の保護者	1,905	873	45.8%
就学児の保護者	1,755	799	45.5%
合計	3,660	1,672	45.7%

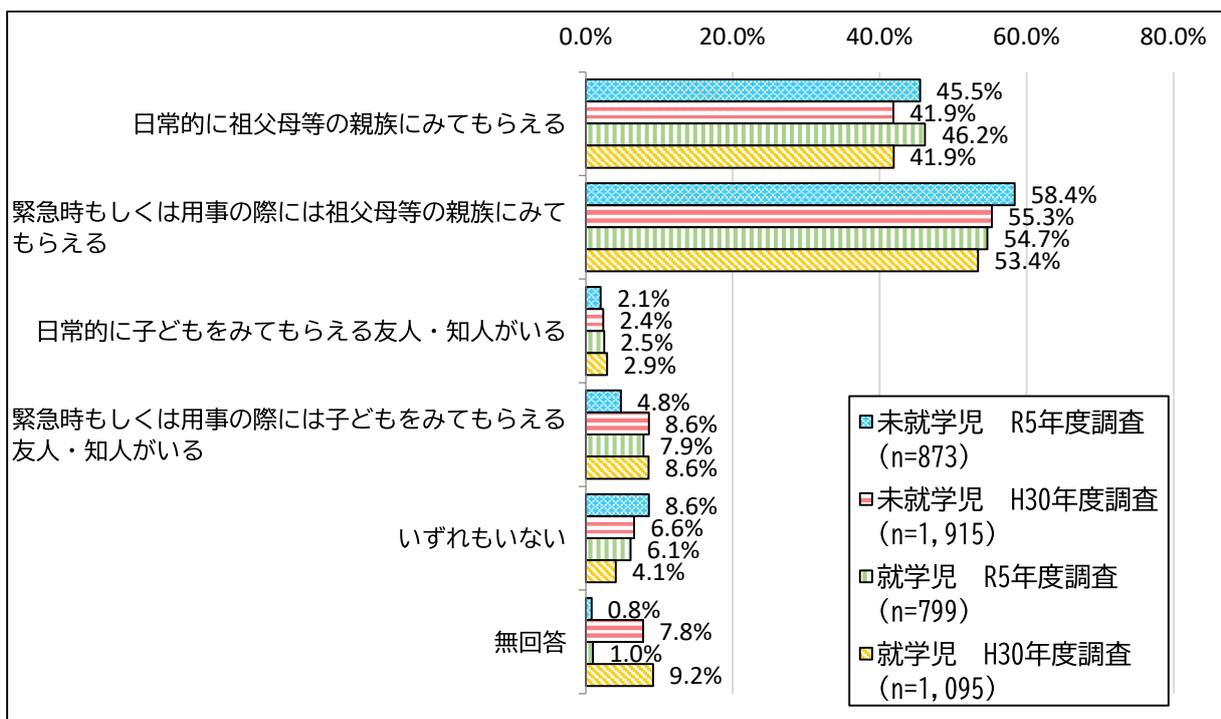
### 【アンケート結果（一部抜粋）】

#### （1）こどもの育ちをめぐる環境について

##### ◆日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人はいますか。〈複数回答〉

未就学児では、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が 58.4%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が 45.5%となっています。

就学児では、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が 54.7%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が 46.2%となっています。



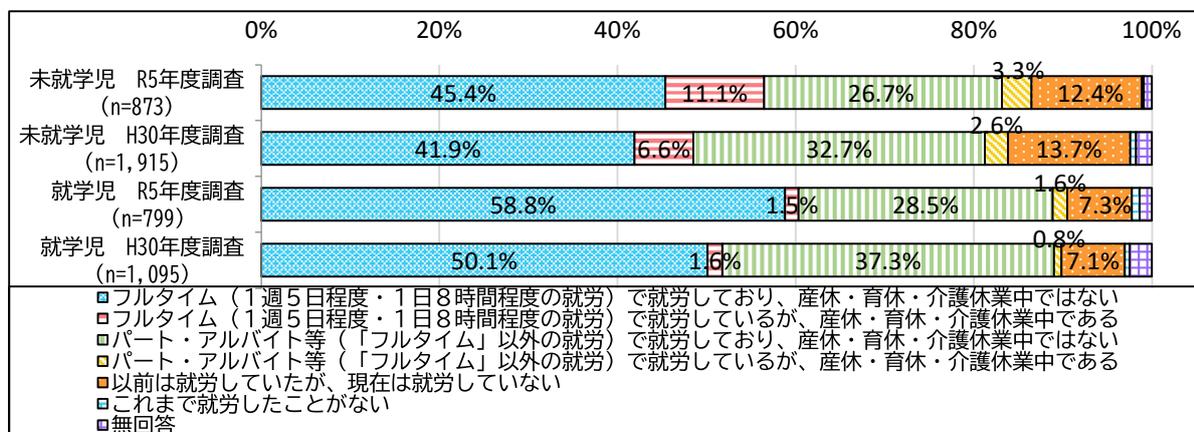
## (2) 保護者の就労状況について

### ◆母親の現在の就労状況（自営業、家族従事者含む）をお答えください。

〈単数回答〉

未就学児では、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が45.4%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が26.7%となっています。就学児では、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が58.8%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が28.5%となっています。

前回調査結果と比較すると、本調査の結果においては、就学児で「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」との回答が8.7ポイント高くなっています。

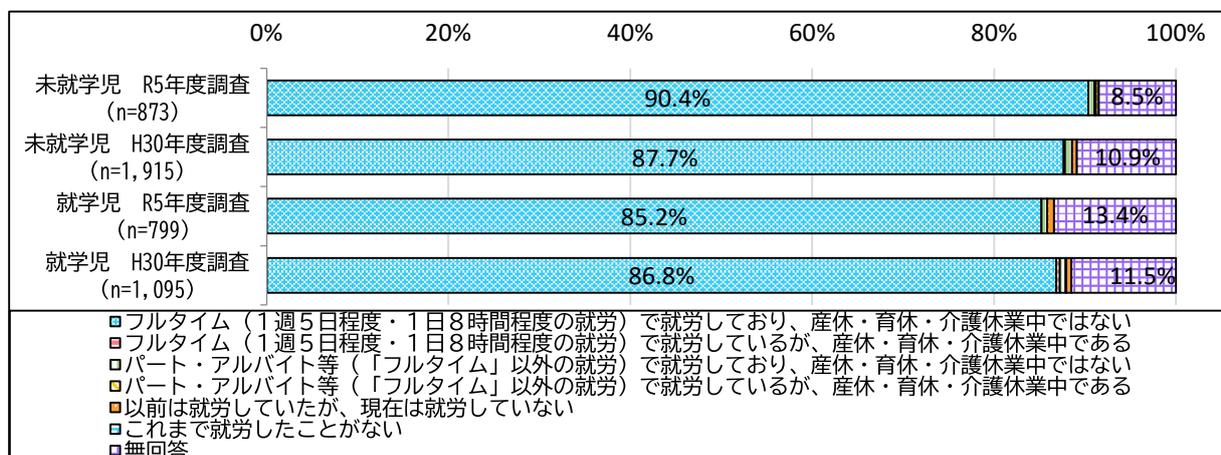


### ◆父親の現在の就労状況（自営業、家族従事者含む）をお答えください。

〈単数回答〉

未就学児では、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が90.4%と最も高く、次いで「無回答」が8.5%となっています。

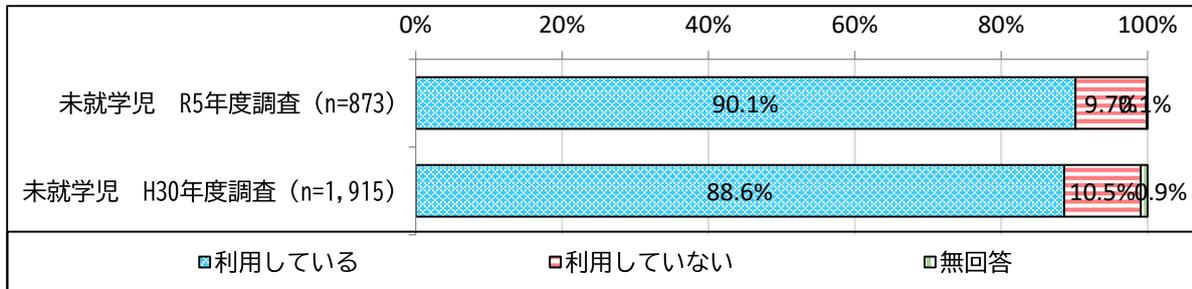
就学児では、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が85.2%と最も高く、次いで「無回答」が13.4%となっています。



### (3) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

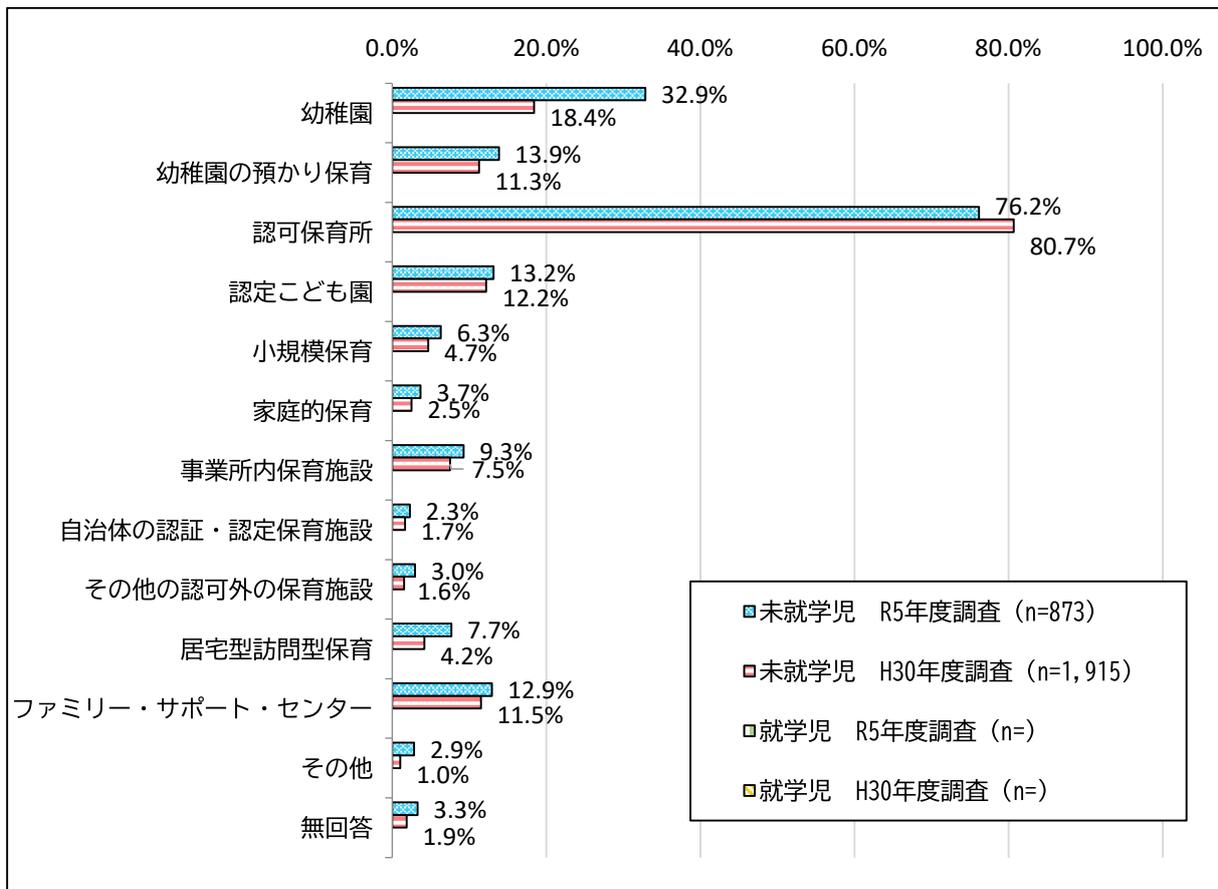
◆お子さんは、現在、幼稚園や保育園などの「定期的な教育・保育事業」を、利用していますか。[未就学児のみ] <単数回答>

「利用している」が90.1%、「利用していない」が9.7%となっています。



◆現在、利用している・していないにかかわらず、定期的に利用したい事業をご記入ください。<複数回答>

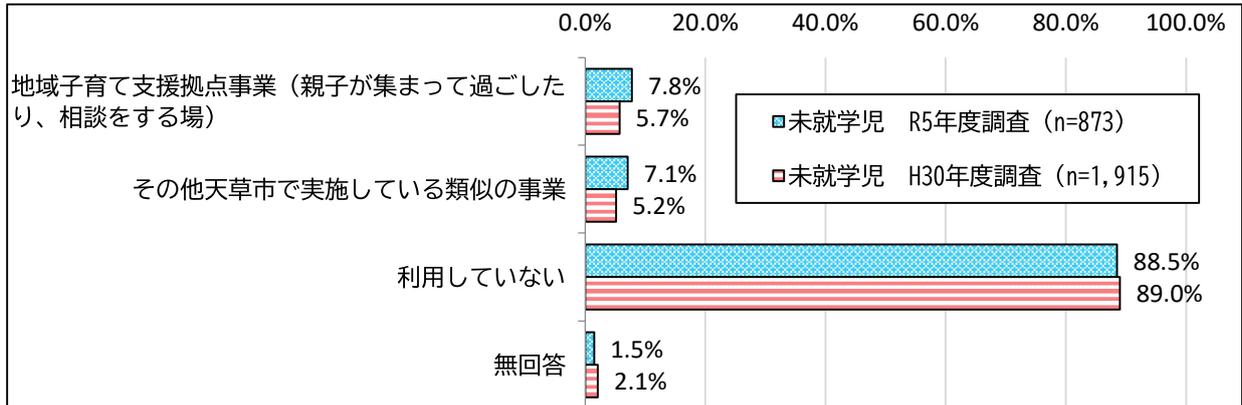
「認可保育所」が76.2%と最も高く、次いで「幼稚園（通常の就園時間の利用）」が32.9%となっています。



#### (4) 地域の子育て支援事業の利用状況について

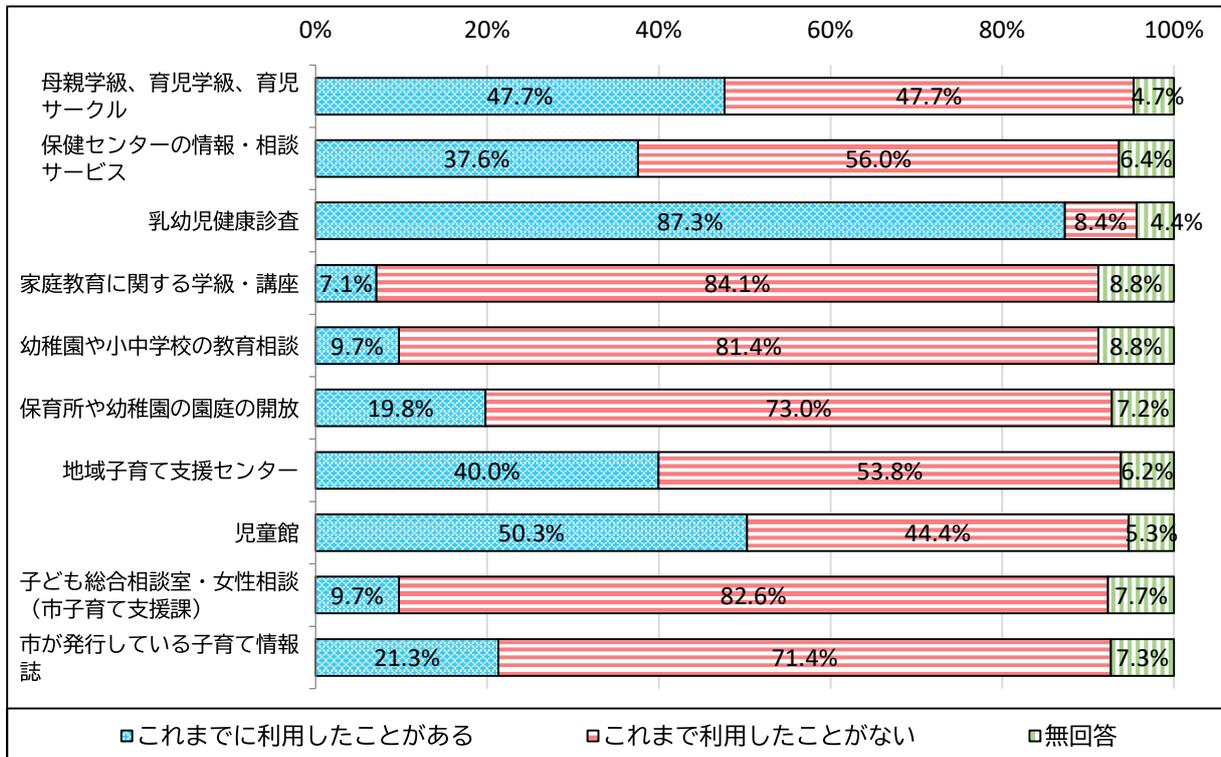
◆地域子育て支援拠点事業を利用していますか。[未就学児] <複数回答>

「利用していない」が88.5%と最も高く、次いで「地域子育て支援拠点事業」が7.8%となっています。



◆次のサービスをこれまでに利用したことはありますか。<単数回答>

利用したことがあると回答した割合は、「乳幼児健康診査」が87.3%と最も高く、次いで「児童館」が50.3%となっています。



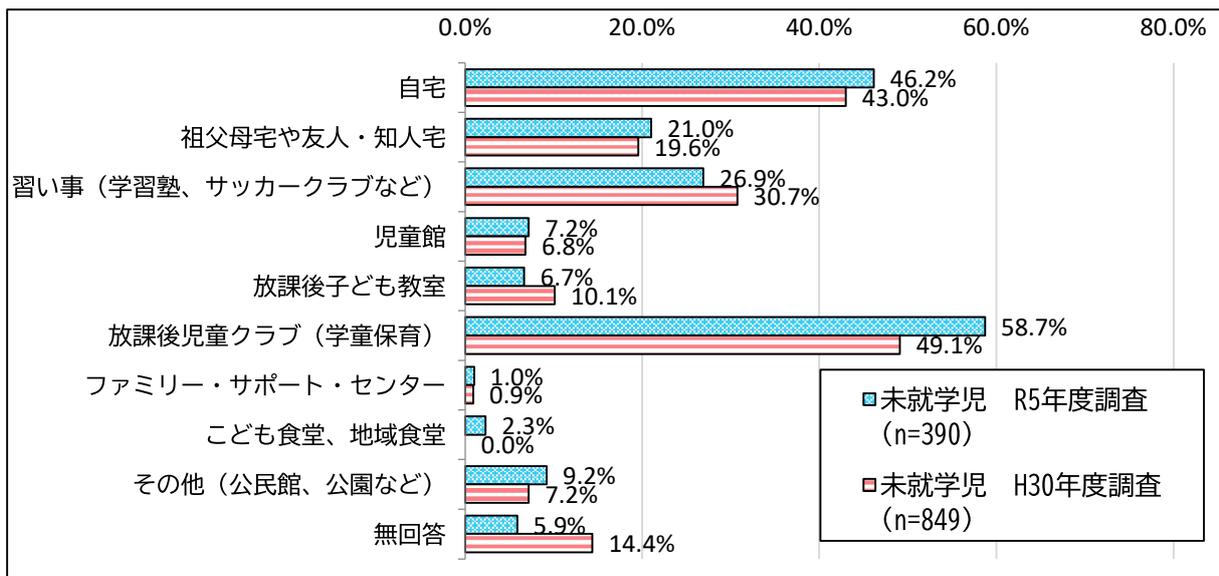
## (5) 放課後（平日）の過ごし方について

◆小学校低学年（1～3年生）及び小学校高学年（4～6年生）の、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。

【未就学児】〈複数回答〉

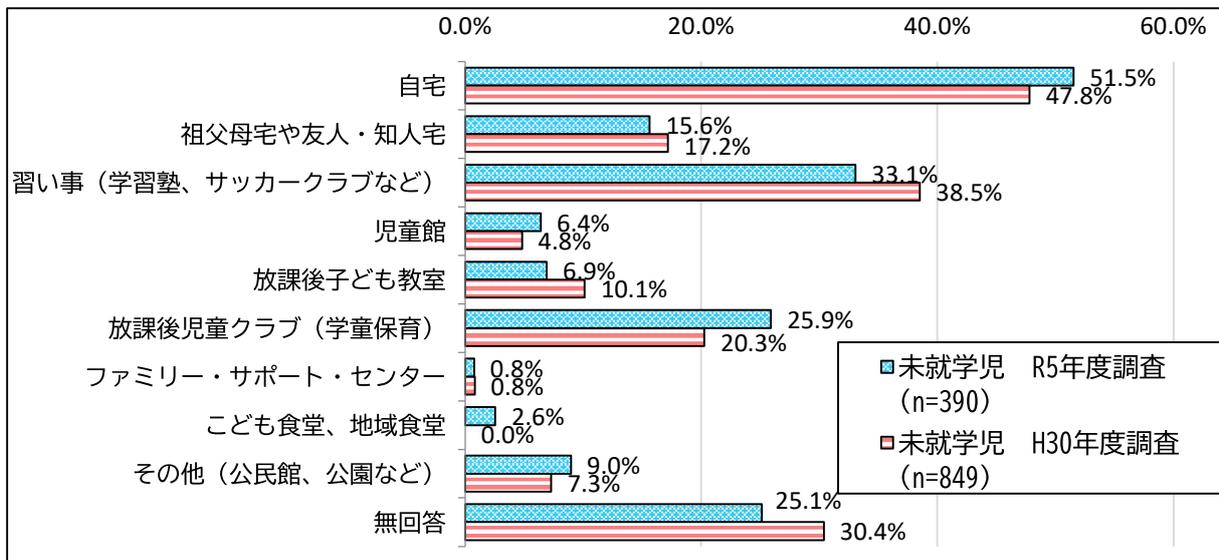
### ◇小学校低学年（1～3年生）

小学校低学年になったときの利用希望は、「放課後児童クラブ」が58.7%と最も高く、次いで「自宅」が46.2%となっています。



### ◇小学校高学年（4～6年生）

小学校高学年になったときの利用希望は、「自宅」が51.5%と最も高く、次いで「習い事」が33.1%となっています。

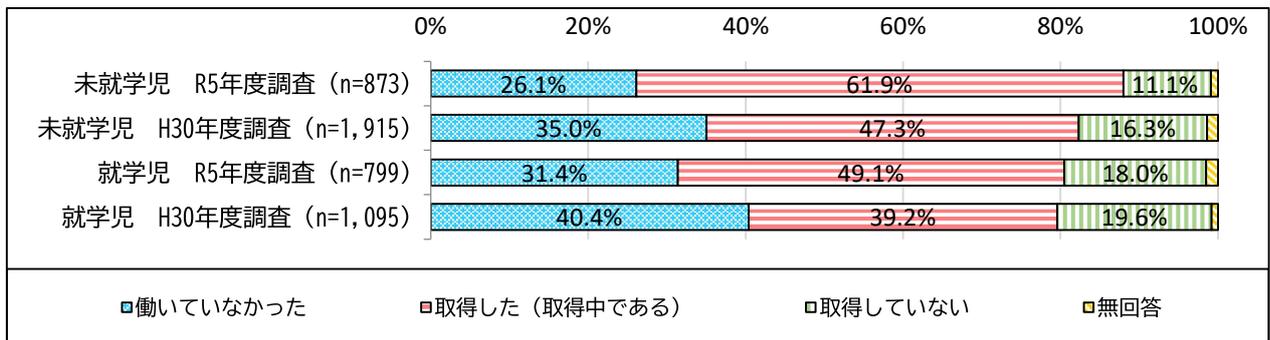


## (6) 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について

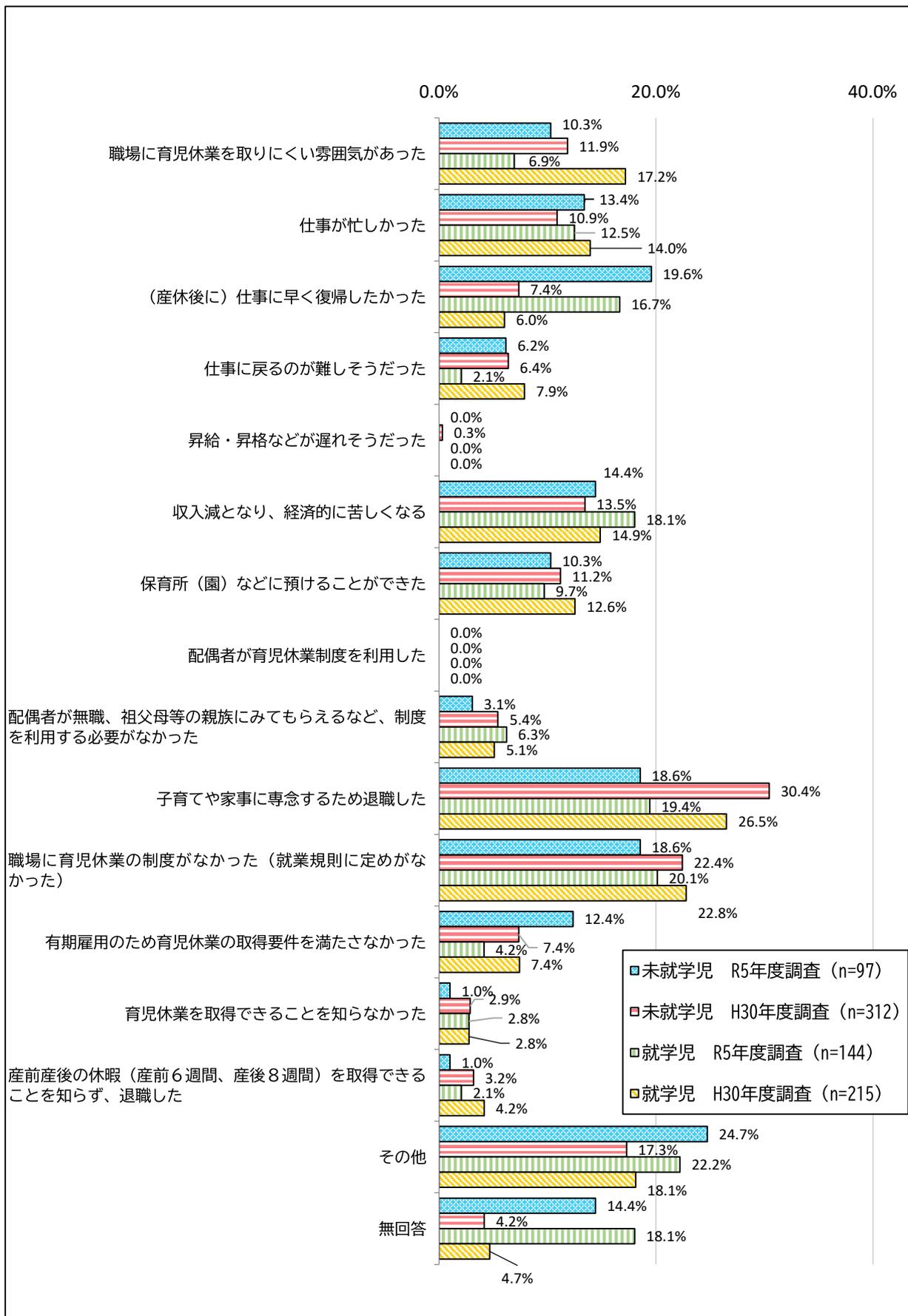
◆お子さんが生まれた時、父母のいずれかもしくは双方が育児休業を取得しましたか。また、取得していない方はその理由は何ですか。〈単数回答〉

### ◇母親

育児休業を「取得した（取得中である）」母親は、未就学児では 61.9%、就学児では 49.1% で、前回調査結果と比較すると、未就学児では 9.9 ポイント、就学児では 14.5 ポイント高くなっています。取得していない理由について前回調査結果と比較すると、就学児の「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」との回答が 10.3 ポイント減少しています。



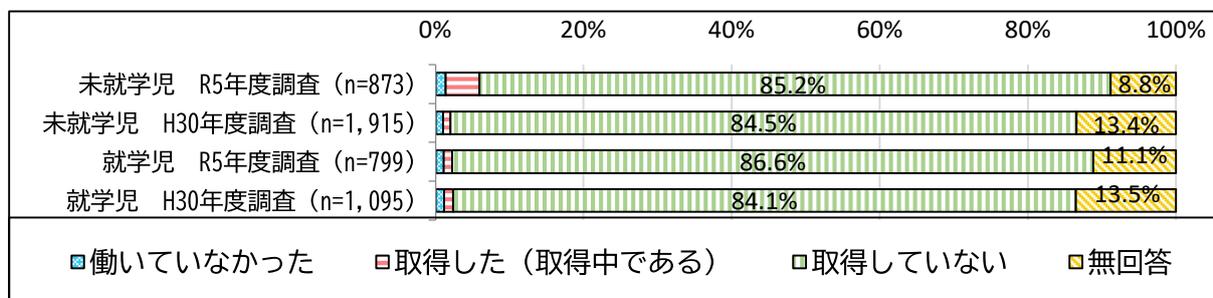
【取得していない理由】



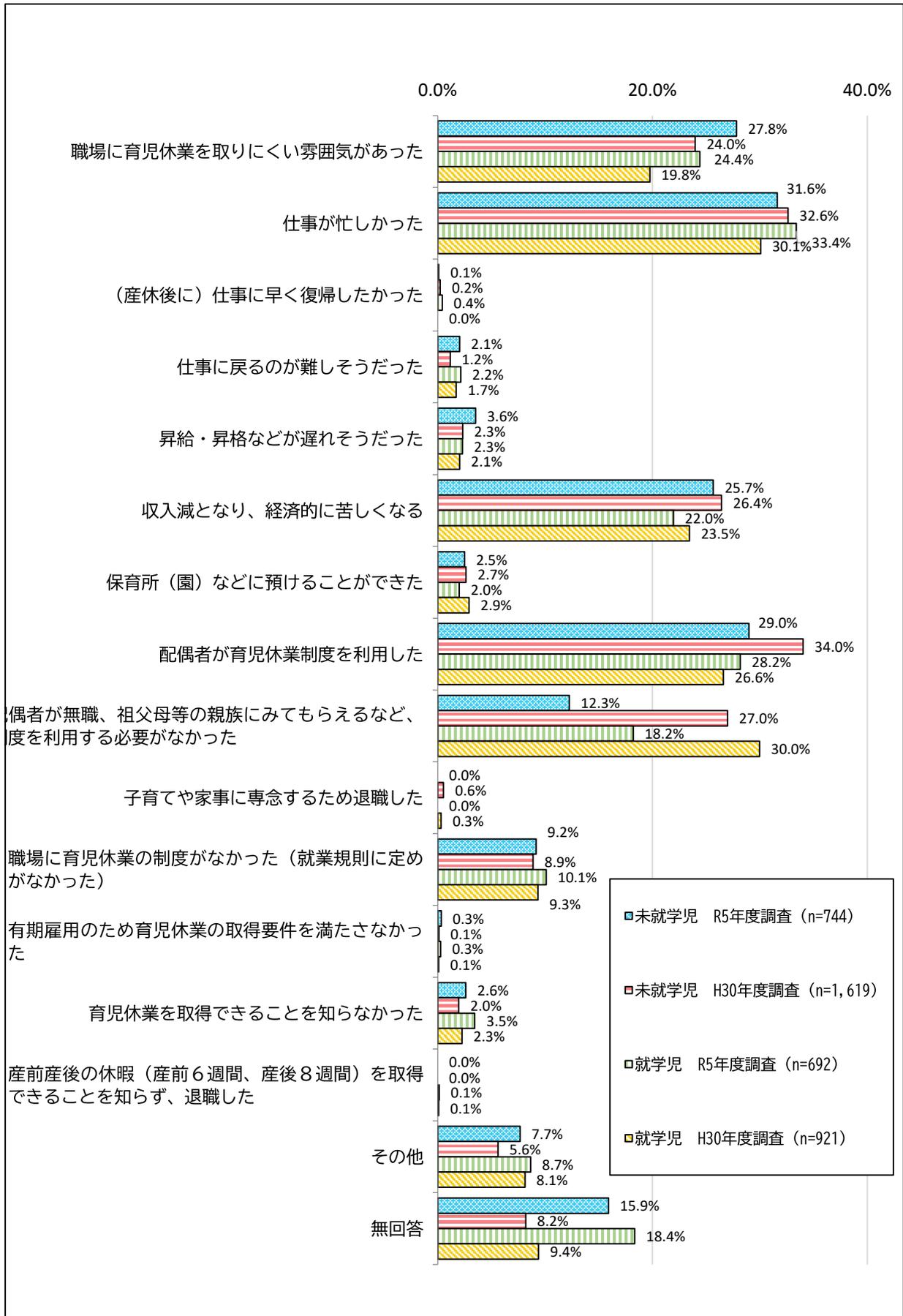
◇父親

未就学児、就学児ともに「取得していない」が最も高くなっていますが、前回調査結果と比較すると、未就学児で「取得した（取得中である）」との回答が3.6ポイント高くなっています。

取得していない理由としては、未就学児、就学児ともに「仕事が忙しかった」（未就学児：31.6%、就学児：33.4%）が最も高く、次いで「配偶者が育児休業制度を利用した」（未就学児：29.0%、就学児：28.2%）となっています。



【取得していない理由】

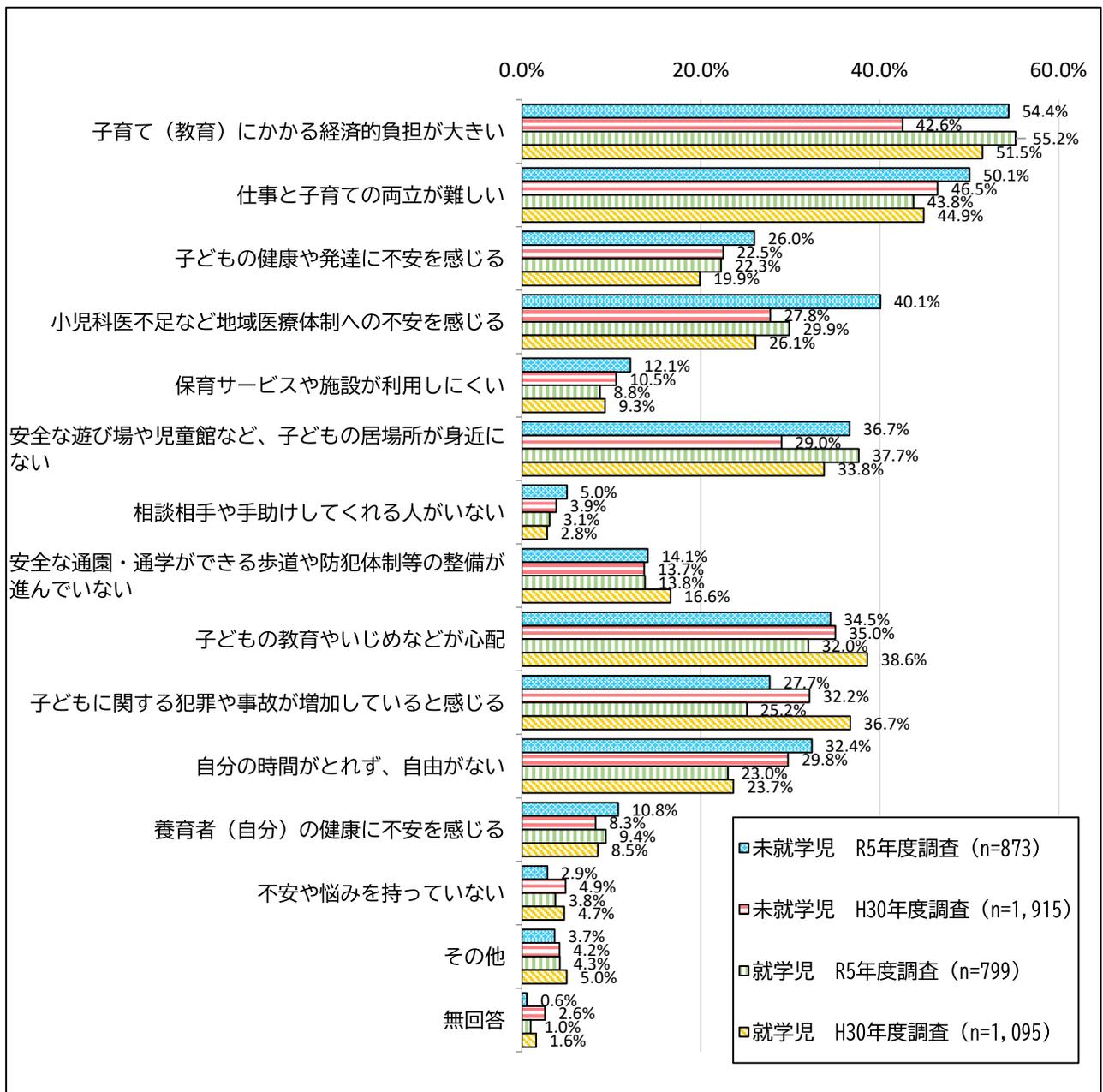


## (7) 子育てに関する不安や悩みについて

◆あなたは、子育てに関してどのような不安や悩みをもっていますか。〈複数回答〉

未就学児、就学時ともに「子育て（教育）にかかる経済的負担が大きい」（未就学児：54.4%、就学児：55.2%）が最も高く、次いで「仕事と子育ての両立が難しい」（未就学児：50.1%、就学児：43.8%）となっています。

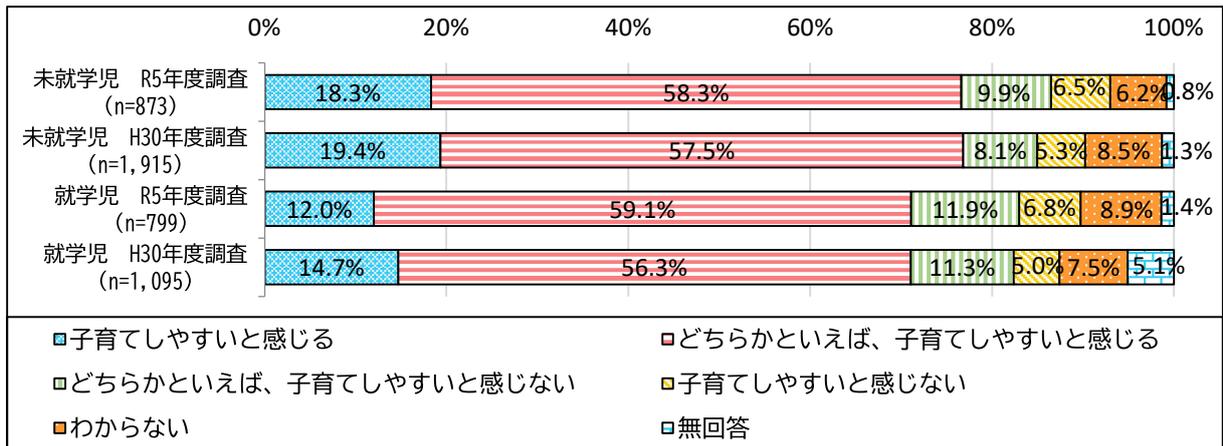
前回調査結果と比較すると、本調査の結果においては、未就学児で「小児科医不足など地域医療体制への不安を感じる」が12.3ポイント、「子育て（教育）にかかる経済的負担が大きい」が11.9ポイント高くなっています。



## (8) 子育てのしやすさについて

◆天草市は、子育てがしやすいまちだと感じますか。〈単数回答〉

未就学児では、「子育てがしやすいまちと感じる」（「子育てしやすいと感じる」と「どちらかといえば、子育てしやすいと感じる」の割合の合計）が76.6%、就学児では71.1%となっています。



### 3 こども意見聴取の結果

#### (1) こどもアンケート調査結果

##### 【実施概要】

- 調査対象：本市在住の小学生、中学生、高校生、専門学校生
- 調査時期：令和6年9月
- 調査方法：Webによるアンケート

調査対象	対象児童・生徒数	有効回収数	有効回答率
小学生	3,160	301	9.5%
中学生	1,816	1,148	63.2%
高校生	1,640	643	39.2%
専門学校生	122	96	78.7%
合計	6,738	2,188	32.5%

##### 【アンケート結果（一部抜粋）】

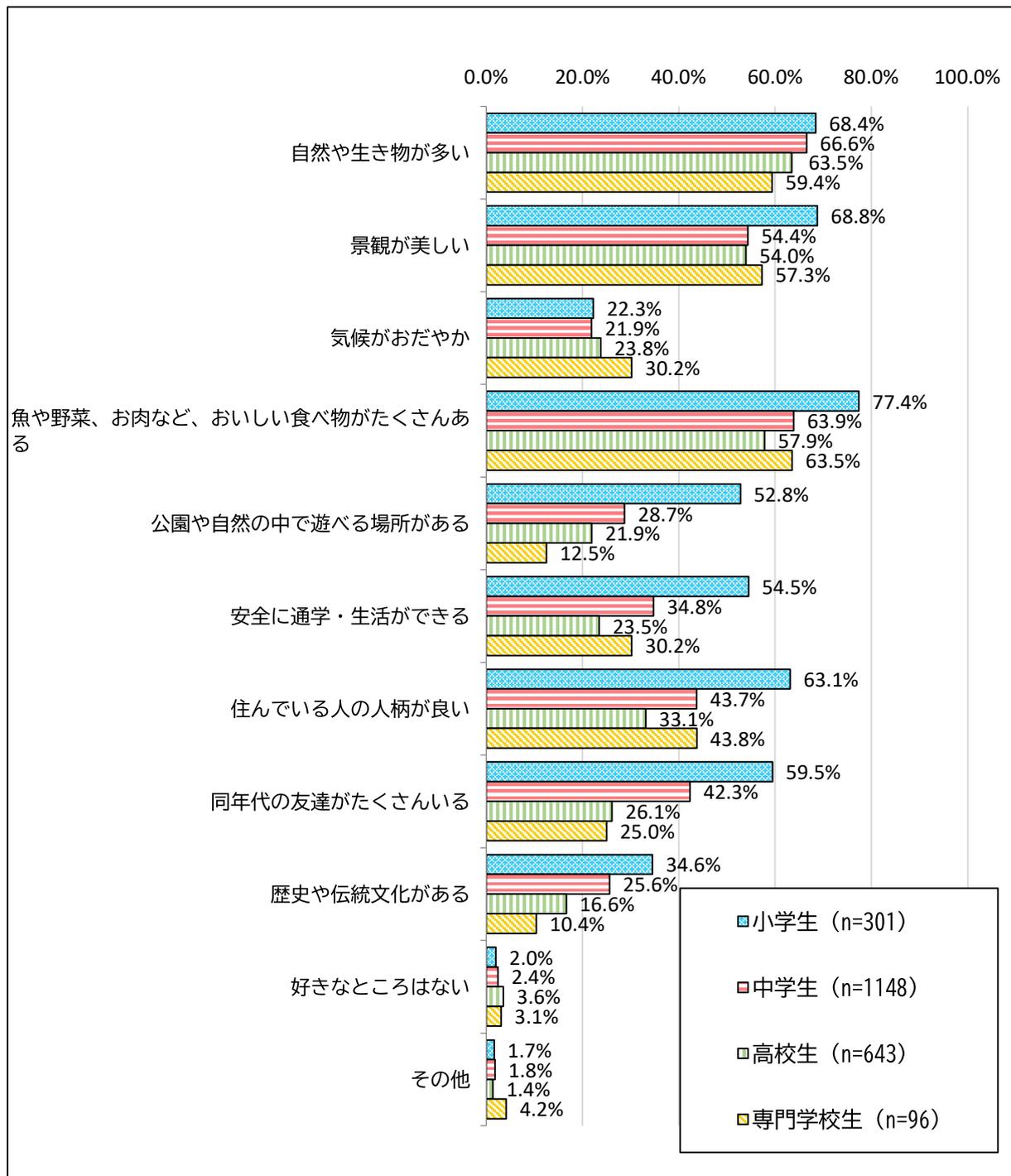
##### ■天草市を住み続けたいまちにするための意見（自由回答）

小学生	中学生
<ul style="list-style-type: none"> <li>・遊ぶための施設や大学、専門学校、こどもが過ごせる場所を増やす。</li> <li>・ポイ捨てをなくし、豊かな自然、美しいまちを守る。</li> <li>・危険のない、明るく安全なまちにする。</li> <li>・交通の便を良くする。 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遊ぶための施設や大学、スポーツできる場所、こどもが過ごせる場所を増やす。</li> <li>・仕事の選択肢を増やす。</li> <li>・交通機関を充実させる。</li> <li>・買い物ができる施設を増やす。 など</li> </ul>

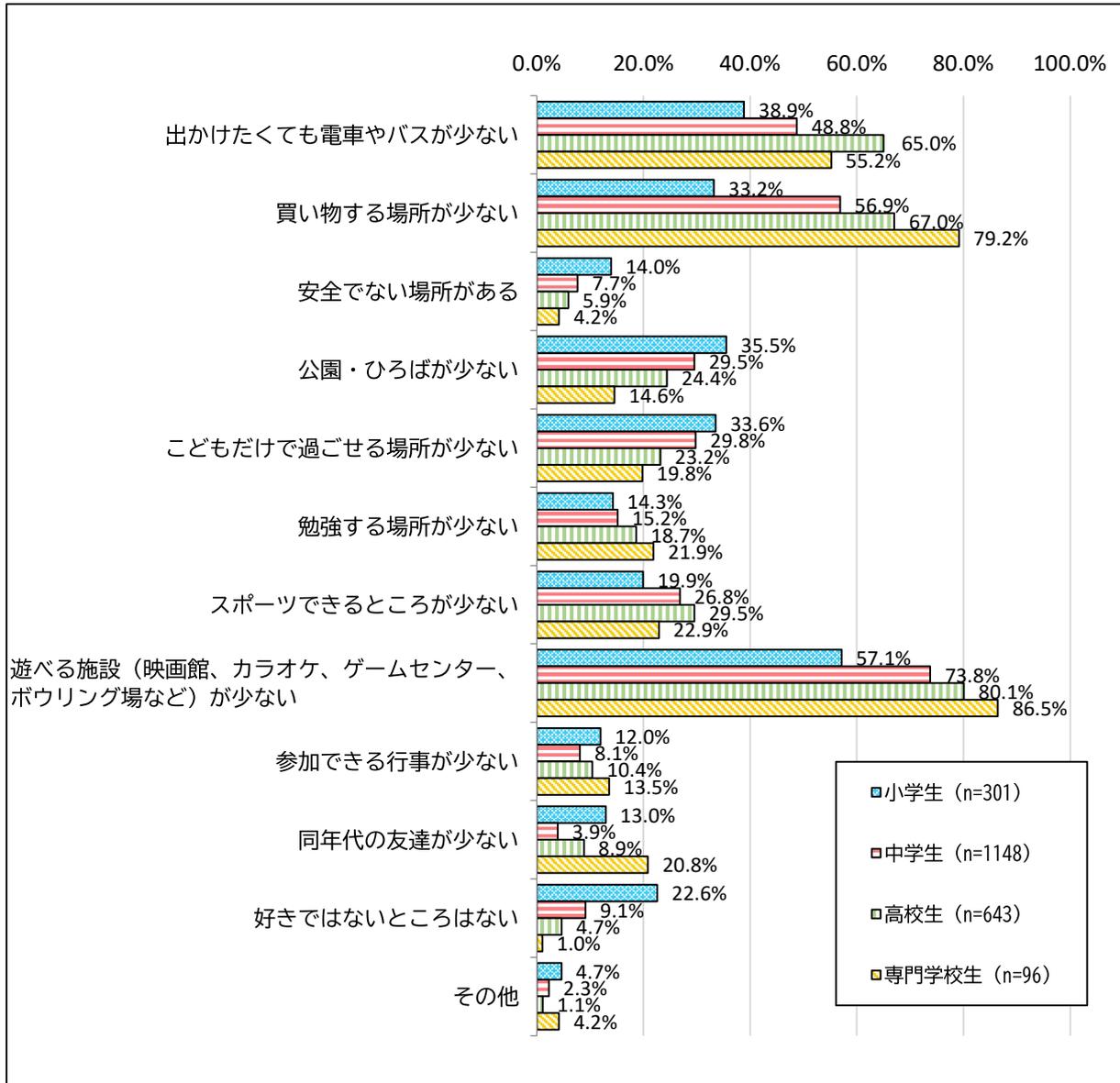
高校生	専門学校生
<ul style="list-style-type: none"> <li>・遊ぶための施設、スポーツできる場所、屋内で過ごせる場所、飲食店を増やす。</li> <li>・交通機関を充実させる。</li> <li>・企業を誘致し、働ける場所を増やす。</li> <li>・買い物ができる施設を増やす。</li> <li>・天草の魅力を発信し観光客や移住者を増やす。 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遊べる施設、スポーツができる施設、ショッピングモールなど若者が過ごせる施設を増やす。</li> <li>・交通手段を増やす。</li> <li>・働ける場所を増やす。</li> <li>・明るく、安全なまちにする。 など</li> </ul>

【アンケート結果（一部抜粋）】

■天草市の好きなおところ



■天草市の好きではないところ



子どもアンケート結果の詳細は市のホームページに掲載しています。

ホームページ URL

<https://www.city.amakusa.kumamoto.jp/kiji00312920/index.html>



## (2) こども・若者会議（ワークショップ）結果

### 【実施概要】

地区	区域	対象者	対象の学校	参加者	開催日時	会場
有明	東部	小学生	有明小	0名	R6.8.20(火)	有明中学校
		中学生	有明中	26名	9:30～	
牛深	西部	高校生	牛深高	5名	R6.8.22(木)	牛深高校
		小学生	牛深小、牛深東小	1名	R6.8.22(木)	
		中学生	牛深中、牛深東中	0名	14:00～	
本渡	中央部・東部	小学生	本渡南小、本渡北小、本渡東小、佐伊津小、本町小、亀川小、楠浦小	2名	R6.8.23(金)	国際交流会館ポルト3Fホール
		中学生	本渡中、本渡東中、稜南中	5名		
		高校生	天草高、天草工業、天草拓心	9名	R6.8.23(金)	
		専門学生	本渡看護専門学校、天草准看護高等専修学校	0名	13:30～	

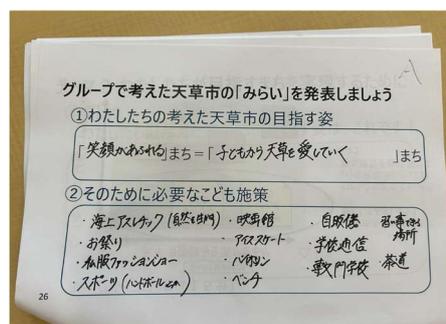
### 【ワークショップでの意見（一部抜粋）】

#### ■ “いま”の天草市に関する主な意見

	好きなところ	好きではないところ
小中学生	<ul style="list-style-type: none"> <li>海がきれい。</li> <li>自然が豊か。</li> <li>魚がおいしい。</li> <li>イルカがいる。</li> <li>高齢者と若者の仲が良い。</li> <li>地域の人がやさしい。</li> <li>世界遺産がある。 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>お店が少ない。</li> <li>こどもが少ない。</li> <li>交通が不便。</li> <li>遊び場所が少ない。</li> <li>当番病院が少ない。</li> <li>バスの料金が安い。 など</li> </ul>
高校生	<ul style="list-style-type: none"> <li>海や山などの自然が豊か。</li> <li>魚がおいしい。</li> <li>人や地域とのつながりが良い。 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>お店や娯楽施設が少ない。</li> <li>交通が不便。</li> <li>人口が少ない。</li> <li>雇用の場が少ない。 など</li> </ul>

■ “みらい” の天草市に関する主な意見

	天草市の目指す姿	必要なこども施策
小中学生	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 新しいが多いまち</li> <li>• 笑顔があふれるまち～こどもから天草を愛していくまち</li> <li>• にぎやかで暮らしやすいまち～こどもが多く、お店が充実しているまち</li> <li>• 学べる場所を増やし、人との交流を深めるまち</li> <li>• 美しいまち～海がきれいなまち など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• こどもの休める場所（居場所）をつくる。</li> <li>• 専門学校や大学を増やす。</li> <li>• 天草だけではなく、全国の学生と交流する。</li> <li>• 宣伝に力を入れる。</li> <li>• 観光名所のアピールをする。</li> <li>• SNSで発信をして魅力をアピールする。</li> <li>• 自然を活かした海上アスレチックの設置。 など</li> </ul>
高校生	<ul style="list-style-type: none"> <li>• にぎやかなまち～こどもからお年寄りまで住みやすいまち</li> <li>• すばらしいまち～自然を生きし、大人になって帰ってきたいまち など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 子育て世代の交流を促進する取り組みをする。</li> <li>• 移動手段を増やす。</li> <li>• 山や海の自然を活かす。</li> <li>• 天草市の良さを伝える。</li> <li>• 観光名所のアピールをする。</li> <li>• 宅配サービスやお年寄りができる習い事を増やす。 など</li> </ul>



## 4

## 関係団体ヒアリング調査の結果

## (1) 保育園・幼稚園の園児・職員へのヒアリング結果

## 【園児へのヒアリング実施概要】

- 調査対象：天草市内の幼稚園・保育園に通う園児
- 調査方法：ワークショップ形式
- 調査の流れ：アイスブレイクとして、園児たちと天草市の好きなおところについて会話した後、絵本「ぼくのまちをつくろう！」（作・絵 スギヤマカナヨ／理論社）の読み聞かせを行い、まちづくりのイメージを共有。その後、天草市がどんなまちだったら嬉しいか、どんな場所やものがあると嬉しいか、園児たちが絵に描いて発表。（発表は、教室の床を天草市に見立て、まちづくりをイメージして絵を配置しながら実施。）

## 【ヒアリング結果（一部抜粋）】

園児の主な意見
<ul style="list-style-type: none"> <li>・昆虫がたくさん住む森があるといい、川遊びがしたい。 （自然の中で思いっきり遊べる場所・機会への要望）</li> <li>・コストコやイオンのような商業施設がほしい。 （屋内で楽しめる場所への要望）</li> <li>・市内で遠くに住む祖父母とすぐに会えるといい。 （市内の移動や、高齢者が暮らしやすいまちへの要望）</li> <li>・バスケットボールやサッカー、スイミングなどができるスポーツ施設がほしい。</li> </ul>



【職員へのヒアリング実施概要】

- 調査対象：市内の幼稚園・保育園の職員
- 調査方法：職員へのヒアリング

【ヒアリング結果（一部抜粋）】

園児の主な意見
<ul style="list-style-type: none"> <li>・昆虫がたくさん住む森があるといい、川遊びがしたい。 （自然の中で思いっきり遊べる場所・機会への要望）</li> <li>・コストコやイオンのような商業施設がほしい。（屋内で楽しめる場所への要望）</li> <li>・市内で遠くに住む祖父母とすぐに会えるといい。 （市内の移動や、高齢者が暮らしやすいまちへの要望）</li> <li>・バスケットボールやサッカー、スイミングなどができるスポーツ施設がほしい。</li> </ul>

## （２）子育て支援施設の職員へのヒアリング結果

【職員へのヒアリング実施概要】

- 調査対象：こども食堂、障がい児施設、学習支援施設
- 調査方法：職員へのヒアリング

【ヒアリング結果（一部抜粋）】

こども食堂（まるちゃん家）	障がい児支援施設 （天草園域児童発達支援センターすくすく園）	学習支援施設 （熊本学習支援センター天草下田南校）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・主な支援内容は食事、学習、地域住民の交流場所の提供。</li> <li>・コロナ禍の失業による困窮や口コミでの評判により利用者は増加傾向にある。</li> <li>・市内での地域差が大きいと感じる。</li> <li>・運営資金を助成金により確保しているが、毎年安定して確保できるものではないため、活動の継続に不確定要素が大きい。</li> <li>・運営資金を確保できれば会食の再開や体験学習の提供の拡大を考えている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主な支援内容は、児童発達支援、放課後等デイサービス。障がいを持つこどものコミュニティ形成に力を入れている。</li> <li>・言語聴覚士、作業療法士、心理士などの資格保有者のニーズがあるが確保が難しい。</li> <li>・遠方の家庭はニーズがあっても送迎の困難さから通所が難しい。</li> <li>・天草市内に発達障がい児のための小児科が不足している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主な支援内容は、不登校の小中学生と通信制在籍の高校生に対する、学習支援、スポーツレクリエーション、イベント等の提供。特に体験学習に力を入れている。</li> <li>・運営資金を助成金により確保しているが、毎年安定して確保できるものではないため、活動の継続に不確定要素が大きい。</li> <li>・職員の給与が低いと、ノウハウの蓄積が重要な活動にも関わらず職員の離職が多い。</li> </ul>

## 5 各種資料（統計データ等）

### （1）乳幼児・児童数の推計

東部

単位（人）

	実績					見込み				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	70	61	49	48	47	46	45	44	43	42
1歳	72	81	60	49	50	49	48	47	46	45
2歳	85	71	76	58	43	48	47	46	45	44
3歳	81	84	67	75	59	42	47	46	45	44
4歳	92	86	83	69	69	59	42	47	46	45
5歳	98	91	84	81	70	69	59	42	47	46
6歳	90	102	94	81	79	70	69	59	42	47
7歳	103	88	99	95	80	78	69	68	58	41
8歳	107	105	90	96	92	80	78	69	68	58
9歳	119	107	107	87	94	91	79	77	68	67
10歳	111	118	106	105	81	92	89	77	75	66
11歳	119	111	118	104	104	80	91	88	76	74
合計	1,147	1,105	1,033	948	868	804	763	710	659	619

各年3月31日現在

## 中央部

単位(人)

	実績					見込み				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	279	304	284	248	254	252	250	248	246	244
1歳	320	269	292	290	255	253	251	249	247	245
2歳	334	319	272	286	292	253	251	249	247	245
3歳	346	328	311	270	285	290	252	250	248	246
4歳	391	336	340	311	271	284	289	251	249	247
5歳	377	390	330	337	298	268	281	286	248	246
6歳	396	376	376	333	338	295	265	278	283	245
7歳	393	399	384	376	332	340	296	266	279	284
8歳	375	391	388	381	378	329	337	293	263	276
9歳	428	380	384	382	379	377	328	336	292	262
10歳	439	431	372	384	383	378	376	327	335	291
11歳	397	440	429	372	381	382	377	375	326	334
合計	4,475	4,363	4,162	3,970	3,846	3,701	3,553	3,408	3,263	3,165

各年3月31日現在

## 西部

単位(人)

	実績					見込み				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	59	61	53	37	50	49	48	47	46	45
1歳	74	62	59	48	35	48	47	46	45	44
2歳	73	72	64	61	51	35	48	47	46	45
3歳	79	69	70	63	59	48	33	45	45	44
4歳	78	81	66	68	63	58	47	32	44	44
5歳	94	76	79	66	73	63	58	47	32	44
6歳	79	90	77	78	61	71	61	56	46	31
7歳	94	76	89	74	82	60	69	60	55	45
8歳	104	93	77	87	74	82	60	69	60	55
9歳	94	104	91	76	87	72	80	58	67	58
10歳	108	94	106	88	75	86	71	79	57	66
11歳	120	105	94	103	89	74	85	70	78	56
合計	1,056	983	925	849	799	746	707	656	621	577

各年3月31日現在

## 天草市全域

単位（人）

	実績					見込み				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	408	426	386	333	351	347	343	339	335	331
1歳	466	412	411	387	340	350	346	342	338	334
2歳	492	462	412	405	386	336	346	342	338	334
3歳	506	481	448	408	403	380	332	341	338	334
4歳	561	503	489	448	403	401	378	330	339	336
5歳	569	557	493	484	441	400	398	375	327	336
6歳	565	568	547	492	478	436	395	393	371	323
7歳	590	563	572	545	494	478	434	394	392	370
8歳	586	589	555	564	544	491	475	431	391	389
9歳	641	591	582	545	560	540	487	471	427	387
10歳	658	643	584	577	539	556	536	483	467	423
11歳	636	656	641	579	574	536	553	533	480	464
合計	6,678	6,451	6,120	5,767	5,513	5,251	5,023	4,774	4,543	4,361

各年3月31日現在

## （２）教育・保育の提供区域別の状況（施設数・利用児童数）

## ■保育所（園）の施設数・利用児童数

単位（か所・人）

区域	項目	実績				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
東部	施設数	11	11	11	11	11
	児童数	444	422	356	336	309
中央部	施設数	24	24	23	21	20
	児童数	1,456	1,368	1,311	1,248	1,177
西部	施設数	11	11	10	10	9
	児童数	346	320	287	257	266
市全域	施設数	46	46	44	42	40
	児童数	2,246	2,110	1,954	1,841	1,752

各年5月1日現在

■認定こども園の施設数・利用児童数

単位（か所・人）

区 域	項 目	実 績				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
中央部	施設数	1	1	1	1	1
	児童数	56	54	53	50	48
西部	施設数	1	1	1	1	1
	児童数	25	36	36	34	39
市全域	施設数	2	2	2	2	2
	児童数	81	90	89	84	87

各年5月1日現在

■小規模保育事業所の施設数・利用児童数

単位（か所・人）

区 域	項 目	実 績				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績なし						

■幼稚園の施設数・利用児童数

単位（か所・人）

区 域	項 目	実 績				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
東部	施設数	1	1	1	1	1
	児童数	20	18	18	12	13
中央部	施設数	4	4	4	4	3
	児童数	126	117	85	75	61
西部	施設数	1	1	1	1	1
	児童数	9	3	3	8	7
市全域	施設数	6	6	6	6	5
	児童数	155	138	106	95	81

各年5月1日現在

■企業主導型保育施設の施設数・利用児童数

単位（か所・人）

区 域	項 目	実 績					
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
中央部	施設数	1	1	1	1	1	
	児童数	49	53	64	55	54	
	内 訳	従業員枠	11	10	11	8	10
		地域枠	38	43	53	47	44

各年5月1日現在

■認可外保育施設の施設数・利用児童数

単位（か所・人）

区 域	項 目	実 績				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
中央部	施設数	1	1	1	1	2
	児童数	24	21	16	23	22

各年5月1日現在

■小学校の児童数

単位（人）

区 域	地 区	学 校 名	実 績				
			令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
東部	有明	有明小学校	181	185	177	160	151
	御所浦	御所浦小学校	65	66	73	71	63
	倉岳	倉岳小学校	89	74	71	65	64
	栖本	栖本小学校	69	73	76	68	67
	本渡	本渡東小学校	238	229	215	196	180
中央部	本渡	本渡南小学校	474	465	440	415	408
		本渡北小学校	809	815	783	754	736
		亀川小学校	413	413	403	376	379
		楠浦小学校	126	121	107	106	94
		本町小学校	78	70	63	64	68
		佐伊津小学校	138	142	155	158	161
	新和	新和小学校	99	91	99	84	81
五和	五和小学校	284	284	271	258	243	
西部	牛深	牛深小学校	271	257	243	230	220
		牛深東小学校	123	113	104	98	75
	天草	天草小学校	68	61	55	53	49
	河浦	河浦小学校	133	130	123	122	121
市全域			3,658	3,589	3,458	3,278	3,160

各年5月1日現在

■中学校の生徒数

単位（人）

区 域	地 区	学 校 名	実 績				
			令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
東部	有明	有明中学校	90	85	97	91	96
	御所浦	御所浦中学校	56	42	36	28	34
	倉岳	倉岳中学校	68	68	59	55	39
	栖本	栖本中学校	50	41	40	38	40
	本渡	本渡東中学校	126	124	127	128	120
中央部	本渡	本渡中学校	735	721	744	764	737
		稜南中学校	265	248	254	283	276
	新和	新和中学校	52	45	42	49	45
	五和	五和中学校	142	145	159	135	144
西部	牛深	牛深中学校	169	165	155	143	135
		牛深東中学校	72	77	64	53	52
	天草	天草中学校	39	34	32	37	37
	河浦	河浦中学校	75	74	78	73	61
市全域			1,939	1,869	1,887	1,877	1,816

各年5月1日現在

---

天草市こどもわくわく応援プラン  
(第1期天草市こども計画、第3期天草市子ども・子育て支援事業計画)

発行年月：令和7年3月

発行：天草市

編集：天草市役所 健康福祉部 子育て支援課

住所：〒863-8631 天草市東浜町8番1号

T E L：(代表) 0969-23-1111 (直通) 0969-27-5400

F A X：0969-27-0155

---



